

佐伯市文化財保存活用地域計画 (素案)



2023年 月

佐伯市教育委員会

例言

1. 本事業は、佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係が主体となり、その関連業務の一部を株式会社イビソク大分支店に委託して実施した。
2. 本計画の策定にあたっては、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）文化芸術振興費補助金」の交付を受けて実施した。
3. 本書に掲載した地図の一部は、国土交通省発行の国土数値情報及び、国土地理院発行の基盤地図情報・地理院タイルを加工して作成した。
4. 計画の作成にあたっては、「大分県文化財保存活用大綱」の内容を勘案するとともに、文化庁の指導・助言及び大分県教育庁文化課の助言を受けた。

目次

序 章

第1節	計画作成の背景と目的	1
第2節	計画作成の経過	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の対象	4
第5節	計画の位置づけ	5

第1章 佐伯市の概要

第1節	自然的・地理的環境	12
第2節	社会的状況	22
第3節	歴史的背景	28

第2章 佐伯市の歴史文化資源の概要と特徴

第1節	指定等文化財	39
第2節	未指定の歴史文化資源	52
第3節	歴史文化資源の把握調査	54

第3章 佐伯市の歴史文化の特徴と関連歴史文化資源群

第1節	歴史文化の特徴	64
第2節	関連歴史文化資源群	68

第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する将来像と視点

第1節	歴史文化資源に関する将来像と将来像実現に向けた視点	93
第2節	歴史文化資源の保存・活用に関する課題と方針	95
第3節	関連歴史文化資源群の保存・活用に関する課題と方針	100

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1節	歴史文化資源の保存・活用に関する措置	105
第2節	関連歴史文化資源群の保存・活用に関する措置	111

第6章 歴史文化資源の防犯・防災

第1節	歴史文化資源の防犯・防災に関する課題	120
第2節	歴史文化資源の防犯・防災に関する方針	121
第3節	歴史文化資源の防犯・防災に関する措置	122

第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

第1節	佐伯市の体制	123
第2節	計画の進捗管理	125

序章

第 1 節 計画作成の背景と目的

佐伯市は大分県の南端に位置し、総面積 903.14 km² という九州で最も広大な市域をもつ自治体で、市内各地に合計 268 件の国・県・市指定など文化財を有する（令和 5 年（2021）6 月現在）豊かな自然と文化を持つまちである。これらの文化財は、いずれも郷土の歴史・社会・自然などを語る上で貴重なものであり、人々と地域のつながりを認識し、郷土愛を醸成する、市民にとって誇るべきものとなっている。

近年、少子高齢化による人口減少をはじめとする社会環境の変化により、文化財を次世代に継承する担い手が不足し、その結果、文化財の滅失や散逸が発生していることが大きな課題となっている。本市においても少子高齢化による人口減少は顕著であり、それに加えて人口の市中心市街地への集中や市外への移住により地域コミュニティの縮小も進んでいる。これにより文化財継承の担い手が不足しているだけでなく、地域の目が届かなくなった文化財の盗難や、所有者の世代交代をきっかけとする文化財の散逸の危険性が増大している。さらに、激しさを増す近年の自然災害も、文化財の破損や滅失の可能性を高める要因である。

そのような社会的な課題を解決するために、平成 30 年（2018）に策定した「第 2 次佐伯市総合計画」には、地域のアイデンティティともいえる文化財や伝統文化を活用しながら、次の世代へ保存・継承していくことが求められていると明記されている。

こうした中、国は文化財の滅失や散逸を防ぐことが緊急の課題であるとして、平成 30 年に文化財保護法を改正し、文化財の計画的な保存・活用を図るために、都道府県が総合的な施策の大綱を策定できることとし、さらに市町村が都道府県の大綱を勘案し総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができることと規定した。

それを受け、大分県教育委員会では、大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、価値を共有することを通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とし、令和 3 年 3 月に「大分県文化財保存活用大綱」（以下、「大綱」という）を策定した。

このような背景や動向を踏まえて佐伯市教育委員会は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づき「佐伯市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という）を作成することとした。地域計画の作成においては、「さいきオーガニック憲章」に象徴される、市民主体の持続可能なまちづくりの理念を念頭に置いた。佐伯市民が文化財や伝統文化を身近なものとして捉え、自主・自立的に保存・活用することを通じて地域が活性化し、佐伯のアイデンティティの一つである歴史文化の持続的な保護・継承へとつながることを期待している。さらに、地域に根付く文化財の防災・防犯体制や防災方針を確立することも目的とした。

第2節 計画作成の経過

本計画の作成にあたっては、学識経験者や地元住民からなる佐伯市文化財保存活用地域計画協議会（以下、協議会という）を組織した。さらに、協議会に庁内部会を置き、行政内部の各課との連携や調整を図った。また、佐伯市文化財保護審議会に意見聴取を行った。

NO.	氏名	所属等	分野等
1	段上 達雄	別府大学 特任教授	民俗学
2	上野 淳也	別府大学 教授	考古学・中世史
3	岩崎 義則	九州大学 准教授	近世史
4	小柳 和宏	中津市歴史博物館 嘱託職員	考古学・石造物
5	安田 晃子	宇佐市平和ミュージアム建設準備室 非常勤職員	近代史
6	平野 憲司	佐伯市史編さん自然部会委員	天然記念物
7	一法師 英昭	大分県文化財保護指導委員	文化財
8	丁田 健太郎	佐伯史談会 会長	郷土史研究団体
9	永松 毅文	佐伯市観光協会 業務執行理事	観光協会
10	河野 文美	元佐伯市地域おこし協力隊員	地域おこし協力隊
11	山路 康弘	大分市立西の台小学校 教頭	文化財保存技術
12	佐藤 信	大分県教育庁文化課	大分県文化財保存活用大綱との調整
事務局	佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係		

委員の所属等は令和5年3月現在のもの

NO.	職名	NO.	職名
1	社会教育課長	5	観光課長
2	政策企画課長	6	都市計画課長
3	地域振興課長	7	防災危機管理課長
4	文化芸術交流課長	8	学校教育課長

NO.	氏名	区分	分野等
1	丁田 健太郎	地域関係	佐伯地区
2	柴川 英敏	地域関係	宇目地区・石造物
3	矢野 京市	地域関係	宇目地区・カモシカ
4	小野 英治	地域関係	弥生地区・城郭
5	岡崎 税	地域関係	上浦地区
6	山口 勝久	地域関係	弥生地区
7	戸田 博康	地域関係	本匠地区
8	卜部 辰美	地域関係	鶴見地区
9	濱田 宗一郎	地域関係	米水津地区
10	清家 隆仁	地域関係	蒲江地区・民俗芸能
11	木村 義友	地域関係	蒲江地区
12	田中 裕介	学識経験者（別府大学教授）	考古学
13	段上 達雄	学識経験者（別府大学特任教授）	民俗学

地域計画は、以下の会議などを経て作成した。

令和3年度（2021）		
令和 3年 7月 2日	令和3年度第1回文化財保護審議会	計画作成の報告
令和 3年 8月 11日	令和3年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 庁内部会	今年度事業内容の協議
令和 3年 11月 25日	令和3年度第2回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	アンケート内容の協議
令和 3年 12月 1日～22日	歴史・文化・自然に関する市民アンケート調査	意識調査・文化財の現状確認
令和 4年 3月 22日	令和3年度第3回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和4年度（2022）		
令和 4年 12月 1日	令和4年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 1月 28日	令和4年度第2回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 3月 6日	令和4年度第3回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 3月 28日	令和4年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 庁内部会	計画素案に対する意見聴取
令和5年度（2023）		
令和 5年 ○月 ○日	令和5年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討
令和 5年 ○月 ○日	令和5年度第1回文化財保護審議会	計画案の検討
令和 5年 ○月 ○日～○日	パブリックコメント	市民意見提出手続き
令和 5年 ○月 ○日	庁内部会	計画案の検討
令和 5年 ○月 ○日	令和5年度第2回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画案の最終確認

第3節 計画の期間

地域計画の計画期間は、市政運営の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」（対象期間：平成30年度（2018）～令和9年度（2027））との整合を図るため、令和6年度（2024）から令和9年度までの4か年とする。

なお、社会的な要因や、調査・整備の進捗、財政状況、また計画に記載した措置などの取組の進捗状況を適宜確認し、計画期間の変更、佐伯市内に存在する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、地域計画の実施に影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合は文化庁長官による変更の認定を受ける。また、軽微な変更の場合には大分県を通じて文化庁へ報告を適宜行うこととする。

第4節 計画の対象

文化財とは「我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」である。文化財保護法では「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と定義し、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型と、文化財の保存技術や埋蔵文化財をその対象としている。大分県文化財保護条例や佐伯市文化財保護条例もこれに準じている。

しかし、後述する市民アンケートの結果（第2章第3節）にも示されたように、佐伯地域の歴史・文化・自然を表すものとして市民がイメージするものは、法律上の「文化財」だけにとどまらず、伝承や場所、地形など多岐にわたっている。

これらのことから、本計画では法律上の「文化財」に加えて、その周囲にあって佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な「もの」「こと」などを幅広く対象とし、これを「歴史文化資源」と定義する。

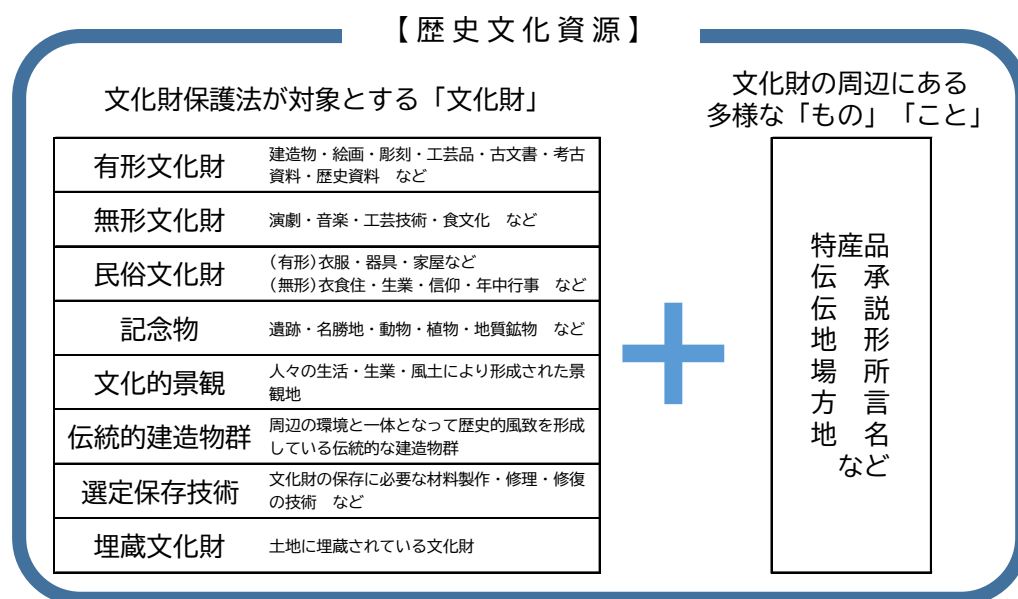


図0-1 本計画の対象

第5節 計画の位置付け

地域計画の作成にあたっては、「第2次佐伯市総合計画」と「第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、大分県の大綱を勘案しつつ、歴史文化資源の保存・活用にかかる基本的なアクション・プランとして計画を位置付ける。また、関連する市の諸計画などと整合を図った。上位計画と市の関連計画などにおける文化財の取組状況については、以下のとおりである。

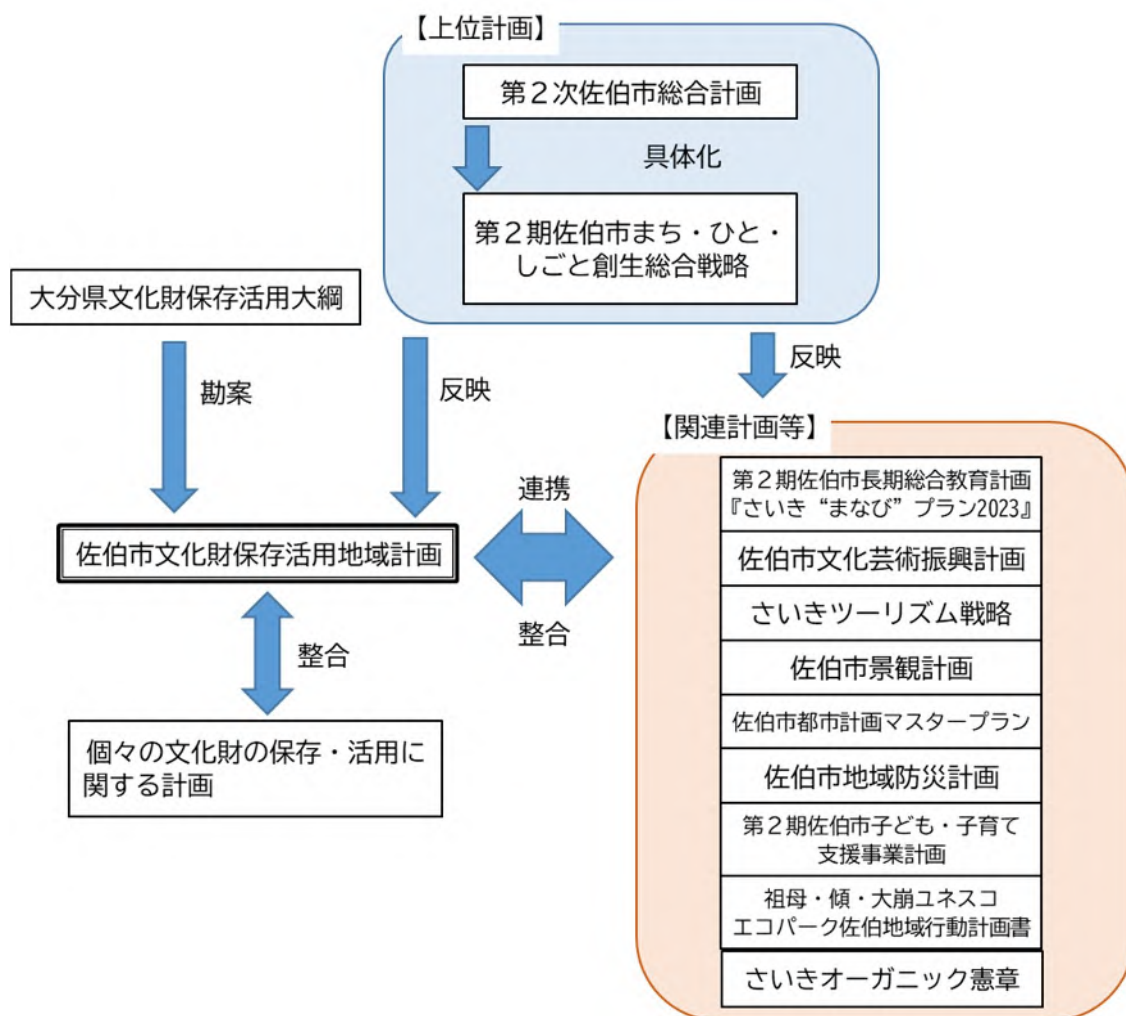


図 0-2 本計画の位置付け

a. 第2次佐伯市総合計画

策定年月	平成30年(2018)4月	計画期間	平成30～令和9年度(2027)
計画の位置付け	佐伯市政を推進していく上で、最も上位に位置付けられる計画であり、市の総合的、計画的な行政推進の指針となるもの。		
将来像	地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり		
地域計画との関連概要	7つの基本政策の一つ、「人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生」の中で、文化財・伝統文化の保存・継承を課題として挙げ、文化財・伝統文化の現状把握と、市民の理解を深め、学校教育と連携した後継者育成に取り組むことなどを基本方針としている。主な取組としては、保存継承活動への支援や、地域資源としての活用、佐伯市歴史資料館などの歴史文化施設へ多くの人を訪れ、学びの心を豊かにする事業実施や施設の利用促進を図ることが挙げられている。		

b. 第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	令和2年(2020)3月 (最新:令和5年3月改訂版)	計画期間	令和2～5年度(2023)
計画の位置付け	第2次佐伯市総合計画における少子高齢化・人口減少に対応する取組を、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」それぞれの観点から整理したもの。		
基本目標	1. 仕事を育て、仕事を創る 2. 佐伯市への人の流れを促す 3. 結婚、出産・子育ての希望をかなえる 4. 街・浦・里が支え合い、高め合う		
地域計画との関連概要	基本目標4. 街・浦・里が支え合い、高め合うの中で、街・浦・里を支える人の育成を個別目標として設定している。持続可能な暮らしを実現するため、まちづくりの根幹である「ひと」づくりに取り組むことを基本的方向とし、その中で、「市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承」を施策の1つとしている。		

c. 第2期佐伯市長期総合教育計画「さいき“まなび”プラン2023」

策定年月	令和5年(2023)3月	計画期間	令和5～令和9年度(2027)
計画の位置付け	教育基本法第17条第2項の規定に基づく、市の教育振興のための基本計画となるもの。		
目標	「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造		
地域計画との関連概要	重点目標「これからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～」に重点施策5. 郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進を掲げる。地域のアイデンティティといえる文化財・伝統文化を再認識し、市民の愛着を深め、行政・教育機関・民間の協働により保存・活用を推進する。また未来の地域を担う子供の教育を重視し、学校教育と連携して郷土愛を育む。		

d. 佐伯市文化芸術振興計画

策定年月	令和3年(2021)3月	計画期間	令和3～令和9年度(2027)
計画の位置付け	文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定し、第2次佐伯市総合計画、その他の関連計画及び大分県の関連指針との整合と連携を図るもの。		
基本理念	あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市		
地域計画との関連概要	対象とする文化芸術の範囲を「芸術」「伝統芸能」「生活文化」「文化財」の4項目に整理し、これからのまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、活動に参画できる環境と機会の提供に取り組むとしている。		

e. さいきツーリズム戦略

策定年月	令和元年(2019)6月 (最新:令和2年1月改訂版)	戦略期間	令和元～令和5年度(2023)
計画の位置付け	第2次佐伯市総合計画の具体的な行動計画となるものであり、総合計画で定める次の目標指標を目指した取組について定めるもの。		
戦略の視点	主に佐伯の外から佐伯に訪れる機会を広く「観光」「ツーリズム」として捉え、まちづくりや移住定住施策との連携を図りながら、来訪者を増加させ、地域産業の振興に資する取組を進める。		
地域計画との関連概要	戦略として、佐伯ならではの観光素材の発掘や、歴史文化施設や史跡などを観光素材として磨き上げること、旅行者に対する旅行前・旅行中・旅行後の情報発信、国内外に向けた誘客活動を行うことを掲げている。		

f. 佐伯市景観計画

策定年月	令和2年(2020)3月
計画の位置付け	第2次佐伯市総合計画に即し、佐伯市都市計画マスタープラン・さいき903エコプランなどの関連計画と連携を図りながら、行政・市民・事業者の協働による景観まちづくりを推進していくための方針とそれを実現するための方策を示したもの。
景観づくりの理念	さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ
地域計画との関連概要	景観づくりの基本方針において、自然景観や歴史・文化の景観資源を守ること、街並み景観の整備・修景を図ることが挙げられている。また、地域の景観について学び考える機会を設け、環境美化や周囲の景観への配慮など、主体的・積極的な取組を行うとしている。



図 0-3 佐伯市景観計画によるエリア区分図（『佐伯市景観計画』より引用）

g. 佐伯市都市計画マスタープラン

策定年月	平成 25 年 (2013) 12 月	計画期間	平成 25～令和 12 年度(2030)
計画の位置付け	第 1 次佐伯市総合計画に定められた、市の建設に関する基本構想と、大分県が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するもの。		
基本理念	自然・歴史・食文化のとけあう あまべの都		
地域計画との関連概要	まちづくりの基本理念の一つとして、「歴史・文化を受け継ぎ、佐伯らしさをいかすまち」を掲げ、市民のシンボルである城山や武家屋敷の街並みなどの本市固有の歴史や文化、景観などをいかした個性あるまちを目指すとしている。		

h. 佐伯市地域防災計画

策定年月	平成 19 年 (2007) 2 月 (最新：令和 3 年 3 月改訂版)		
計画の位置付け	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市における地震・津波災害に関し、市及び防災関係機関などが処理すべき事務または業務の大綱などを定めるもの。		
基本方針	「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」、「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」		
地域計画との関連概要	地域の防災環境整備の中で、文化財構造物の修理・修復事業にあたり、文化財の価値を損なうことの無いよう、耐震措置を講じることが出来る事業体系の整備を図るとしている。また、応急対策を実施するための事前措置として、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、石造物など）の耐震調査の指導を行うことを明記している。		

i. 第 2 期佐伯市子ども・子育て支援事業計画

策定年月	令和 2 年 (2020) 3 月	計画期間	令和 2 年～令和 6 年度(2024)
計画の位置付け	「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」として策定したもの。		
基本方針	「いつも子どもがまんなか」～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～		
地域計画との関連概要	基本目標「子どもたちが健やかに育つ環境づくり」の施策の一つとして、「子どもの文化活動の推進と支援」を位置付けており、勾玉作りなどの歴史体験教室を通じ、郷土の文化や歴史を学ぶ場の提供に努めるとしている。		

j. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク佐伯地域 行動計画書

策定年月	平成 30 年 (2018) 6 月
計画の位置付け	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会が策定した祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画書及び祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク行動計画書に掲げた基本方針及び今後 5 年間の取組に基づき、佐伯地域における今後 5 年間の具体的な行動を示すもの。
行動理念	尖峰と渓谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～
地域計画との関連概要	自然と共生した持続可能な発展を基本方針の一つとし、郷土芸能については郷土の歴史や文化に触れながら、豊かな心と郷土愛に満ちた人材を育成するものと位置付け、郷土芸能文化の保存・継承支援を主な取組に挙げている。

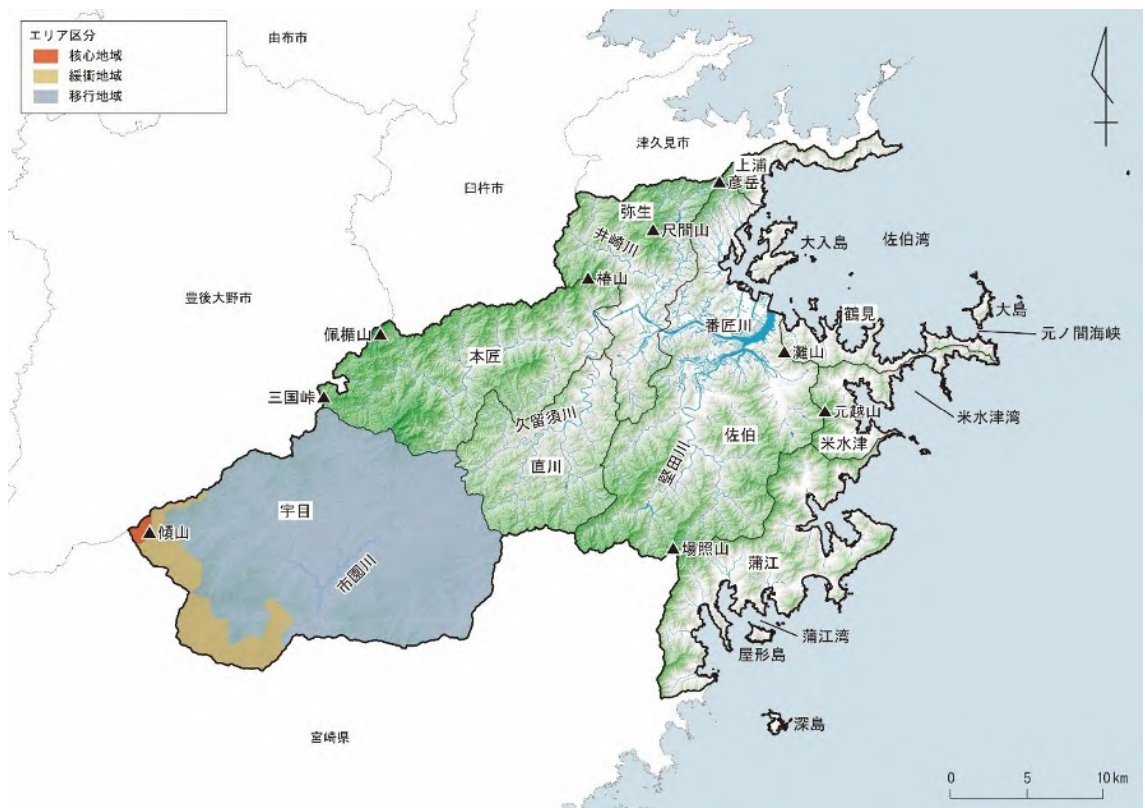


図 0-4 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークゾーニング図

k. さいきオーガニック憲章

策定年月	令和2年（2020）3月
憲章の位置付け	地域の宝である佐伯市の豊かで美しい山・川・海を将来にわたって守り続けるため、市民が主体となって、持続可能なまちづくりを考え実践していくことを目的としたもの。
理 念	<ul style="list-style-type: none"> ・水や空がよろこぶことをします ・心や体がよろこぶことをします ・みんながつながることをします ・森や土がよろこぶことをします ・いのちがよろこぶことをします
地域計画との関連概要	憲章にもとづき、社会（歴史・伝統の継承と市民文化の創造など）・環境（豊かな自然環境の継承など）・経済（地域が輝くまちの創生など）が調和した取組を推進することとしている。

1. 大分県文化財保存活用大綱

策定年月	令和3年（2021）3月
計画の位置付け	文化財保護法第183条の2の規定に基づき、文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を明確にするもの。
基本方針	地域とともに活かして守る 大分の文化財
地域計画との関連概要	<p>大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、調査や探究活動を通してその価値を発見し、様々な地域資源として活用することで地域を豊かにし、さらに価値の共有を通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。大綱の策定により文化財に対する県民の関心や理解が深まり、地域とともに文化財を活かして守る持続可能な好循環システムの構築が期待されている。</p> <p>佐伯市については、広い市域に内包される小半鍾乳洞や藤河内溪谷といった文化財や、日豊海岸国定公園に代表される多様な自然環境、棒術や神踊・杖踊、風流のような多彩な民俗芸能、自然を生かした生業を伝える蒲江の漁撈用具を取り上げる。また近世の小藩分立を背景とした人材育成の例として佐伯文庫や四教堂、県南部に特徴的なキリシタン関連史跡として重岡キリシタン墓の存在、近代では戦争遺跡の代表例として佐伯海軍航空隊掩体壕を挙げている。</p>

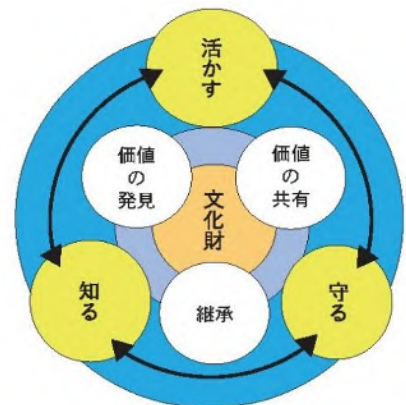


図0-5 持続可能な文化財保護体制のサイクル
 (『大分県文化財保存活用大綱』より引用)

第1章 佐伯市の概要

第1節 自然的・地理的環境

1-1 佐伯市の位置・面積

佐伯市（以下、本市という）は大分県南東部に位置し、北は津久見市及び臼杵市、西は豊後大野市、南は宮崎県に接し、南部から西部にかけては「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の一角をなす山岳地帯によって仕切られている。東部は豊後水道・日向灘に面し、四国を望む南北 270 kmに及ぶリアス海岸が続いており、この海岸線は「日豊海岸国定公園」に指定されている。

現在の市域は、平成 17 年（2005）に旧佐伯市と上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・鶴見町・米水津村・蒲江町の 1 市及び旧南海部郡 5 町 3 村の合併によるもので、総面積は 903.14 km² となり、九州一広い面積を持つまちである。



図 1-1 佐伯市位置図

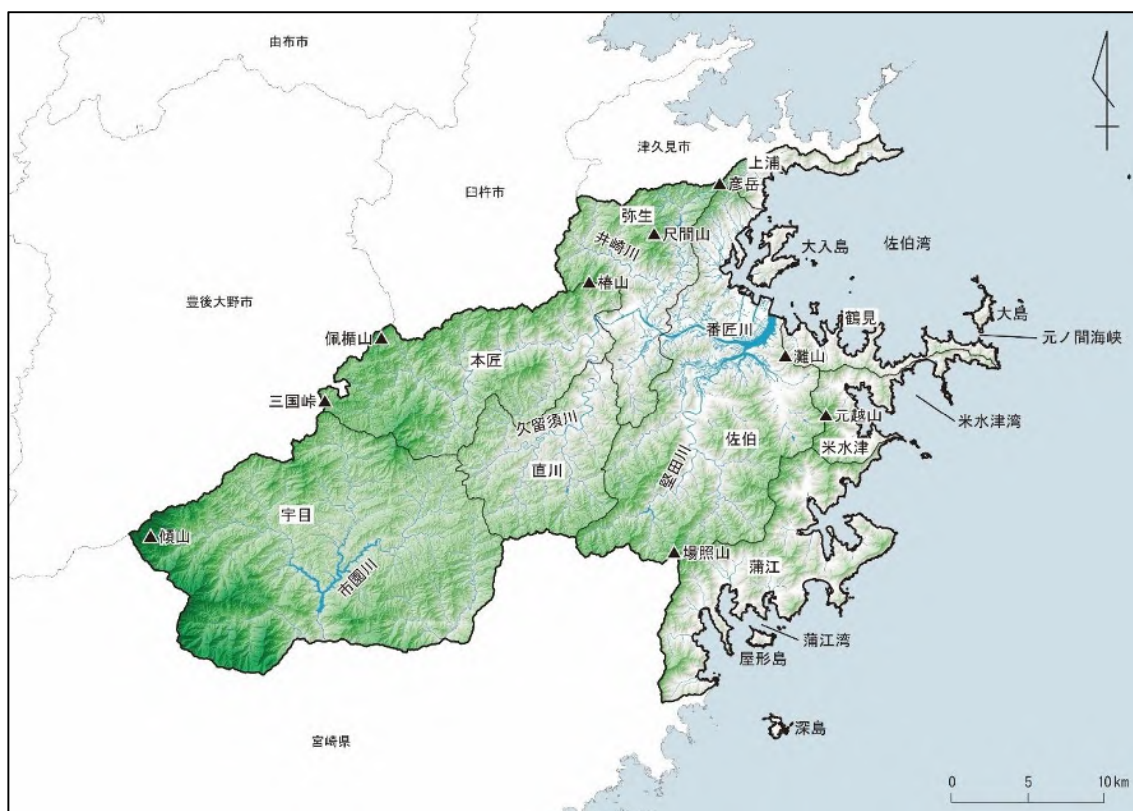


図 1-2 佐伯市全体図

1-2 地名の由来と沿革

「佐伯」の地名の由来については諸説ある。1つは、江戸時代に編さんされた『豊後国志』の中で引用されている「豊日志」に、豊後守に任じられた佐伯宿禰久良麻呂さいきのすくねのくらまるが穂門に住んだので、この地を佐伯と名付けたという記載がある。一方で郷土史研究者により、伊予の佐伯部が移り住んできたためという説も挙げられている。

「佐伯」の読み方には、「さいき」と「さえき」の2とおりがある。いずれが正しいか定かではないが、古代以来いずれの用例も見られ、必ずしも一定していなかったと考えられる。長らく両様の読みが混同して使われていたようだが、大正5年(1916)に佐伯町会において「さいき」と読むことが決定され、以降、正式に「さいき」となり、現在に至っている。

本市の市域は、歴史をさかのぼると古代の海部郡南部の穂門郷と、大野郡南部の三重郷の一部にあたる。江戸時代には、前者は佐伯藩の大部分、後者はのちに大野郡宇目郷となり、さらに岡藩の一部である宇目郷となったと考えられる。明治時代以降、合併を繰り返して現在の市域が形成されるが、この頃の宇目郷は、道路整備が進んで南海部郡との結びつきが強まっており、度重なる要望を経て大野郡から南海部郡へと編入された。現在の市域は、南海部郡に属していた佐伯市と周辺の8か町村が平成17年(2005)に合併し、新たな佐伯市となって定まった。このような旧市町村の沿革をまとめると、下図のようになる(図1-3)。

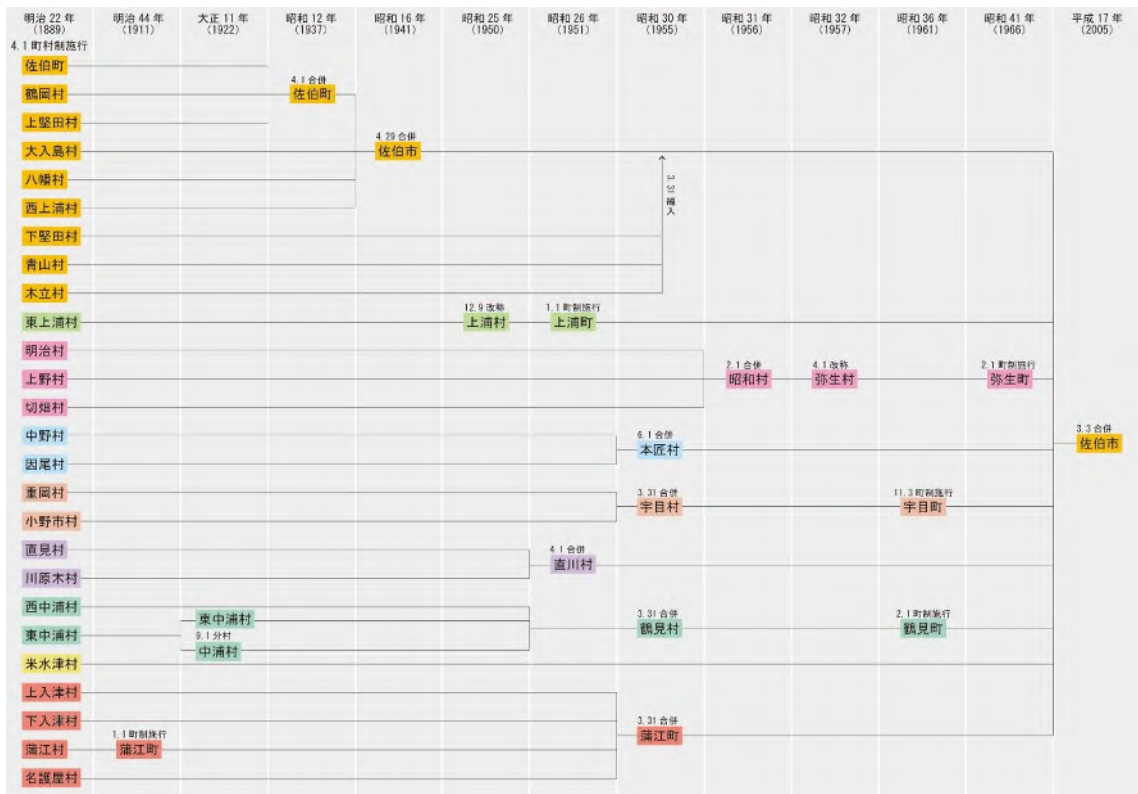


図1-3 佐伯市の沿革

1-3 地形・地質

本市は、北に彦岳、尺間山、椿山、冠岳、北西に佩楯山、三国峠、西に傾山、南西に夏木山、桑原山、南東に場照山と元越山などの急峻な山々が広い地域で連なっており、豊かな森林資源と複雑な地形に囲まれている。地質としては市内の大半は四万十帯に属し、砂岩・砂岩泥岩互層からなる地層が分布する。上浦地区から本匠地区にかけては秩父帯に属し、石灰岩層の分布が見られる。また、約9万年前の阿蘇山噴火時の火砕流が形成した凝灰岩層が、宇目地区や直川地区の河川沿いの低地に点在している。

市の主要河川である番匠川は、本匠地区の三国峠を源流とし、幹川流路の延長38km、流域面積464 km²の一级河川である。急峻で屈曲の多い溪谷を通り、久留須川や井崎川などと合流して東に流れ、山間部を抜けるとゆるやかに蛇行して市街地に至る。さらに最大の支流である堅田川と合流し灘山の麓に沿って佐伯湾に注いでいる。

宇目地区では、五ヶ瀬川水系の最大の支流である北川が南に流れ、宮崎県延岡市で五ヶ瀬川に合流して太平洋に達する。

日豊海岸に面した海岸部においては、極めて多くの変化に富んだリアス海岸特有の複雑な入り江が形成され、中世から沿岸を航行する船舶の寄港地となっていた。同時に佐伯湾、米水津湾、蒲江湾は天然の良港となっており、豊富な水産資源に恵まれている。また、市内には向島、中の島、女島といったかつてその地区が島だったことを想起させる地名が見られる。周辺の海域には、佐伯湾に浮かぶ大入島、元ノ間海峡を隔てた大島、豊後水道の中央に位置する水ノ子島、蒲江港の南方に浮かぶ屋形島、深島などが点在している。

沿岸部の米水津地区にある龍神池は、浜堤で閉塞された潟湖で、湖底堆積物の調査が行われた結果、3,300年間に及ぶ地震・津波の痕跡をうかがえる場所として、地震研究の観点から注目されている。



图 1-4 佐伯市地形図

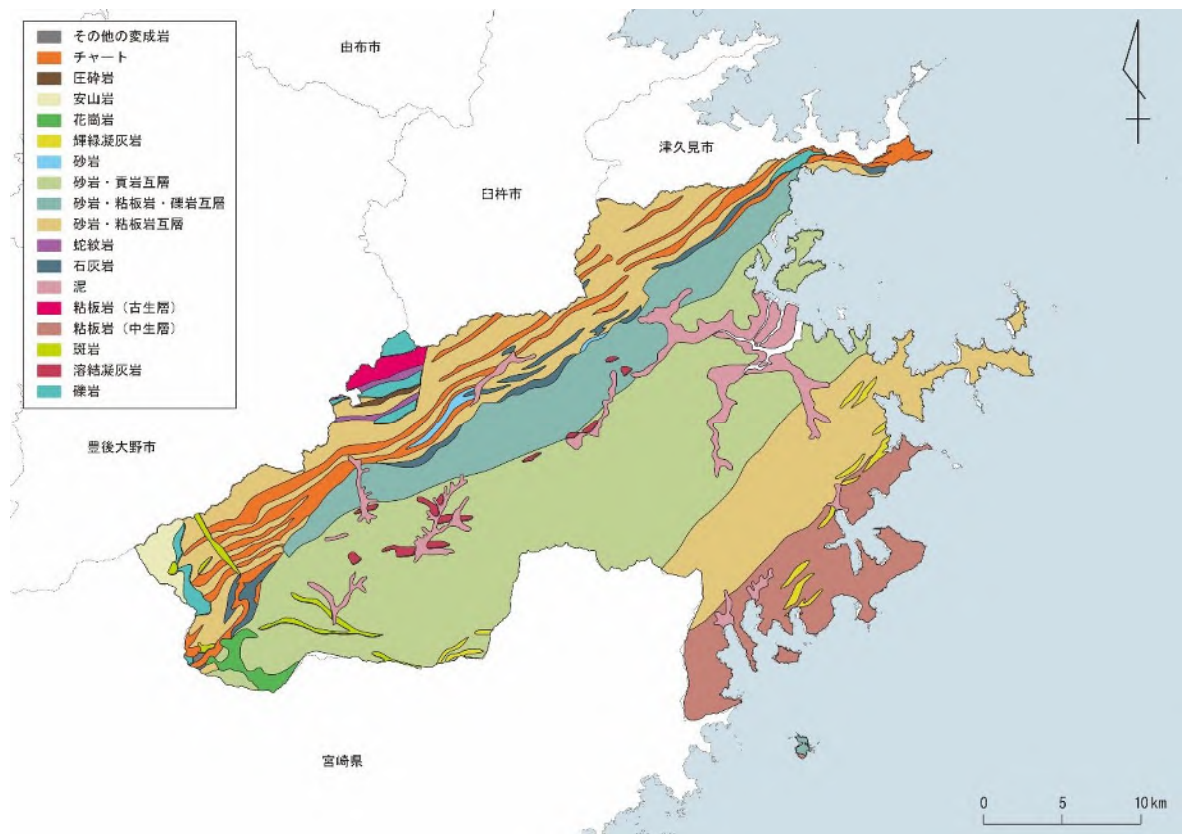


图 1-5 佐伯市の地質図

1-4 気候

本市の気候区分は、山間部・海岸部・平野部の大きく3つの地域に分かれる。温暖多雨を特徴とする南海型気候に属しており、市全体の年平均気温は16℃前後だが、山間部の宇目と海岸部の蒲江を比較すると、蒲江の平均気温が3℃近く高い。年平均降水量は平均2,200mmから2,400mm前後で、台風などに左右されるが、概ね山間部の宇目が多い傾向にある。平野部の気温・降水量の値は、いずれも山間部と海岸部の間に収まる。

降水量の70%が梅雨期と初秋を中心として来襲する台風によってもたらされるものであるが、海岸部では6月上旬の入梅の頃から多量の降雨がもたらされ、1か月平均300mmに達する場合がある。冬はその分、晴天が多いのが特徴である。山間部では台風の影響が特に大きく、7月から9月にかけて雨量が顕著に多い(図1-6)。

市内全域で1年を通して気温の変動幅は大きく、夏期には30℃を越え、冬期には零下まで下がることもあるが、平野部・海岸部では積雪はほとんどない。黒潮の暖流の影響を受ける海岸部は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。山間部では、冬季に特有の吹き下ろしによって、一部の地域で積雪や霜が見られる。

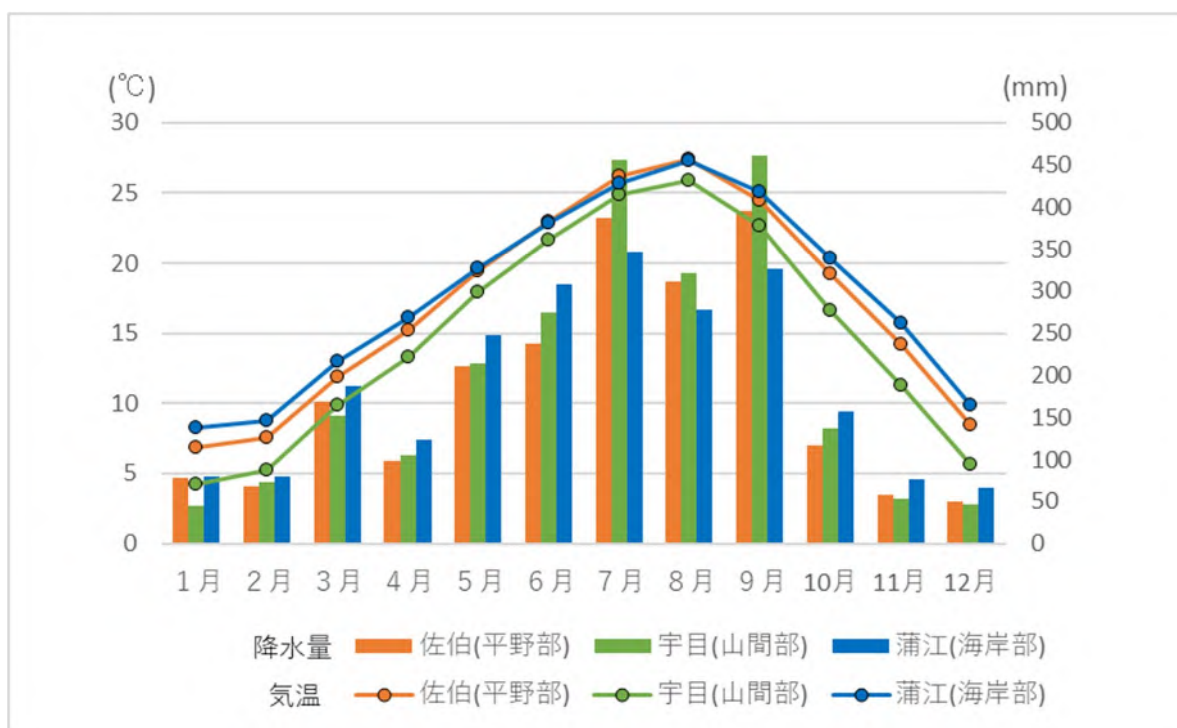


図1-6 佐伯市の平均気温・降水量

(過去5年平均・気象庁HPより作成)

1-5 動植物

【動物】

動物層は、ほ乳類では傾山系の特別天然記念物に指定されているカモシカをはじめ、ヤマネ、カワネズミ、本匠地区の石灰岩の洞窟に住むノレンコウモリなどが生息している。その他、シカ・イノシシ・サルなどが確認されている。

鳥類では、沖黒島にカワウ・オオミズナギドリの営巣地がある他、佐伯・弥生・宇目・直川地区のクマタカ・オオタカ・蒲江地区のカラスバト、傾山系のホシガラス、宇目・本匠地区のアカショウビンなどの生息情報がある。宇目地区の北川ダムではブッポウソウの営巣も認められる。

は虫類では佐伯・鶴見・弥生地区のシロマダラ、鶴見・蒲江・本匠地区のタワヤモリなどが生息していて、蒲江地区の元猿海岸、米水津地区の^{はぎこ}間越海岸はウミガメの産卵地として知られる。

両生類では佐伯・弥生地区をはじめとした広い範囲にオオイタサンショウウオが生息し、特に城山は標準産地となっている。近年の研究で独立した種に分類された祖母・傾山系の固有種・ソボサンショウウオは、宇目地区での生息が確認されている。



図 1-7 佐伯城山のオオイタサンショウウオ（佐伯地区）

魚類では、番匠川水系の淡水域において、アユ・ウナギ・アマゴなど 30 種類の淡水魚が確認されている。下流の汽水域では、シロウオを含む 55 種類が確認されている。春には袋網を使ったシロウオ漁が見られ、佐伯の風物詩として知られている。

海水魚は、豊かな漁場として知られる豊後水道・日向灘において、ブリ・ヒラメ・アジなど 816 種類が確認されている。江戸時代に「佐伯の殿様浦でもつ」と言われたように、現在もなお、豊富かつ多種多様な魚類が生息している。

その他の動物では狩生^{かりゆう}の狩生鍾乳洞のノムラマシラグモ、カリウオニアリズカムシなどの真洞穴性の動物、本匠地区のゲンジボタル、鶴見地区のヒメボタルなど、また本匠地区の石灰岩地のオナガラムシオイガイ、蒲江地区のムラサキオカヤドカリなどの貴重な生物が多く生息している。

【植物】

本市の植物は、海岸部から山間部にかけて多くの種類が多様に生育している。

海岸部では、岩上に亜熱帯系のアコウが点在し、大島では林になって生育している。岩場を中心に乾燥に強いウバメガシの林が蒲江地区の仙崎山以北に見られ、上浦・鶴見地区には生育状態の良い林が広がる。典型的なスタジイ林は、海



図 1-8 八坂神社のハナガシ林（弥生地区）

崎の大宮八幡、蒲江地区蒲江浦の王子神社の社叢^{しゃそう}などに見ることができる。弥生地区の愛宕神社^{あたご}、直川地区の熊野神社など、一部の社叢にはイチイガシが残っている。特筆すべきは、長谷と弥生地区江良に残るハナガシの林で、それぞれ国、県の天然記念物に指定されている。

標高 600mあたりには、宇目地区南田原の鷹鳥屋神社^{たかとりや}の社叢に代表されるようなアカガシの林がある。常緑広葉樹林は 800mあたりからツガ、モミの針葉樹林となり、傾山、夏木山などの 1,000mあたりからブナ、ミズナラの林となって、林床はスズタケが繁っている。これらの地域では山頂の岩場を中心にヒメコマツ（ゴヨウマツ）、ツクシシャクナゲの林となっている。

河川は汽水域にヨシ、淡水域の礫原にツルヨシが繁茂する。番匠川河口付近にはハマボウの群落が分布している。中流域にはセキショウモ、堅田川のヒメバイカモなど、県内では他に見られない植物を見ることができる。

市内で広く見られる人工林は、谷や斜面にスギ、尾根などにヒノキが分布している。また、一部シイタケ原木としてのクヌギやコナラがある。その他特記すべき植物として、蒲江地区葛原浦のカマエカズラ、沖黒島と米水津地区竹野浦のビロウ、本匠小半のホウライクジャクなどがある。



図 1-9 竹野浦のビロウ（米水津地区）

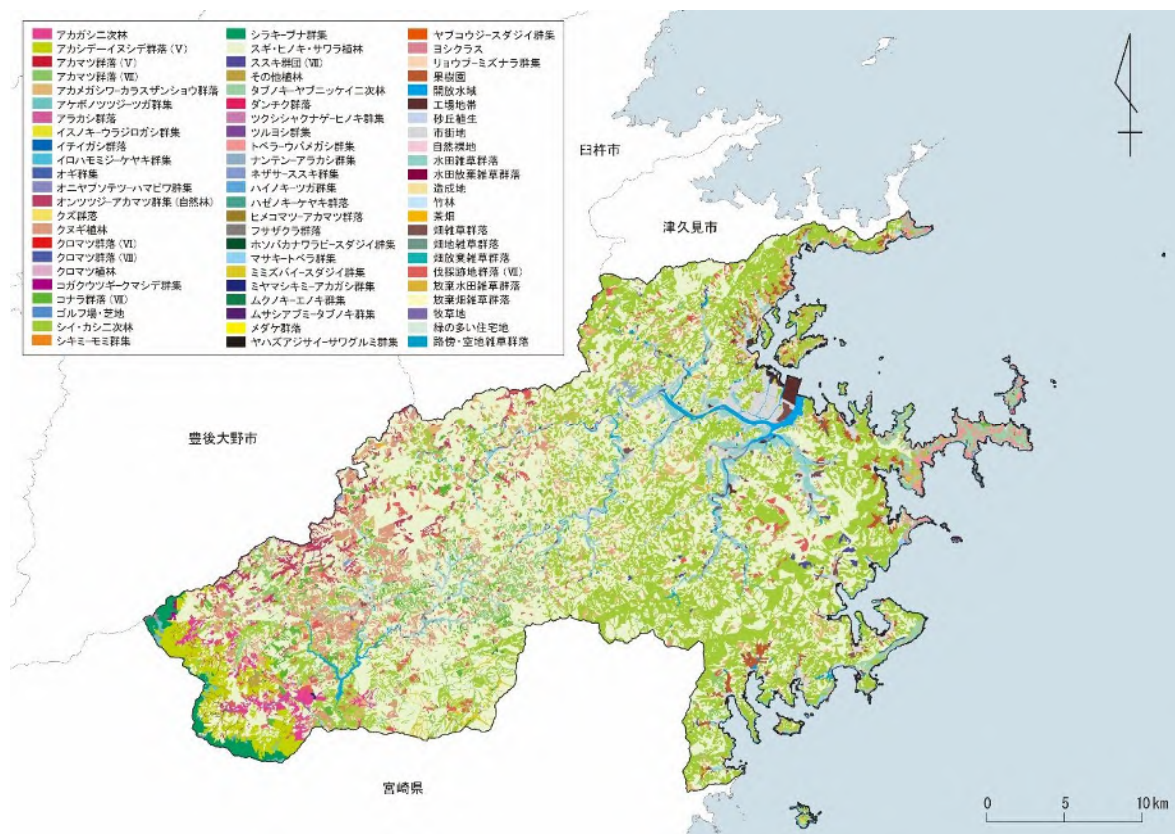


図 1-10 佐伯市植生図

1-6 景観

多様な地形・地質・歴史的背景のもと形成された本市の景観は、令和元年度に策定された「佐伯市景観計画」において、土地利用の方法、様々な景観資源から、以下の3つのエリアに区分されている。

【街エリア】

番匠川河口部の平坦地に広がる市街地は、国道217号などの幹線道路が通り、JR佐伯駅や市役所などがあり、本市の中心的な市街地景観を形成している。その周辺には城山、濃霞山などの山や市街地を流れる河川などの豊かな自然環境が残されており、市街地の景観に潤いを与えている。

佐伯城跡は、市街地を見下ろす標高146mの城山に築かれた近世の城跡で、本市のシンボルとして広く市民に親しまれている。城山の麓には、佐伯城三の丸櫓門^{やぐらもん}や、旧藩士家の建物などがあり、江戸時代の佇まいが残る、存在感のある歴史的景観資源となっている。

船頭町は、昔ながらの商店や旅館、酒蔵など城下町の面影が残る歴史的情緒な街並みが形成されている。また、江戸時代に参勤交代や物資の輸送のため、江戸や大坂などへ向かう発着点となった船着き場がいくつかあり、近代まで利用されていた。現在、船着き場の1つは、当時をイメージした札場広場として整備されている。

沿岸部には、近隣の離島や沿岸域との交通の要衝である佐伯港があり、造船などの規模の大きな工場が集積した工業地の景観を形成している。



図1-11 「街エリア」山際周辺地区（左）・船頭町地区（右）の景観イメージ

【里エリア】

自然豊かな山林や集落の後背の里山によって、多様な景観が形成されている。山の奥深くには、渓谷や滝などの景勝地があり、季節の移り変わりや特徴的な生態系などにより、豊かな自然景観を形成している。

番匠川など河川の中流部の平坦地には、背景の山並みや河川沿いの農地、集落などが一体となった農村集落景観や山村集落景観が形成されており、その集落を含む周囲の山の尾根や田園を見渡すことができる。また、古くから集落ごとに祭られている神社・

仏閣や、田畑に水を供給する井堰・井路、地蔵や庚申塔のような石造物などが、地域の生業や歴史を感じさせる里エリア特有の景観資源となっている。



図 1-12 「里エリア」の代表的景観（宇目地区塩見園）

【浦エリア】

砂浜海岸や急峻な崖、奇岩など多様な環境を有した美しい海・海岸によって景観が形成されている。

日豊海岸国定公園に指定されている海岸は、尾根が海まで突き出した屈曲の多いリアス海岸であるため、急峻な岩場や斜面のウバメガシ林が海岸まで迫った雄大な自然景観が形成されている。また、豊後二見ヶ浦などの自然景勝地があり、浦エリアの重要な景観資源となっている。

リアス海岸の湾奥の平坦地には、漁港や市街地・集落が集積しており、穏やかな海や自然海岸と一体となった漁村集落景観が形成されている。山林の尾根を通る道や山頂付近からは、広い海や遠方の島、漁村集落などを一望することができる。



図 1-13 「浦エリア」の代表的景観（蒲江地区蒲江浦）

第2節 社会的状況

2-1 人口動態

本市の人口は、令和2年（2020）現在（国勢調査）66,851人、世帯数は28,716世帯となっている。近年の人口推移（旧市町村を含む現在の市域）をみると、平成7年（1995）の調査で88,116人であった人口が年々減少していることがわかる。さらに、国立社会保障・人口問題研究所や同所の推計を基にした当市独自の推計では、今後も人口減少が続き、令和22年（2040）には5万人を割り令和42年（2060）には29,889人となる推計がなされている（図1-14）。特に生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著にみられる。これに伴い、労働力が低下し、生産性や地域経済の縮小が予想されるほか、地域の祭り、行事などのコミュニティ活動の継続が困難になることが懸念される。

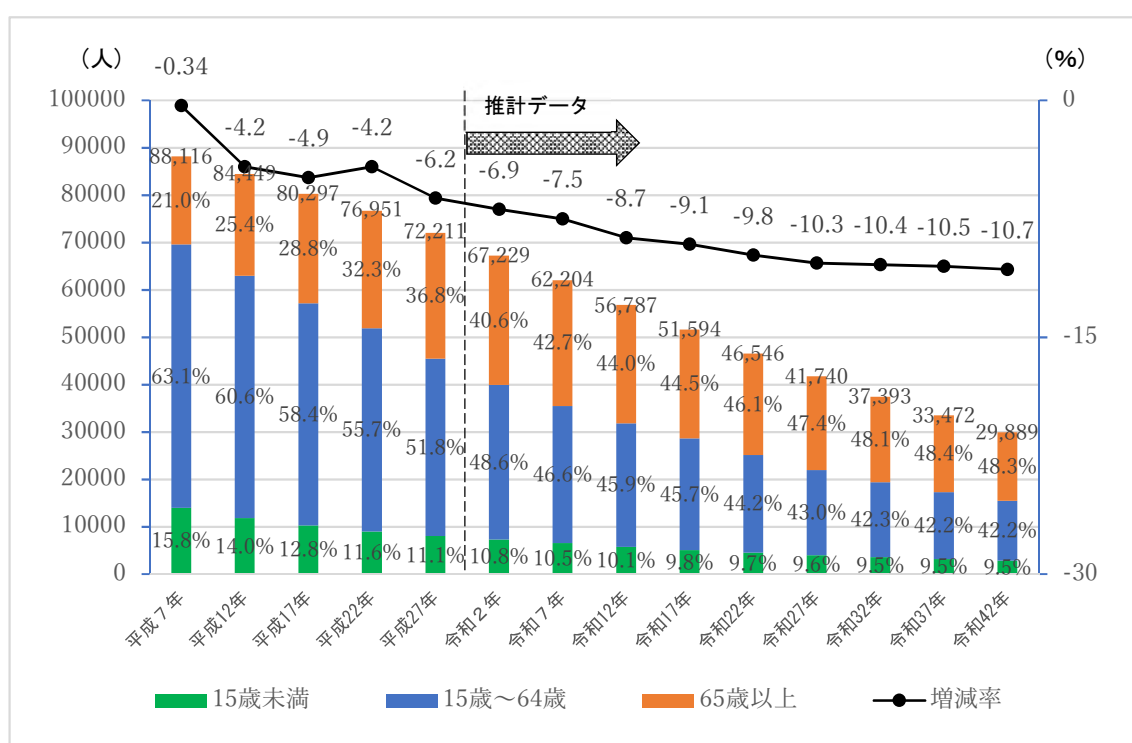


図1-14 佐伯市の年齢別人口の推移（『第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略』より作成）

2-2 産業

本市は海・山・里が揃う自然の豊かな地域だけに、農林水産業が盛んである。

当市の東部は豊後水道に面しており、豊かな漁場が広がっている。そのため、県内の水産業生産量の6.5割を占めており県下随一の水産都市と言える。特にブリ類やヒラメを中心とした養殖業は全県生産量の約8割を占めている。また、漁船漁業も盛んで、イワシやアジ、タイなど多くの魚介類を水揚げしている。このうちイワシやアジは干物として加工されることが多く、中でもカタクチイワシは特産物の「佐伯イリコ」として人気が高い。

農業の分野では、温暖な気候を利用した早期米や安全で安心できる米づくりとして特別栽培米（減農薬栽培）がブランド化されている。その他、独特の香りを持つ本匠地区の「釜炒り茶」が有名である。

山地が広がる当市では林業も盛んで、市の面積の9割近くを占める森林のうち、5割強が人工林である。この人工林の7割をスギが占めており、佐伯市産のスギは、材質、形状とも木材業界で人気が高い。一方広葉樹を利用した産業では、クヌギ、ナラを原木としたシイタケの栽培も盛んである。

近年では、新鮮な野菜をはじめ農林水産物の加工品など自然の恩恵を受け発展した各分野の特産品を使って、広くPRし観光客誘致に生かす取り組みも活発化している。

他方、工業に目を向けると、造船、水産加工業など豊かな海に関連した産業が発展している。それだけにとどまらず、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器などの製造分野で、全国的に高いシェアを持つ内陸型の企業も立地しており、市全体の製造品出荷額は900億円前後で推移している。

2-3 土地利用

当市は、総面積の多くが山地で、市域の約86%を山林・原野が占めている。番匠川の河口付近に広がる平野部には市街地が形成され宅地が集中している。一方、周辺の山間部や沿岸部でも、集落が形成され点在しており、人々が生活を営んでいる。

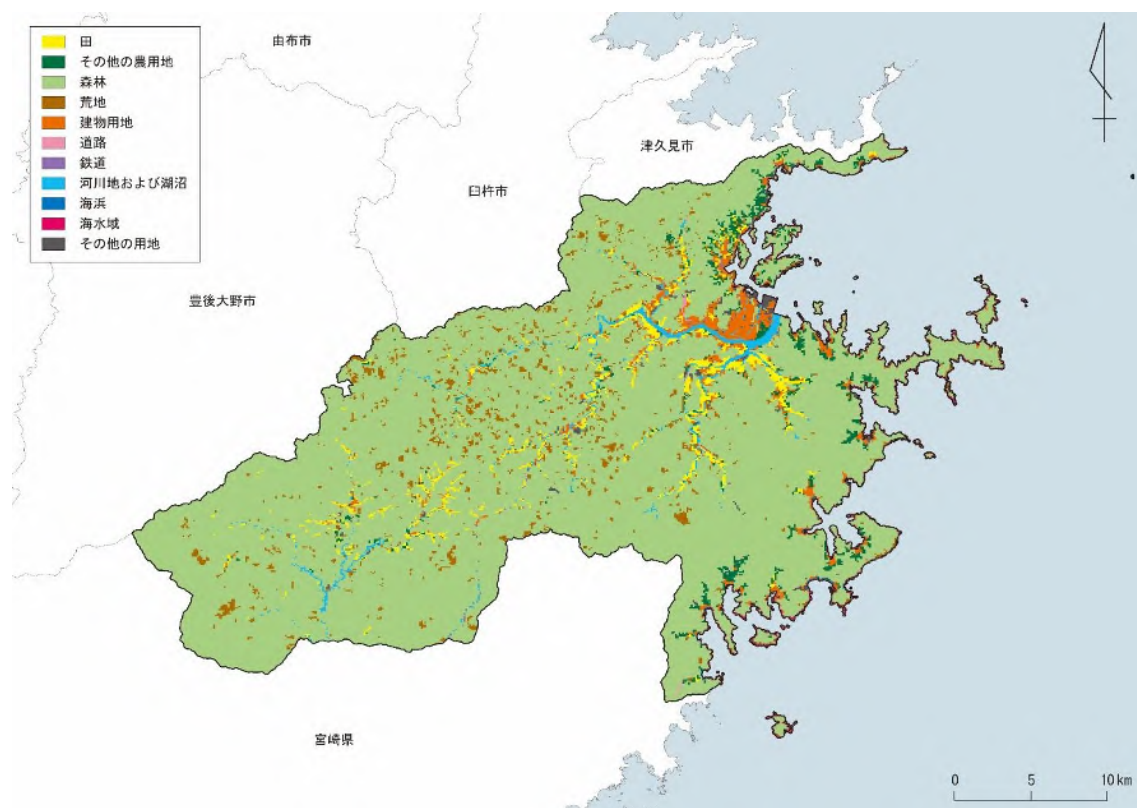


図 1-15 佐伯市土地利用状況図

2-4 交通

市域には、本市と大分市（県庁所在地）を結ぶ国道10号と国道217号、宇目地区を通り宮崎県延岡市に至る国道326号、蒲江地区を通り宮崎県を經由し、熊本県にまで至る国道388号の4つの国道に加え多数の県道が走っている。さらに、平成27年(2015)には、市内の南北を貫く形で東九州自動車道が開通し、自動車により往来しやすい環境となった。

公共交通機関としては、鉄道はJR日豊本線が通り、佐伯駅をはじめ、北は浅海井駅、南は宗太郎駅など合計9つの駅を有する。各駅で停車する普通列車と市内では佐伯駅のみ停車する特急列車の2種類が運行しており、そのうちの特急列車を利用しても、大分駅まではおよそ1時間を要する。バスは、大分バス(株)が県内各地に路線を広げ、佐伯市では大手前のターミナルが核となっていたが、段階的に路線廃止が進み、令和3年(2021)10月からは全線が佐伯市運営のコミュニティバスへと転換した。しかし近年、マイカーへの依存が進んでいることなどから鉄道・バス利用者は減少傾向にある。

また、本市はいくつもの離島を有する自治体である。佐伯港と大入島を結ぶ航路、佐伯港と鶴見地区の大島を結ぶ航路、そして蒲江地区からは、蒲江港から屋形島・深島を結ぶ航路がそれぞれ運航している。このような離島を結ぶ海上交通は島民唯一の交通機関であり、生活物資の輸送や通院などにおいても重要な航路といえる。

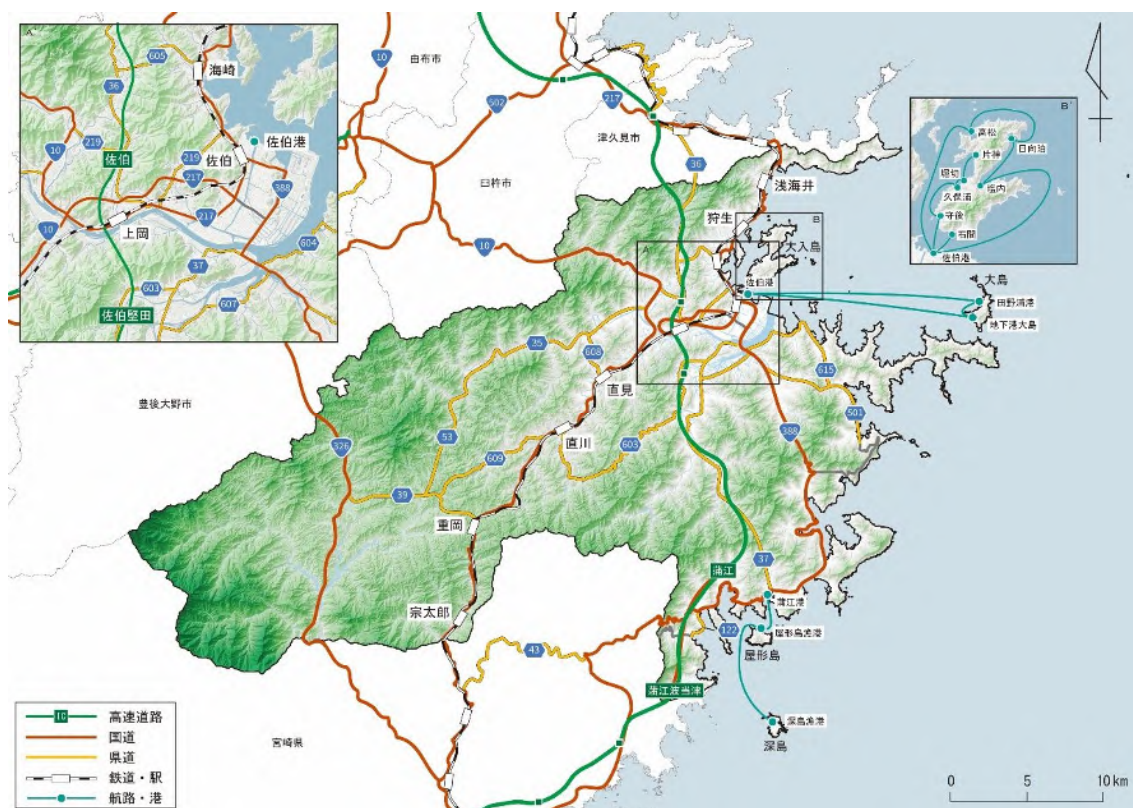


図 1-16 佐伯市交通網図

2-5 観光

本市は近隣都市や空港からの距離が遠く、有力な観光素材である温泉が湧出しないことに加え、豊富な食材に比して食のバリエーションに乏しい現状がある。

東九州自動車道の開通による観光客数の増加はあったものの、平成29年度以降は各指標が減少傾向に転じ、特に佐伯観光の重要拠点に位置付けられる道の駅の来客数が大きく落ち込んでいる。さらに令和2年（2020）からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により観光業は多大な影響を受けた。

一方で、温暖な気候と多様な自然景観に恵まれ、それらが育む優れた食材と、寿司、ごまだし、あつめし、くじゃくに代表される伝統的な食材加工技術を有している。また大分県内有数の規模を誇る総合運動公園、佐伯の歴史に触れることができる佐伯市歴史資料館や佐伯市平和祈念館やわらぎに加え、令和2年には文化芸術活動の拠点となる、さいき城山桜ホールといった様々な魅力的な施設が整備された。

現在はこうした地域資源の磨き上げと情報発信に力を入れている。

2-6 歴史文化施設

本市の歴史文化に触れることのできる施設には、以下のものがある。

《佐伯市歴史資料館》

佐伯市歴史資料館は、近世城下町の面影を残す「歴史と文学のみち」の起点に、平成27年（2015）に開館した。「城と城下町のフィールドミュージアム」をコンセプトに、近世を中心として中世から近代初頭までの佐伯の歴史を主要テーマとしている。さまざまな講座や教室も実施し、歴史文化の保存・活用の拠点施設となっている。

《佐伯市平和祈念館やわらぎ》

佐伯市平和祈念館やわらぎは、平成9年（1997）に旧佐伯海軍航空隊兵舎の跡地に開館した。昭和9年（1934）の佐伯海軍航空隊設置をきっかけに市街地が発展した一方、太平洋戦争では空襲による被害も大きかった佐伯の歴史的事実を後世に伝え、平和な未来を考える学びの場である。

《城下町佐伯国木田独歩館》

城下町佐伯国木田独歩館は、明治26年（1893）に教師として赴任した国木田独歩が滞在していた武家屋敷を修理し、独歩と佐伯との関わりを紹介している。屋敷は佐伯藩11代藩主の別荘を、藩の重臣であった坂本家が明治3年（1870）に移築して住居としたもので、佐伯市指定有形文化財に指定されている。

《佐伯市蒲江海の資料館》

佐伯市蒲江海の資料館は、国指定重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」の収蔵展示施設として、平成17年（2005）に開館した。リアス海岸に育まれた豊富な海洋資源を背景に発達した様々な漁法や加工方法、さらには漁業に関する生活や信仰を示す資料を見ることができる。



図 1-18 佐伯市歴史資料館



図 1-19 佐伯市平和祈念館やわらぎ



図 1-20 城下町佐伯国木田独歩館



図 1-21 佐伯市蒲江海の資料館

《佐伯市本匠郷土資料館》

佐伯市本匠郷土資料館は、大正13年(1924)に建設された旧因尾村役場を改装した施設である。昭和30年(1955)の村合併で役目を終えた因尾村役場を惜しみ、資料館に改修して利用している。館内には因尾地区周辺で使用された古い生活用具や農機具など、幅広い民俗資料を中心に展示している。



図1-22 佐伯市本匠郷土資料館

《その他の施設》

自然に関する施設では、清流として知られる番匠川に生息する生き物を展示する弥生地区の番匠おさかな館や、宇目地区の木浦鉦山で産出する鉦物と採掘道具を展示する木浦名水館がある。

直川地区の直川憩いの森公園には、農林業に用いた用具などを展示する農業歴史資料館と、直川地区で採集された昆虫標本を展示する昆虫館が設置されている。

このほか、鶴見地区の佐伯市水の子島海事資料館と佐伯市水の子島渡り鳥館は、それぞれ国登録有形文化財「豊後水道海事博物館(旧水ノ子燈台吏員退息所)」、「渡り鳥館(旧水ノ子燈台吏員退息所物置所)」を利用し、水ノ子島灯台の歴史や周辺の自然を紹介する。佐伯市丹賀砲台園地では、市指定史跡「丹賀砲台跡」の見学を通して鶴見地区と戦争の関わりに触れることができる。



図1-23 拠点施設の位置図

第3節 歴史的背景

3-1 先史

大分県内では、今から3万年以上前の旧石器時代には人が生活をしてきた痕跡が見つかり、獲物となる動物を追って移動を繰り返す生活が営まれていた。およそ1万2千年前頃になると、土器の使用が始まり、集落を作って定住するようになる。



図1-24 森の木遺跡

本市域では、堅田川沿いの森の木遺跡（長谷）で、旧石器時代の終わり頃から縄文時代早期（約9,000年前）までの生活の跡が発見された。早期では住居や調理施設

の跡とともに、当時の瀬戸内・九州一帯で使われた押型文土器や姫島（姫島村）産の黒曜石などが出土し、広い範囲で物や情報が行き交っていたことがわかる。この他にも山間部を中心に、川に面した台地上に各時期の縄文土器や石器が見つかり、狩猟や採集によって豊かな自然の恵みを利用し、多くの集落が営まれていたと考えられる。

紀元前5世紀頃には、中国大陸から伝わった稲作が日本各地に広まり、弥生時代へと移り変わった。本市域では、下城遺跡（長谷）や白濁遺跡（若宮町）など河川下流の低地で貝塚を伴う集落が見つかり、稲作をしながら採集の比率も高かったようである。反面、山間部の台地上に営まれた源六原遺跡（直川下直見）では稲作に関わる石器が出土せず、畑作と狩猟・採集による生活を営んでいたと考えられる。稲作や畑作とともに狩猟・採集が依然として盛んであったことは、山海の産物に恵まれた本市域の環境を反映するものと考えられる。

3-2 古代

3世紀中頃に畿内で成立した大和政権が、本州・九州・四国を勢力下におさめた頃、日本列島の各地に有力者の墓である古墳が造られた。本市域では、番匠川下流沿いの丘陵や、その河口に浮かぶ島に古墳が築かれた。いくつかの古墳では発掘調査が行われ、檜野古墳（上岡）では北部九州や宮崎平野の影響がみられる土器が出土している。このような古墳の立地や出土資料から、番匠川河口一帯を支配した有力者が周



図1-25 檜野古墳

辺地域を治めていたと考えられる。

8世紀になると、天皇を中心とした国家体制が整い、地方は国・郡・里に分けて治められた。奈良時代に書かれた『豊後国風土記』によると、佐伯地域の海岸部は海部郡穂門郷の一部だったようである。また漢字が書かれた土器が出土した汐月遺跡（長良）は、平安時代の歴史書『本朝世紀』に記される役所・佐伯院ではないかと推測されている。

一方、山間部の宇目地区は大野郡宇目郷にあたり、豊後国と日向国を結ぶ官道側にあった集落で、小野市にはおのいち 駅家が置かれ、交通や流通の拠点となっていたと考えられる。

3-3 中世

《佐伯荘と佐伯氏》

中世の佐伯地域には佐伯荘という荘園があり、豊後南部で勢力を誇ったおおがし 大神氏一族の佐伯氏が支配していた。鎌倉時代に作成された『豊後国図田帳』によると、佐伯荘は海部郡 831 町のうち 180 町を占め、さらに本荘 120 町と堅田村 60 町に別れていた。佐伯氏は本荘・堅田村いずれの地頭（現地支配者）も務めている。

南北朝時代には、南朝方・北朝方の双方と関係を保ち、佐伯荘の支配を維持する。南北朝合一後は、豊後の有力武士とともに室町将軍に直接仕える小番衆（奉公衆）となっている。

《佐伯氏と大友氏》

鎌倉時代に守護として大友氏が豊後に入って以降、大神氏一族の多くは大友氏の血族となり、その影響下に組み込まれていた。しかし、佐伯氏は大友氏と血縁関係を結ばず、守護大友氏に対して独立性の強い立場を保った。そのため、大友氏は佐伯氏を他の豊後の武士に比べて別格に扱うとともに、警戒していた。

大永 7 年（1527）、佐伯これほる 惟治が大友よしあき 義鑑と対立し、大友氏の侵攻を受けることとなる。惟治は居城のとがむれ 梅牟礼城（稲垣・弥生井崎）で抗戦の末、敗北し、日向（宮崎県）へ逃亡する途上で自害したと伝えられる。

惟治の死後も、大友氏の取りなしにより佐伯氏は存続したが、佐伯これのり 惟教は大友氏と対立して伊予（愛媛県）へ逃亡した。永禄 10 年（1567）から 12 年（1569）にかけて中国地方の毛利氏が九州へ進出してきた。これに際し、惟教は帰国し大友宗麟の加判衆として活躍した。天正 6 年（1578）から始まる大友宗麟による日向侵攻にも従軍し、高城川



図 1-26 梅牟礼城跡（写真中央）

原の合戦（耳川の戦い）では、主力として参戦したが、島津氏に敗れて戦死した。

惟教の跡を継いだ佐伯惟定^{これさだ}は、天正14年（1586）に豊後に侵攻してきた島津氏を堅田合戦で破り、佐伯への侵入を食い止めた。また、米水津地区の民に対し、島津軍から湾岸を防衛した戦功を称える文書が与えられ、このことから佐伯氏は水軍を有していたと推測される。

領地を守った惟定だったが、文禄2年（1593）の大友氏改易に伴い、伊予の藤堂氏に仕えて佐伯の地を去った。

《佐伯氏の足跡》

佐伯氏の勢力は現在の佐伯市域の大半に及んだと考えられ、各地には同氏ゆかりの史跡・寺社・石造物などが数多く残されている。また、佐伯氏の盛衰にまつわる伝承は今なお語り継がれている。

佐伯氏は、鎌倉・南北朝時代に守護大友氏が豊後国内に影響力を強める中、佐伯荘で独自の力をつけていった。その拠点^{くるわ}は上岡・稲垣にあったと考えられ、16世紀前半には、上岡と弥生井崎に挟まれた^{くるわ}梶牟礼山に梶牟礼城が築かれた。梶牟礼城は、標高224mの山頂を主郭として南に曲輪を配する大規模な城郭で、いくつもの堀切や堅堀を設けた堅固な山城であった。



図1-27 梶牟礼城下の復元想像図

また、城の東麓には家臣の屋敷や寺社、市場などからなる城下集落が形成されていた。城の山裾では、発掘調査により戦国時代の大規模な建物跡がみついている。さらに、麓にある古市遺跡（上岡・稲垣）では、鎌倉から室町時代にかけての遺物が出土している。遺跡の周辺では番匠川と門前川に挟まれた自然堤防上に短冊状の地割がみられ、河川交通の要衝として市場が開かれていたと推測される。また、周囲の山の尾根には寺社が建てられ、佐伯氏や集落の住民により信仰されていたようである。

一方、佐伯荘の中心部から離れた郊外にも中世の山城や戦跡が多く見られる。これらの中には、天正14年（1586）の島津氏の豊後侵攻の際に防御のために築かれたものもある。また、弥生地区上小倉にある磨崖石塔は、鎌倉後期から南北朝期に至る佐伯氏の供養塔があり、直川地区には佐伯氏の家臣である盛嶽氏もりたけが造立した石塔がある。この盛嶽氏の拠点きょてんは宇目地区にあったと見られ、佐伯氏の勢力は広く山間部にまで及んでいた。片や沿岸部の米水津地区では、水軍として活躍したと思われる米水津衆に佐伯氏が宛てた文書が伝わっている。蒲江地区には中世石造物が残り、佐伯氏の影響下にあった有力者の存在がうかがえる。このほか、母牟礼合戦で敗れた佐伯惟治を鎮魂する神社が本市から延岡市（宮崎県）に点在しており、佐伯氏の勢力圏の広さが想像できる。

3-4 近世

《佐伯藩の成立》

大友氏の改易の後、豊後は豊臣秀吉の直轄地となった。秀吉の代官・山口玄蕃げんぱと宮部継潤けいじゆんにより検地が行われ、海部郡は垣見弥五郎と宮部継潤が代官として支配した。関ヶ原の戦い後、海部郡南部の2万石が毛利高政に与えられ、佐伯藩が成立した。佐伯藩の初代藩主・毛利高政たかまさは、永禄2年（1559）に尾張国荻安賀かりやすか（現在の愛知県一宮市）で生まれたという。豊臣秀吉に仕えて頭角を現し、大友氏の改易後に日田・玖珠に所領を得て豊後に入った。関ヶ原の戦い後の慶長6年（1601）に佐伯に領地替えとなり、佐伯藩が成立した。以後、江戸時代の約260年間、12代にわたって毛利家が佐伯藩を治めた。

佐伯藩は豊後水道に面する浦方と平地の少ない山間部の農村を藩政の基盤とし、その領域は、現在の津久見市南部から宇目地区を除く本市全域であった。

一方、大野郡に属した宇目地区は、中川氏に与えられ、岡藩の支配下に置かれた。宇目地区は日向との国境に位置する交通の要衝であり、木浦の鉾山きょうらは岡藩の財源となる。

佐伯藩・岡藩ともに、藩主家の交替がなく幕末まで存続し、明治時代を迎えた。

佐伯藩の朱印高2万石のうち2千石を高政の弟である吉安よしやすに与えていたが、のちに吉安領は幕府領となった。以降幕末まで、物資の運搬や用水路についての争いが起きるなど対立が続き、藩はその扱いに苦慮していくこととなった。

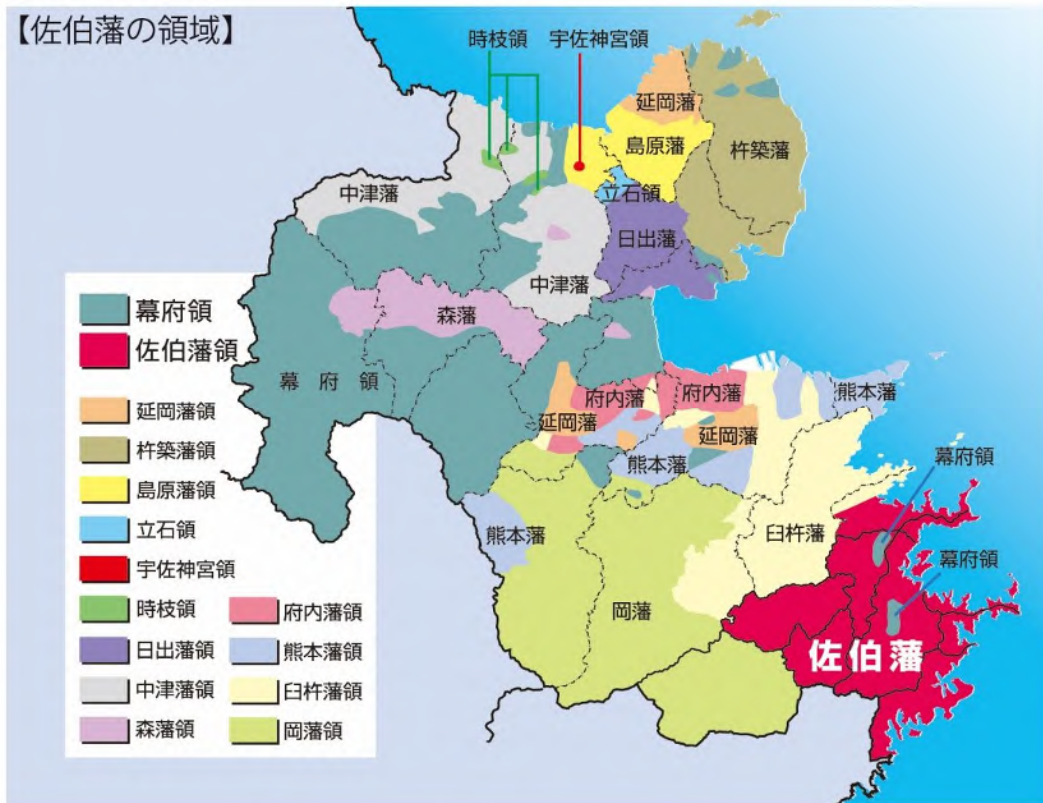


図 1-28 佐伯藩の領域

《佐伯城と城下町》

佐伯に入った毛利高政は、番匠川河口の八幡山はちまんやま（現在の城山）に居城として佐伯城を築き、その麓に城下町を建設した。城は慶長7年（1602）から4年をかけて、標高146mの八幡山に築かれた。完成当時の城は、山頂の本丸・二の丸・西出丸・北出丸と山麓の三の丸で構成されていたと考えられ、本丸には三重の天守がそびえていたと伝わる。山麓には藩主の居所となる三の丸が置かれ、寛永14年（1637）には櫓門が創建、曲輪の形状が整えられた。



図 1-29 佐伯城跡（城山）

佐伯城は近世には珍しい山城で、江戸時代を通して山頂部の城郭も管理されたため、近世初期の形態が良く保たれている。

城下町は城の南東、番匠川下流の沖積地に建設された。この地は、塩屋千軒と呼ばれ、中世から続く製塩を生業とする集落があったと伝わる。北と西には八幡山があり、南は番匠川に囲まれた閉鎖的な地形にあること、また、中世に佐伯氏が居城とした梅牟礼城より海岸部に近く、番匠川を利用した海上・河川交通に適した場所を選んだものと考え

られる。

城下の町割りは、大きく武家地と町人地に二分され、さらに町人地は商人の住む内町と船頭が多く暮らす船頭町に分かれていた。いずれも通りで仕切られた長方形の区画を基本とし、その内部は短冊形の屋敷地に分割される。通りを挟んで向かい合う屋敷群が一つの町を構成する両側町の形態をとった。この構造は近世中期に整えられ、大きな変化なく現在に至り、今も道路や地名にその面影がよく残っている。



図 1-30 佐伯城下町の構造

《毛利家の治世》

佐伯藩では藩主家の異動もなく、治世は概ね安定していた。しかし、2代高成から5代高久までは短命な藩主が続き、不安定な時期もあった。高成が急死した際には、叔父の森吉安(高政の弟)が高成の弟を擁立しようとして敗れ、佐伯藩内の領地2千石を幕府に返上する事件が起こった。

4代高重には子がなく、豊後森藩の久留島家から5代高久を迎えたが、高久にも子がなく、同じく久留島家から6代高慶を迎えた。

佐伯藩中興の祖と称えられる6代高慶は藩政の刷新をはかり、火事や地震など数多く起こる災害によって傷んでいた佐伯城を宝永6年(1709)から19年かけて修築した。さらには城下町の整備や、産業の振興に力を入れ、多大な功績を残した。灌漑施設の建設、新田の開発などを行わせ、生産量の向上に成功した。

また、江戸時代初期より行われていた綿・漆・楮・茶などの商品作物の栽培が盛んとなり、藩財政を支えた。

8代高標たかすゑは、学問好きの藩主として知られ、藩士の子弟の教育に力を注いだ。安永6年(1777)には藩校「四教堂」を設立し蔵書の充実に努めるなど、学問を奨励した。四教堂では、日田(大分県)の広瀬淡窓たんそうを教えた松下筑陰ちくいんや矢野黙齋もくさいなど、すぐれた儒学者を教授として採用していた。漢学・和学・医学・兵学などの授業が行われ、のちに剣術の直心影流の稽古場が増設されて、文武に秀でた家臣を育成した。

また、高標は幼少の頃から学問を好み、本の収集家であった。三の丸に「佐伯文庫」を開設し、その蔵書は8万巻(4万冊)にのぼったといわれる。膨大な数が注目されるが、高標は本の内容までも深く吟味していたという。鳥取の池田定常、近江(滋賀県)の市橋長昭とともに三大学者大名と並び称された。

文政10年(1827)、10代高翰たかなかは、幕府の命令で佐伯文庫の中から特に貴重な中国書約2万冊を献上した。現在、佐伯文庫は国立公文書館などに保管され、佐伯には幕府に献上されなかった書物が残っている。11代高泰たかやすの代からは、幕末の動乱により緊迫した藩政が続き、12代高謙たかあきの代に明治維新を迎えた。

《佐伯藩の農村と浦方》

城下町の整備が進む一方で、近世初頭の農村は、農民の逃亡などにより荒廃していて、労働力の確保と田畑の復興・開発に迫られていた。高政は佐伯に入部してすぐに、村々に検地帳の提出を命じ、藩経営の基礎とするため、各村の石高の把握に努めた。山林が多く耕作地が少ない農村では、少しでも生産力を向上させるために、農繁期の作業方法や、耕作地の取り扱いについてなど、農民と農地に関するさまざまな施策が藩によって行われた。

また、豊後水道・日向灘の海産資源に恵まれた浦方についても藩の成立当初から重視していて、漁業を安定させ漁民の定住化を図るため、浦方に対する振興策を積極的に打ち出していった。例えば、漁業権に対する優遇措置や、販売の自由などである。その他、

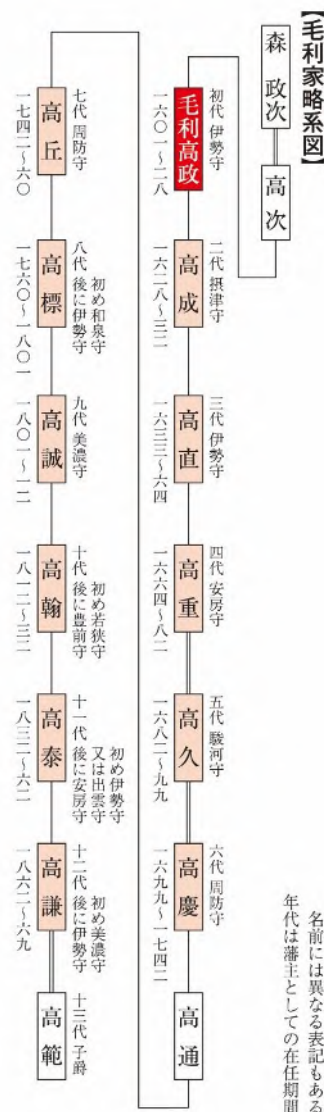


図 1-31 毛利家略系図

芝居などの興行も許されていた。その一方で、藩は網・船・漁場などに課税し、安定した収益が見込めるようになった。「さいきの殿様、浦でもつ」という言葉が、しばしば近世の佐伯を表すものとして用いられるように、浦方の利益は藩の経済を支える大きな役割を果たすまでに成長を遂げたのである。

18世紀に入ると、網漁の技術が向上するとともに、特産物の干鰯^{ほしか}（鰯を乾燥させて作った肥料）の需要が増大し、干鰯生産は大いに進展した。19世紀に入ると、干鰯を専売品にして販売体制を整えた。大坂など畿内の地域で綿栽培に用いられ、佐伯産の干鰯は非常に高く評価されるようになった。

このように藩の経営が展開する一方、実際に藩政を動かしていく家臣団の組織化も進み、藩の支配体制が形成されていった。

《佐伯藩と災害》

江戸時代には、城や城下町がたびたび災害に見舞われた。中でも大きな被害があったのは、宝永4年（1707）10月に起こった宝永地震である。東海道沖から南海道沖を震源とした大地震で、佐伯の沿岸部にも巨大津波が押し寄せた。記録によると、沿岸の米水津地区浦代浦^{うらしろ}には約11mの津波が到達し、20人の犠牲者が出た。また、城下にも津波が7度も押し寄せ、佐伯城内にまで到達した。藩は家臣や町人に山への避難を命じ、高台にある城内への立ち入りも許可した。



図 1-32 現在の米水津地区浦代浦

この津波を教訓に、藩では今後の災害に備えるため、城下町の外にある中村（中村東・西・南・北町）に土手を約2か月で築き、享保4年（1719）には、城下町の外周全体を囲い込む土手も建設した。その後、安政元年（1854）大地震に再び佐伯は巨大津波に襲われたが、大土手が生かされ、被害の拡大を防いでいる。

《岡藩の宇目郷》

近世の宇目地区は、大野郡宇目郷に属し、岡藩に組み込まれていた。注目されるのは、木浦鉾山^{おびら}や尾平鉾山といった鉾山経営が行われたことである。採掘された鉛を、時の将軍、徳川秀忠や徳川家光に献上した記録が残っている。元禄期まではある程度採掘が行われていたようだが、その後急速に衰退していき、幕末には小規模な経営となったようである。しかし、銀・銅・孔雀石など多種多様な鉾物資源の採れる鉾山として、岡藩はその経営を手放すことはなかった。

また、宇目地区には重岡キリシタン墓や、^{きりしたんえかがみ}切支丹柄鏡などキリシタンに関連した文

化財が点在している。内陸の岡藩に属していたことで、佐伯藩とは異なる歴史・文化が育まれた地域である。

3-5 近現代

《明治維新と佐伯》

嘉永6年(1853)、アメリカ大統領の国書を携えたペリーの来航は、それまで一部の国を除いて、海外との交流を制限してきた江戸幕府にとって衝撃的な出来事となった。アメリカは開港と交易を迫り、江戸幕府は対応に苦慮するも、翌年には日米和親条約を締結した。その後もアメリカのみならず、欧米諸国からの圧力によって、江戸幕府は対外関係を拡大する決断を下した。

こうした開国をめぐる混乱は、やがて倒幕へとつながり、慶応3年(1867)に幕府は朝廷に政権を返上した。大政奉還後、佐伯藩は新政府軍と旧幕府軍の間で態度を決めかねていたが、鳥羽・伏見の戦いで新政府軍が勝利すると、高謙は明治政府に従い江戸の藩邸を引き払い、佐伯に帰国した。

明治2年(1869)には版籍奉還が行われ、高謙は佐伯藩の知藩事に任命されたが、同4年(1871)の廃藩置県で佐伯藩は佐伯県(のちに大分県)となり、高謙は免職されて、およそ260年続いた毛利家の統治は終わりを迎えた。

《西南戦争の影響》

新たに発足した明治政府は、中央集権的な国家を目指して改革を進めたが、これに抵抗する反乱が続発した。明治10年(1877)、西郷隆盛が明治政府に不満を持つ鹿児島^{かごしま}の士族を率いて、西南戦争が勃発した。国内最大の内戦となったこの戦争では九州全土が戦場となった。佐伯の各地も戦場となり、本匠・宇目・直川・蒲江地区の街道に沿った尾根には、今も多くの台場の跡がみられる。特に宇目地区は5月に西郷軍が、6月に政府軍が拠点をおいた要衝で、現地には多くの記録が残っている。

この間、佐伯の各地では、西郷軍により金品・食料の提供や労働が強制される一方で、政府軍への協力が求められるなど、大きな負担を強いられた。

《近代のまちづくり》

明治11年(1878)、海部郡は蒲戸崎^{かまとざき}を境に南北海部郡に分けられた。明治22年(1889)



図1-33 政府軍・西郷軍の動き

の市町村制の施行により旧佐伯藩領は南海部郡1町23村、宇目は大野郡2村となり、現在の行政区割りの基礎ができた。明治期から、道路の整備が盛んに行われるようになった。明治末期には電灯が灯され、電話が開始された。大正5年(1916)には、日豊本線が佐伯駅まで開通した。

《国木田独歩が愛したまち》

のちに作家として活躍する国木田独歩くにきだどっぽは、明治26年(1893)10月に教師として佐伯に赴任した。滞在中は、城下町に建つ坂本家住宅(現 城下町佐伯国木田独歩館)の2階に弟の収二とともに下宿した。学校で教鞭を執る傍ら、城山(佐伯城跡)をはじめ、精力的に市内各地を散策したといわれる。わずか10か月余りの滞在期間であったが、佐伯のまちは独歩にとって印象に残ったようで、のちに「春の鳥」「源おち」「鹿狩」など、佐伯を舞台とした小説を発表している。



図1-34 旧坂本家住宅(城下町佐伯 国木田独歩館)

《軍都・佐伯》

瀬戸内海へ続く豊後水道は、国防上重要な位置にあった。かねてから、陸軍は佐賀関さがのせき(大分県)と佐多岬さたみさき(愛媛県)を中心とした沿岸部に砲台を築くなど軍備を整えてきたが、大正12年(1922)に佐賀関に本部を置く、豊予要塞ほうよようさいが構築された。さらに鶴御崎つるみさき、水ノ子島みづのこじま、日振島ひぶりを結ぶ線上には、軍事施設が整備され、佐伯沿岸部にも砲台が配備されることとなった。



図1-35 佐伯海軍航空隊庁舎

一方、海軍も明治末期から佐伯湾で演習をしばしば行っていた。このような経緯から、昭和に入ると佐伯は、九州沿岸に建設する海軍航空隊基地の候補地に挙がり、昭和6年(1931)には航空隊の設置が決まった。これにより、上水道の敷設や道路改良などのインフラ整備が進み、昭和恐慌以来落ち込んでいた町の経済に活気を与えた。

昭和9年(1934)には、佐伯海軍航空隊が開隊し、次いで昭和14年(1939)には、豊後水道を警備する佐伯防備隊が開隊した。こうした軍施設の設置をきっかけに当時の佐伯町と周辺の町村は大いに発展し、さらなる経済強化と行政区拡大のため行われた昭和12年(1937)と昭和16年(1941)の町村合併は、佐伯市誕生の契機となった。

日中戦争の勃発以降、アジアの支配に乗り出した日本が徐々に国際社会から孤立していく中、昭和16年（1941）には、真珠湾攻撃に向けて、佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進した。この攻撃を機に日本とアメリカの戦争が始まった。

しかし、戦局が悪化した昭和20年（1945）3月以降、海軍基地が置かれた佐伯はたびたび米軍の空襲を受けた。軍事施設への攻撃のみならず、市街への空襲により一般市民も多数犠牲となった。中でも同年4月26日の空襲は、中心市街地にも大きな被害をもたらし、犠牲者も多かったことから、戦争の悲惨さを伝えるものとして、今もなお語り継がれている。

《戦後の佐伯》

戦後、旧海軍跡地などの臨海部に港湾整備が図られ、合板や造船、セメントといった基幹産業が進出し、県下でいち早く工業都市として発展した。その後、昭和48年（1973）のオイルショックの影響を受け、経済は低迷していく。

しかし、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器などの製造分野で、全国的に高いシェアを持つ企業が増え、市の経済を支えていくこととなる。

水産業は、江戸時代からの本市の主要産業の1つであり、現在でも県下で高い生産量を誇っている。

平成17年（2005）3月、市町村合併により新佐伯市が誕生し、新たなまちづくりがスタートした。市役所の庁舎は旧佐伯市に置かれ、旧町村の役場は、振興局として各地区を所管することとなった。

これまでに主要な施設の整備が進んだことに加え、平成26年（2014）に佐伯港の水深14m岸壁が完成、平成27年（2015）には待望されていた東九州自動車道が開通した。主要都市との移動時間の短縮による交流、産業や経済の活性化に期待が高まっている。



図 1-36 現在の佐伯市中心部

第2章 佐伯市の歴史文化資源の概要と特徴

第1節 指定等文化財

文化財保護法では、文化財を「有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群」の6つのものと定義し、その中から特に学術上重要なものを文化財保護法や県・市の条例により指定、登録、選択、選定し、保護の対象としている（以下、「指定等文化財」という）。

本市の指定等文化財は、令和5年（2021）6月現在、268件である。類型別の内訳をみると、有形文化財が合計149件で最も多く、過半数を占める。次いで、天然記念物が48件、史跡が28件と続く。無形の民俗文化財は22件、有形の民俗文化財は13件で、合わせて民俗文化財は35件あり、天然記念物に次ぐ。

指定等文化財の総数に占める天然記念物及び民俗文化財の多さは、広大な市域に多様な環境を内包している、本市の特徴の一つといえる。

表 2-1 指定等文化財の件数一覧

類型		国			県		市	合計	
大分類	小分類	指定	選択	登録	指定	選択	指定		
有形文化財	建造物	0	-	4	5	-	79	88	
	美術工芸品	絵画	0	-	0	0	-	2	2
		彫刻	0	-	0	1	-	21	22
		工芸品	0	-	0	1	-	2	3
		古文書	0	-	0	0	-	22	22
		書跡	0	-	0	0	-	2	2
		典籍	0	-	0	0	-	0	0
		考古資料	0	-	0	1	-	3	4
		歴史資料	0	-	0	0	-	6	6
無形文化財		0	0	0	0	-	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1	-	0	1	-	11	13	35
	無形の民俗文化財	0	0	0	7	1	14	22	
記念物	遺跡（史跡）	1	-	0	3	-	24	28	84
	名勝地（名勝）	0	-	0	1	-	7	8	
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）	4	-	0	18	-	26	48	
文化的景観		-	-	0	-	-	-	0	
伝統的建造物群		-	-	0	-	-	-	0	
合計		6	0	4	38	1	219	268	

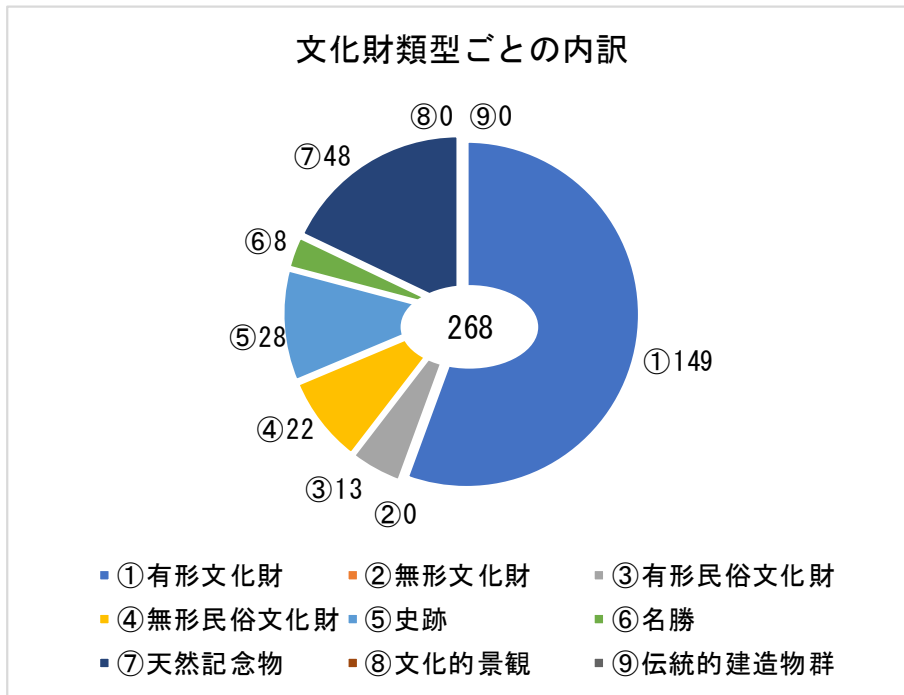


図 2-1 指定等文化財の類型ごとの内訳

以下、指定等文化財について、類型ごとに主な文化財とその特徴を述べる。

1-1 有形文化財

有形文化財は、県指定有形文化財 8 件、市指定有形文化財 137 件、国登録有形文化財 4 件、合計 149 件である。

【建造物】

建造物は、県指定 5 件、市指定 79 件、国登録 4 件、合計 88 件である。

県指定「佐伯城三の丸櫓門」(城山)は、佐伯城跡で唯一現存する建造物で、寛永 14 年(1637)に佐伯城の正門として建てられ、享保 11 年(1726)、天保 3 年(1832)の建て替えを経たものである。門の化粧板には、檜の一枚板が張られ、前面の斜面は駕籠のまま昇降が可能なように段を設けない敷石になっている。幾度か修理が行われた痕跡が見られ、昭和 50 年(1975)に大規模な修理が行われた。大分県内では他にない櫓門の現存例として希少である。



図 2-2 佐伯城三の丸櫓門

また、大分県の大地は阿蘇溶結凝灰岩あそようけつぎょうかいがんに広く覆われ、石造物の造形に適した石材が身近にあるため、県内には石造文化財が多数存在する。市内でも一部に凝灰岩が分布し、多くの石造物が造られている。

県指定「十三重塔」じゅうさんじゅうとう（上岡）は、総高8.5m、基礎の幅1.2mで、石材は凝灰岩を用いる。基礎の四面に2個ずつ優雅な装飾が刻まれ、初層軸部の四面には三尊仏立像が細かに肉彫りされている。各層の軸部に扉と阿弥陀坐像が肉彫りされ、ところどころに黄・朱などの彩色の名残があり、当初の華麗さがしのばれる。造立は鎌倉時代と推定されるが銘文はない。この地区を拠点とした佐伯氏に関わる供養塔と考えられている。

県指定「床木河野家石幢」ゆかぎかわのけせきどう（弥生地区床木）は、戦国時代に河野氏一族が河野主殿允らのために建立した供養塔で、元龜4年（1573）の銘文を持つ。河野氏は中世以来の武士で、江戸時代には庄屋格として床木村の中心的存在であった。石幢は重制で、中台はやや小さく、珍しい宝珠とともに特異な塔形をつくらせている。中台の上の軸部は四面体で、仏龕ぶつがんをつくり、うち三面は一面二尊の六地藏を平彫りして、他の一面には十王像を2体彫りだしてある。石幢の形態の優美さと、由緒を物語る銘文を持つ見事な逆修六地藏塔である。



図 2-3 床木河野家石幢

県指定「大師庵宝塔」しおみぞの（宇目地区塩見園）は、黒岩峠にある大師庵の前庭西側に2基並ぶ南北朝期の宝塔である。基壇・基礎・塔身・笠・相輪からなり、基壇上部の四面に八葉の腹弁を陽刻している。塔身には「貞和五年（1349）己丑十月二八日」と北朝年号の日付が陰刻されている。笠石の軒の厚さ、反りや軒両端の線は時代をよく反映し、露盤、伏鉢、請花彫刻は特に優れている。この塔の特徴は、基壇上部四面に彫られた返り花であるが、全体的に彫りは深く、各蓮弁の形に丸みをもたせ、各弁を両側から押し上げるようによくまとめている。

市指定「旧坂本家住宅」おはまごてん（城下東町）は、旧佐伯藩士の坂本家の居宅で、女島にあった藩主毛利家の別荘・御浜御殿の一部を移築したものと伝わる。明治期には後に文豪として知られる国木田独歩が下宿し、その作品に影響を与えた。現在は城下町佐伯国木田独歩館として公開されている。

国登録「旧佐伯海軍航空隊掩体壕」えんたいごう（東浜）は、待機中の戦闘機を収容する格納庫で、昭和18年（1943）に建てられた。面積225㎡の鉄筋コンクリート建造物で、長方形の開口部で縁取ったヴォールト構造とよばれる部分の後方に、尾翼を収納するためのほぼ半円筒状の構造体が付く特徴的な形態をもつ。耐弾式コンクリート建造物の一例で、

旧海軍航空機の防空用格納施設として広く知られている。現在2基残っており、うち1基が登録物件である。

国登録「豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所）」「渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）」「豊後水道海事博物館塀（旧水ノ子島灯台吏員退息所塀）」（鶴見地区梶寄浦^{かじよせうら}）は、豊後水道に浮かぶ水ノ子島灯台に勤務する職員の退息所として、明治36年（1893）に建てられ、当時としては優雅な洋風建築であったと思われる。現在は保存展示施設として、当時の生活で使用された道具などを展示・公開する場所となっている。



図2-4 渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）

指定等以外の建造物では、大分県の調査により把握された各地の石塔を主として、152件を確認している。

【美術工芸品】

（絵画）

絵画は市指定2件である。

市指定「羽出浦天満社絵馬と天井絵」（鶴見地区羽出浦^{はいでうら}）は、絵馬に合戦をする騎馬武者の姿など様々な動物や鳥、植物が描かれている。作成年代は、古いもので文久2年（1862）に奉納され、以降、大正7年（1918）までの年号がみられる。概ね大坂で作成されたものである。



図2-5 羽出浦天満社絵馬と天井絵

市指定「西運寺仏涅槃図」（弥生地区井崎）は、釈迦の入滅を描いたもので、釈迦を追慕する涅槃会の際に懸けられた。西運寺の創建は慶長8年（1603）と伝わるが、作図から室町時代後半の土佐派によるものと推測されている。慶応2年（1866）に表装が行われている。

指定等以外の絵画では、個人宅などに伝来したと思われる書画など197件が公民館等に収蔵されている。

（彫刻）

彫刻は県指定1件、市指定21件、合計22件である。

県指定「木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像」(上岡)は、阿弥陀如来を中央にして、向かって左側に観音菩薩、右側に勢至菩薩を従えた阿弥陀三尊像である。中尊の阿弥陀如来は、小粒の螺髪を切り揃えた肉髻・地髪部に、丸くふくよかな面相は三日月状の孤を描く眉、切れ長の伏せ目、引き締まった口もとなど、総じて小づくりの目鼻立ちによる穏やかな表情をしている。頭に宝冠を被り、身に条帛と裳を着して、手に持物を執る。腰を僅かに振って蓮華座上に立つ両脇侍菩薩は、頭・体のバランスも良く、しなやかなプロポーションを見せ、その彫り口は中尊と同工であり、当初から三尊一具のものとして造られたと考えられる。



図2-6 木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像

この阿弥陀三尊像の伝来は、記録がなく不明であるが、伝承によれば、正暦元年(990)に恵心僧都(源信)が、刀三礼のもとに造立したと伝えられる。おそらくは平安時代後期の佐伯氏による天台浄土信仰の所産である可能性が高い。

市指定「木造不動明王坐像」(米水津地区宮野浦)は、胎内に「天保十一年(1840)庚子年」と墨書される。この像を置く岩座と火焰や光背も当初のものと考えられる。桶から彫り出され、両肩から腕、そして膝前は別の部材で作られている。

市指定「洞明寺文殊菩薩像」(弥生地区江良)は、寛政7年(1795)のものと伝わる。京都の仏師の作で、高さは46.2cm、桧材の寄木造である。厨子銘文によると、佐伯藩筆頭家老・戸倉重景が寄進したもので、大乘妙典(法華経)の一文字ずつを一葉に書写し、その灰を仏胎内に納めているという。

指定等以外の彫刻では、県指定「^{ごうない}神内釈迦堂石幢」(直川地区赤木)を修理した際の台石が保存されている。

(工芸品)

工芸品は、県指定1件、市指定2件、合計3件である。

県指定「常楽寺^{わにぐち}鰐口」(大手町)は、室町時代中期に佐伯氏が堅田にある常楽寺に寄進したものと考えられる。常楽寺は佐伯氏ゆかりの寺院で、境内には中世のものと考えられる五輪塔や無縫塔など多くの石造物が散在している。鰐口は銅鑄造製、直径 36 cm、厚さ 10 cm、重量 14.5 kgで、かつて本堂の軒前につるされていた。表面に肉太の陰刻銘があり、「豊後州佐伯庄堅田村常楽寺之公用也 于時文安四年(1447)丁卯閏二月廿八日 願主惟直」と彫られている。



図 2-7 常楽寺鰐口

市指定には、「小林九左衛門の佩刀^{こばやしくざえもんはいとう}」(大手町)などがある。小林九左衛門は江戸時代中期に活躍した佐伯藩の上級藩士で、弥生地区に小田井路や鬼ヶ瀬井路を建設し、水田開発に多大な貢献をした人物として知られる。この刀剣は九左衛門の所持品と伝わり、刀身は 91.7 cm、銘は「豊後住大和守藤原忠行」「不動 小林氏吉晴帯之」と刻まれている。

指定等以外の工芸品では、祭典で使用されていた刀剣類や、西南戦争で使用されたと伝わる銃等 25 件が公民館等に収蔵されている。

(古文書)

古文書は市指定 22 件である。

市指定「盛嶽^{もりたけ}文書」(直川地区横川)は、中世に佐伯を支配した佐伯氏の配下である盛嶽家に伝わった文書群である。戦国時代に佐伯惟教が四国へ逃れた際、佐伯に残った盛嶽氏と連絡を取り合う内容など、他の古文書には見られない情勢を知ることのできる貴重な史料である。

市指定「毛利高政書状」(上浦地区^{あぎむい}浅海井浦)は、元和 9 年(1623)に浅海井浦の肝煎^{きもいり}式兵衛に宛てた文書で、浅海井瀧権現の修理費用に、年貢米のうちから毎年 5 斗ずつ永代納めるといものである。



図 2-8 盛嶽文書

市指定「成松文書」(米水津地区浦代浦)は、浦代浦庄屋の成松家に伝わったもので、永禄 11 年(1568)から天保 14 年(1843)までの同浦を中心とした出来事が記されている。記事には、宝永 4 年(1707)に起きた地震と津波の記録がみられる。

指定等以外の古文書では、各地域を描いた絵図や、個人の家伝に由来した書状、帳簿など 352 件が公民館等に収蔵されている。

(書跡)

書跡は市指定 2 件である。

市指定「矢野龍溪自筆書幅」(大手町)は、明治から大正にかけて活躍した矢野龍溪の漢詩書である。龍溪は佐伯城下町で生まれ、東京で政治家・作家・ジャーナリストとして活躍するとともに、故郷佐伯を愛し続けた。この書は明治 45 年(1912)に帰郷した際に、佐伯の自然風土を詠んだ詩を書いたもので、骨太で丸みを帯びた筆跡からは佐伯出身の文人の面影がうかがえる。

市指定「高標書「山号額」」(米水津地区浦代浦)は、浦代浦大願寺の扁額で、佐伯藩 8 代藩主・毛利高標の書を木彫りしている。原書を収める箱の記載によると、高標晩年の寛政 11 年(1799)の作品といわれ、膨大な書籍を収集した学者大名・高標の書風を伝えている。

指定等以外の書跡では、個人宅や寺社に伝来したと思われる書や掛け軸が 2 件確認されている。

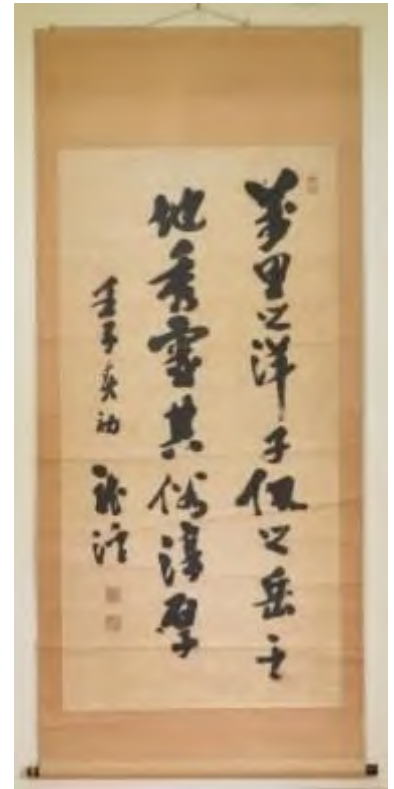


図 2-9 矢野龍溪自筆書幅

(考古資料)

考古資料は、県指定 1 件、市指定 3 件、合計 4 件である。

県指定「蔵骨器」(大手町)は、昭和 26 年(1951)に台風により上岡の十三重塔が倒壊し、その復元の際に塔の直下及び周辺から発見された。見つかったのは 10 個余りの陶製蔵骨器で、うち 2 個が 1 件として指定されている。1 つは口径 8.6cm、高さ 20cm、底径 7cm ほどの胴膨らみの円柱状で、頸が外に反って、肩部に二条の沈線が入り、四耳が横長に取り付けられている。また、蓋に径 8.4cm の薄い鏡が使われており、これらは中国の越州(中国南部の浙江省方面)で生産されたと推測されている。もう 1 つは胴が長く、底部が引き締まり、肩の張りが目立つ。頸部は極端に小さく、元は長頸であったと思われる。古瀬戸で口径



図 2-10 蔵骨器

4. 3cm、高さ 28. 8cm、底径 8. 6cm、風格ある鎌倉時代の作といわれ、佐伯氏との深い関わりがうかがえる。

白瀉遺跡から出土した市指定「櫛描文壺形土器」(若宮町)は、弥生時代後期の土器である。高さ 38 cm、口径 14 cmの卵形の胴の上部に付いた頸部は外反し、口縁部近くで内側に屈曲する形状である。また、口縁部外反の壺に粘土の「タガ」にのせて、直立またはやや内反させて固着するもので、その外縁に櫛歯状の施文具で擦過反転して文様をめぐらしている。この口縁部が屈折し、その外側に櫛歯による波状文を施した特徴により、国東市の安国寺遺跡で出土した土器を指標とする「安国寺式」とよばれる土器である。安国寺式土器は、2～3世紀頃に瀬戸内から九州東部で盛行した櫛目文土器で、弥生文化の終末期にみられる。

市指定「上小倉横穴古墳出土品」(弥生地区上小倉)は、上小倉横穴墓群から出土した土師器や須恵器、勾玉、管玉、水晶切子玉などで、7世紀頃のものとして推定される。横穴墓は、複数の玄室(墓室)を有する型式で、肥後あるいは日向地方のものに類似することから、関連がうかがわれる。

指定等以外の考古資料では、過去の開発により出土した土器片や石器 241 件が公民館等に収蔵されている。

(歴史資料)

歴史資料は市指定 6 件である。

文化 13 年(1816)から文政元年(1818)にかけて、弥生地区細田・平井で大規模な灌漑工事が行われた。佐伯藩の命令のもと、切畑村大庄屋の出納藤左衛門位英が実施し、完成した水路は常磐渠(常盤井堤)と呼ばれた。市指定「常磐渠記」(弥生地区門田)は、工事の始終を佐伯藩士・田原親興が漢文で記したもので、これを歌人の甲斐鶴寸が挿絵を入れて和文で書いたものが市指定「ときは井堤の記」(同前)である。後半には家老の関谷長熙と田原親興らの文人墨客が常盤井堤で詠んだ漢詩や歌を収める。

市指定「浅海井浦地目付起請文前書」(上浦地区浅海井浦)は、上浦地区の津井浦と夏井浦との間で発生した境界争いの仲裁に関する文書である。享保 5 年(1720)に郡代以下、藩の役人立会いのもと文書・絵図を 2 部作成し、津井・夏井両浦で 1 部ずつ保管することになった。内容は、津井浦と夏井浦の申立てに対する裁許を記したもので、以後争いが起こらないように、双方が同じ文書・絵図を持って伝えている。

市指定「戊申溜池築造関係資料」(弥生地区細田)は、明治 44 年(1911)に完成した弥生地区切畑の溜池工事に関する文書である。この溜池は住民が築造した灌漑施設で、上切畑の水利を大きく改善した。関係資料は、紆余曲折の中、巨額な費用を要しながら、地区の努力によって溜池が築かれた経緯を伝えている。

市指定「赤木村大庄屋の御用日記」(直川地区赤木)は、代々、赤木村の大庄屋を務

めた安藤家の記録である。元治元年（1864）、明治3年（1870）、同4年（1871）に調べられた3冊が残されている。注目される記事として、明治2年（1869）に未遂に終わった百姓一揆についての記録がある。

指定等以外の歴史資料では、佐伯藩の公的記録である「佐伯藩政史料」や「温故知新録」、佐伯藩主家に伝来した「毛利家資料」など佐伯を語るうえで欠かせない貴重な歴史文化資源がある。このほか近代以降の行政文書や商家の金銭出納に関するもの、戦前までの教科書などが多い。1,044件を確認している。

1-2 民俗文化財

民俗文化財は、国指定重要有形民俗文化財1件、県指定有形民俗文化財1件、県指定無形民俗文化財7件、県選択無形民俗文化財1件、市指定有形民俗文化財11件、市指定無形民俗文化財14件、合計35件である。

【有形の民俗文化財】

有形民俗文化財は、国指定重要有形民俗文化財1件、県指定1件、市指定11件、合計13件である。

国指定「蒲江の漁撈用具」（蒲江地区竹野浦河内^{ごうち}）は、豊後水道から日向灘に面する同地区の漁業資料を網羅するコレクションである。昭和51年（1976）から蒲江町と蒲江町漁具保存会が調査収集し、分類・整理された。釣漁・網漁・潜水漁・採藻の漁具をはじめ、干鰯・イリコ製造の諸道具を中心に、船霊様や金比羅社・石鎚山の木札など信仰関係の資料も多い。系統的かつ



図2-11 蒲江の漁撈用具

豊富に収集した唯一の漁撈用具として、大分県南部の漁業と生活を知る上で貴重である。現在は、佐伯市蒲江海の資料館と佐伯市歴史資料館で収蔵・展示している。

県指定「切支丹柄鏡」（宇目地区南田原）は、民家に伝わったもので、材質は青銅で柄は8.5cm、鏡体は直径11cmある。「天下一上村大和守」という作者名があり、江戸時代中期以降の作と推定され、特異な紋様が注目される。中心部に○に十字を鋳出し、これを挟んで上下に不可解な紋様があり、縁に沿って図案化された植物を配している。この紋様から、一説には隠れキリシタンが信仰の偽装物として使用していたとも伝わる。

市指定「鯨の墓」（上浦地区浅海井浦）は、類例が国内で49基確認されており、鯨漁を示す資料となっている。本市域の沿岸に鯨が現れ、人々の食生活に影響を及ぼしたことがうかがえる。

指定等以外の有形の民俗文化財の大半は、各地区で使用されてきた生活用具や農機具である。各地区の公民館等に1,577件が収蔵されている。

【無形の民俗文化財】

無形民俗文化財は県指定7件、県選択1件、市指定14件、合計22件である。県指定「千束楽」(宇目地区千束)は、毎年9月第3土・日曜日に千束のとびのお鳶野尾神社で行われる祭礼で奉納される。安政5年(1858)に森竹吉郎左衛門が大願成就の礼として始めた、大原の鳶野尾神社の楽を習ったものと言われる。ただし由来には、大永7年(1527)の梅牟礼合戦に敗れ自害した佐伯惟治の重臣が、惟治の遺品を持って女装し、鉦太鼓を打ち鳴らしながら敵陣を脱した様子を楽化した、という説もある。こちらは後世になって追加されたものと考えられるが、市民にはよく知られている。

県指定「神踊・杖踊」(青山)は、青山黒沢に鎮座するとみお富尾神社の春の例大祭(毎年4月25日を中心とした日曜日)に奉納される。同神社は、梅牟礼合戦で非業の死を遂げた佐伯惟治を祭る富尾神社の本宮で、弘治3年(1557)から夏と冬の祭りを定め、浜出・踊・杖・狂言を始めたという。一時、衰微したが、江戸時代中期に再開され、以来今日まで継承されている。県指定「風流・杖踊」(弥生地区大坂本・尺間)とともに、県南部から豊肥地区及び県東部で多様に継承されてきた棒術や風流の一つである。



図2-12 神踊・杖踊

県指定「蒲江神楽」(蒲江地区丸市尾浦)は、同地区に鎮座する富尾神社で毎年4月と11月に行われる大祭で奉納されており、県下では特異な日向系岩戸神楽である。現在の社家の塩月氏の先祖は、戦国時代に日向国三川内村から蒲江地区丸市尾浦に移住してきたと伝わり、享保年間に三川内から神楽を伝授されたという。地堅に始まり手取に終わる十八番からなり、この他に佐伯神楽からの伝承とされる綱切・湯立の二番がある。装束は毛頭の使用が目立ち、衣装は陣羽織を多く使用する。楽器は大太鼓・笛・手拍子のみであるが、綱切・湯立の二番では締太鼓も使われる。

指定等以外の無形の民俗文化財では、市町村史誌によって神楽や風流、獅子舞など34件が確認されている。

1-3 記念物

国指定史跡1件、国指定特別天然記念物1件、国指定天然記念物3件、県指定史跡3件、県指定名勝1件、県指定天然記念物18件、市指定史跡24件、市指定名勝7件、市

指定天然記念物 26 件、合計 84 件である。

【遺跡（史跡）】

史跡は国指定 1 件、県指定 3 件、市指定 24 件、合計 28 件である。

国指定「佐伯城跡」（城山）は、慶長 6 年（1601）に佐伯藩主となった毛利高政が翌年から 4 年かけて築城したと伝わる。山頂部を本丸とし、その周囲を本丸外曲輪が囲み、南に二の丸、西出丸、北に北出丸を配置し、麓には藩主の居所となる三の丸が置かれた。この構造は近世を通じて維持され、城内には城だけでなく山体の維持に関わる遺構も良く残る。近年の調査により発見された本丸外曲輪のひな壇状石垣は、治山・治水技術を用いた全国的にも珍しい遺構として注目されている。

県指定「白瀉遺跡」（若宮町）は、若宮八幡宮に隣接する丘陵に位置する。弥生時代の 2 つの貝塚跡と竪穴式住居が検出され、貝類のほか獣骨・魚骨・石包丁、弥生時代前・中期に東九州で使われた下城式土器が見つまっている。現地は弥生時代の住環境に最適といえ、当時の海岸線を考え、海進状況を想定するのに格好な遺跡である。また、奈良・平安時代の掘立柱建物跡・土師器・骨器も出土し、長らく人々の生活の場であったことがうかがえる。

県指定「磨崖石塔」（弥生地区上小倉）は、崖面に連続して刻まれた中世の石塔群である。範囲は東に面して南北 25m に及び、宝塔と五輪塔が立ち並ぶ。宝塔は丸彫りに近い深彫りで、高さは平均 2 m である。五輪塔は大小あり、1 m を越すものもある。4 基に銘文があり、嘉暦元年（1326）、同 4 年（1329）、康永 4 年（1345）の年号が見える。また、文面から百か日供養、あるいは逆修のために造立されたと考えられる。



図 2-13 磨崖石塔

県指定「重岡キリシタン墓」（宇目地区重岡）は、元和 5 年（1619）5 月 20 日の没年月日とともに「るいさ」という洗礼名が刻まれた墓碑である。中世のキリシタン大名・大友宗麟の影響で、県内に多く残されているキリシタン関係史跡の一つである。

指定等以外の史跡では、大分県の調査により把握された中世の城郭や館跡、大分県や佐伯市の調査により把握された西南戦争や太平洋戦争関連の遺跡が計 141 件確認されている。

【名勝地（名勝）】

名勝は県指定1件、市指定7件、合計8件である。

県指定「^{ふじがわち}藤河内溪谷」（宇目地区木浦内）は、祖母・傾山系にある。夏木山に源を發し、水源の観音滝から藤河内集落までの分流を併せて約8kmの間をいう。至る所に臼状・渦巻状・瓢箪状・流線状など、屈曲した清流にできた千差万別の花崗岩の^{おうけつ}甌穴群が無数にあり、すばらしい景観を呈している。特に源流にある観音滝は、高さ77mもある大飛瀑で、飛瀑の美しさもさることながら、花崗岩の赤色の壁面が夕日に映え実に美しい。冬は飛瀑や壁面の全てが凍り、朝日に輝く氷壁の景観は壮観である。



図 2-14 藤河内溪谷

【動物・植物・地質鉱物（天然記念物）】

天然記念物は国指定特別天然記念物1件・天然記念物3件、県指定18件、市指定26件、合計48件である。

特別天然記念物「カモシカ」（宇目地区）

は、ウシ科のほ乳類で、日本と台湾にだけ分布している。体長120cm、体重30kgになり、雌雄とも頭に10cm内外の角がある。この角はシカ類と違って生え替わることはない。尾は短く10cmくらいで四肢にはひづめが2個ずつあり、左右に広がっている。比較的高い山岳地帯にある樹林近くの岩場傾斜地が主な生息場所、祖母山・九折・^{つづら}払^{はらい}鳥屋を連ねる線から南、宮崎県にかけて分布している。



図 2-15 カモシカ

国指定「小半鍾乳洞」（本匠地区小半）は、大正11年（1922）に県内で初めて指定された天然記念物である。洞内には斜めに傾いた石柱「斜柱石」をはじめ、鍾乳石が形作る多彩な景観が広がる。国指定「狩生鍾乳洞」（狩生）も同じ石灰岩層に形成された鍾乳洞で、ここに生息する洞穴動物は県指定「狩生鍾乳洞内の動物」に指定されている。大分県の特徴である、火山活動の影響による様々な地形・地質を表す文化財の一つである。

県指定「蒲江カズラ」（蒲江地区葛原浦）は、マメ科のトビカズラ属に入り、葛原浦の特産種である。昭和23年（1948）に発見され、地元では馬の飼料とするところからウマカズラとも呼ばれている。かつてアイラトビカズラと同一種とみなされたが、修正

されてカマエカズラと命名された。

県指定「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」(城山)は、城山の^{おんいけ}雄池・^{めんいけ}雌池が大分県に固有のオオイタサンショウウオの標準産地として指定されたものである。

市指定「ホウライクジャク」(本匠地区小半)は、中国が原産地といわれており、日本では本市の本匠だけに自生する珍しいシダの一種である。生育地が人里に近く、生育環境も道路工事などの影響により悪化している。個体数も少なく、絶滅の危機に瀕しており、「レッドデータブックおおいた 2011」に登録されている。

指定等以外の動物・植物・地質鉱物では、本匠の石灰岩層から発見された化石のほか、佐伯市の調査により市内各地の特徴的な植物・地質鉱物が計 137 件把握されている。また龍神池(米水津地区間越)には、高知大学のボーリング調査によって、約 3,300 年前からの堆積物に 8 回の大津波に襲われた痕跡が残っていることが判明している。

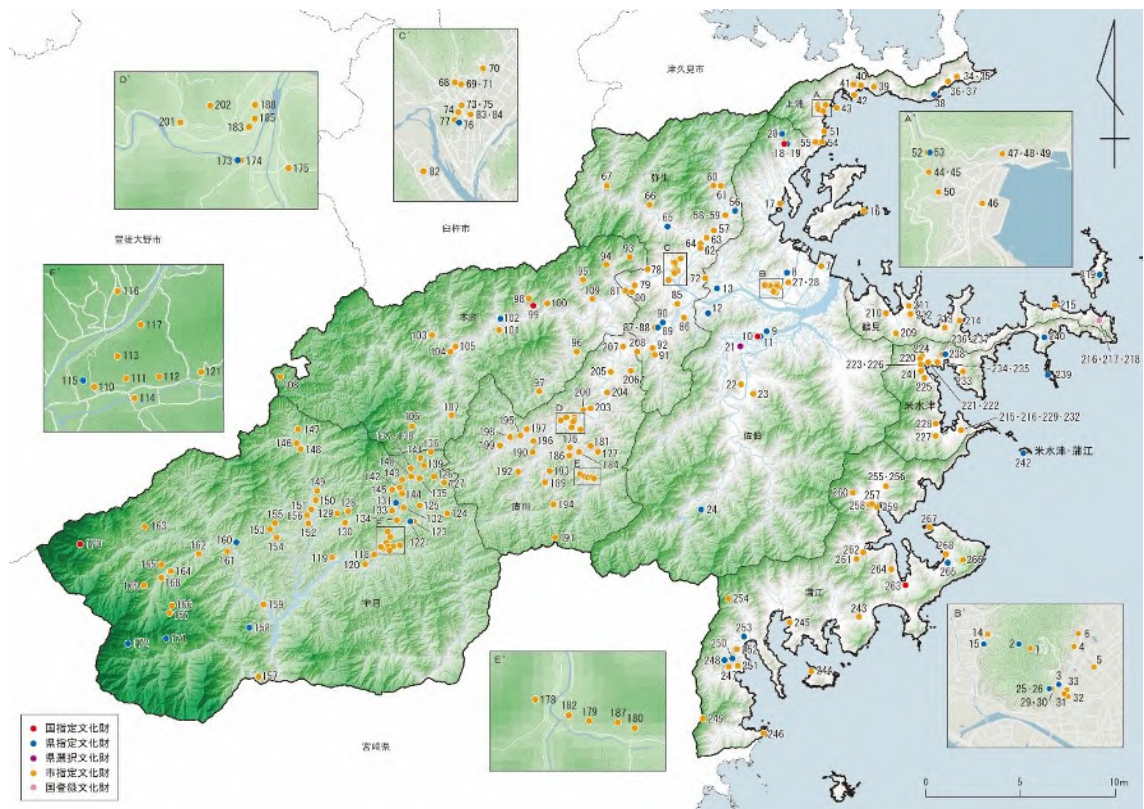


図 2-16 指定等文化財位置図

(図中の番号は巻末資料掲載の指定等文化財一覧表の通し番号と対応している)

第2節 未指定の歴史文化資源

2-1 未指定の歴史文化資源の概要

前節で一部を紹介したとおり、未指定のものにも本市の歴史を伝える固有の歴史文化資源として見るべきものが多い。指定文化財とともに保存・活用を図ることが必要である。

令和5年現在、佐伯市において把握している未指定の歴史文化資源は計4,256件で、類型ごとの内訳は下記のとおりである。

有形文化財には、佐伯藩主であった毛利家に伝来する「毛利家資料」や、8代藩主・毛利高標が収集した「佐伯文庫」などの貴重な歴史資料が含まれている。全体の4割弱を占める有形の民俗文化財は、各地区の公民館等に収蔵されているものである。民具や農具など生活・生業に関する資料が多い。建造物や無形の民俗文化財、動物・植物・地質鉱物は、過去の調査成果によりその所在が判明している近世寺社仏閣、石造物、民俗芸能・行事、植物・地質鉱物などである。

表2-2 未指定の歴史文化資源の件数一覧

分類		件数	
大分類	小分類		
有形文化財	建造物	152	
	美術工芸品	絵画	197
		彫刻	1
		工芸品	25
		古文書	352
		書跡	353
		典籍	2
		考古資料	241
		歴史資料	1,044
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	1,577	
	無形の民俗文化財	34	
記念物	遺跡（史跡）	141	
	名勝地（名勝）	0	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	137	
文化的景観		0	
伝統的建造物群		0	
合計		4,256	

このほか、本市域に分布する埋蔵文化財については、大分県教育委員会刊行の『大分県遺跡地図』により 100 件が周知されている。文字としては残らない佐伯の過去を伝える歴史文化資源として重要である。

周知の埋蔵文化財包蔵地のなかには、弥生時代中期の東九州に広く分布する下城式土器の標識遺跡である下城遺跡、中世の佐伯氏と家臣団が居城と居住地を形成した梅牟礼遺跡、現在の佐伯市中心市街地の基礎となった、近世の佐伯城下町などがある。

第3節 歴史文化資源の把握調査

3-1 これまでに実施した把握調査

本市域に所在する歴史文化資源の把握調査としては、大分県が実施した調査のほか、平成17年（2005）年の合併以前の市町村が史誌等作成のために実施した調査や、合併後に戦争遺跡や自然を対象とした調査がある。これらの調査成果を含む、本市の歴史文化資源の把握調査に関する刊行物は以下のとおりである。

表 2-3 歴史文化資源の把握調査に関する刊行物一覧

書籍名	編著者	刊行年
歴史の道調査報告書 日向道	大分県教育委員会	1980
大分県の近世社寺建築	大分県教育委員会	1987
大分県の民俗芸能	大分県教育委員会	1989
大分県の近代化遺産	大分県教育委員会	1994
大分県のシン垣	大分県教育委員会	2001
大分の中世城館 第一集 文献史料編	大分県教育委員会	2002
大分の中世城館 第二集 文献史料編	大分県教育委員会	2003
大分の中世城館 第三集 地名表・分布図編	大分県教育委員会	2003
大分の中世城館 第四集 総論編	大分県教育委員会	2004
大分の中世城館 別冊・総合索引	大分県教育委員会	2004
大分県の近代和風建築	大分県教育委員会	2013
大分県遺跡地図	大分県教育委員会	2018
西南戦争跡分布調査報告書	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2009
大分の中世石造遺物 第一集 分布図・地名表編（上）	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2013
大分の中世石造遺物 第二集 分布図・地名表編（中）	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2014
大分の中世石造遺物 第三集 分布図・地名表編（下）	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2015
大分の中世石造遺物 第四集 写真図版編	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2016
大分の中世石造遺物 第五集 総括編	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2017
佐伯市史	佐伯市史編さん委員会	1974
上浦町誌	上浦町誌編さん委員会	1996
弥生町誌	弥生町誌編さん委員会	1996
本匠村史	本匠村史編さん委員会	1983
宇目町誌	宇目町誌編纂委員会	1991
直川村誌	直川村誌編さん委員会	1997
鶴見町誌	鶴見町誌編さん委員会	2000
米水津村誌	米水津村誌編さん委員会	1990
蒲江町史	蒲江町史編さん委員会	2005

佐伯藩政史料目録	佐伯市教育委員会	1979
佐伯藩政資料漢籍目録	佐伯市教育委員会	2004
中島家寄贈目録	佐伯市教育委員会	1990
鶴谷佐藤蔵太郎旧蔵資料目録（稿本）	佐伯市教育委員会	1991
毛利高範侯旧蔵洋書（独文）目録	佐伯市教育委員会	1991
明石家寄贈 明石秋室関係資料目録	佐伯市教育委員会	1993
山田平之丞氏旧蔵資料目録	佐伯市教育委員会	1997
大内須磨子コレクション貝類標本目録	佐伯市教育委員会	1999
毛利家資料調査報告書 工芸品・絵画・古文書	佐伯市教育委員会	2003
佐伯市戦争遺跡 濃霞山―長島山―興人	佐伯市教育委員会	2006
佐伯の豊かな自然 ～佐伯市自然環境調査報告書～	佐伯市	2018
佐伯文庫の残存本	梅木幸吉	1983

このほか、平成 23 年度（2011）・24 年度（2012）に各地区の公共施設等に収蔵されている歴史文化資源の把握調査を実施した。ただし、この時の調査では一部施設が対象外となっている。この調査により把握した歴史文化資源は市内 8 施設で計 2,948 件のぼる。

また、大分県立先哲史料館が実施する県内の記録史料所在調査により、佐伯市内に 56 件の民間所蔵の古文書・歴史資料等が確認されている。

なお、古文書や考古資料・民俗文化財等のうち、佐伯市歴史資料館や佐伯市平和祈念館やわらぎ、城下町佐伯国木田独歩館に収蔵している資料については、各館で台帳を作成してリスト化を進めているが、寄贈等による各館の資料の増加もあり、整理が追いついていないのが現状であるため、上記件数には含めていない。

3-2 地域計画作成のための把握調査

（1）これまでに実施した把握調査の補完調査

前記のとおり、一部の公共施設については収蔵資料の台帳が作成されていなかったため、令和 3 年度（2021）の地域計画作成事業において調査を実施した。調査の対象は、上浦地区公民館、蒲江地区公民館、直川農業資料館の収蔵資料に加え、佐伯市蒲江海の資料館に収蔵されている資料のうち国指定重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」の対象外資料である。

調査の結果、上浦地区公民館に 49 件、直川農業資料館に 523 件、佐伯市蒲江海の資料館に 211 件の資料を確認した。これにより、佐伯市内の公共施設が収蔵する資料は、佐伯市歴史資料館・佐伯市平和祈念館やわらぎ・城下町佐伯国木田独歩館を除いてリストの作成を終えたことになる。

(2) アンケート調査

地域計画の作成にあたり、令和3年度に市民を対象にアンケート調査を行った。ここでは、その調査結果の概要について述べる。

なお、アンケート調査では地域計画における「歴史文化資源」を「歴史・文化・自然」と表記している。

名 称	歴史・文化・自然に関するアンケート調査
目 的	① 文化財に対する市民の意識調査による課題の把握 ② 総合的な文化財リストの作成に向けた未指定を含む文化財の現状確認
期 間	令和3年 12月1日～22日
対 象	佐伯市民 3,622人 ・一 般: 19歳以上の市内在住者 2,000人(一般用アンケート) ・高校生: 高校3年生 582人(高校生用アンケート) ・小中学生: 小学6年生 554人、中学3年生 486人(小中学生用アンケート)
回答数	1,909人(回答率 52.7%)

目的①に設定した意識調査では、歴史文化資源に対するイメージとして「宝物、自慢できるもの」「地域の魅力」「未来へ伝えるべきもの」であり、市民のアイデンティティの一つとして、とても大事なものであると認識している市民が多数であった。

しかし一方で、「難しくてよく分からない」「自分の生活には関係がない」ために、歴史文化資源に対する関心が低く、マイナスイメージを持つ市民の存在も浮かび上がった。また、担い手・後継者や維持管理費用の不足を挙げる回答も多かった。

目的②では、本章で述べる佐伯市の歴史文化資源の概要と特徴の基礎情報を得ることとした。具体的な設問として、他者に紹介したい本市の歴史・文化・自然について尋ねた。回答結果についてキーワードでまとめると、表2-4のとおりである。

表 2-4 他者に紹介したい佐伯市の歴史・文化・自然

分類	キーワード	小中学生	高校生	一般
城・城下町	城山	190	51	76
	佐伯城	20	0	15
	柵牟礼城	2	8	10
	城下町	8	3	4
食べ物	ごまだし	19	9	8
	くじゃく	1	0	1
	食	5	5	19
	ヒオウギガイ	8	0	0
自然	滝	9	3	5
	海	37	10	59
	海岸	6	0	29

	溪谷	30	7	18
	自然	11	5	31
	森	5	0	0
	川	40	6	22
	島	11	3	10
	林	2	0	2
	尺間山	8	1	5
公共施設	歴史資料館	5	0	1
戦争	戦争	9	2	11
	砲台	9	0	7
	防空壕	6	1	1
	平和祈念館やわらぎ	16	2	4
神社仏閣	神社	26	2	13
	寺	9	0	7
人工物	水車	9	1	2
	灯台	7	3	5
	公園	12	6	21
歴史 伝統文化	歴史と文学のみち	21	9	11
	国木田独歩	10	7	3
	唄げんか	4	0	1
	祭り	13	6	10
	五丁の市	4	1	2
	神楽	11	8	8
	毛利家	0	0	5

※本表の分類欄はアンケート分析のために設けたもので、文化財の類型とは一致しない。

世代を問わず「城山」「佐伯城」が突出しており、これらが本市を象徴する歴史文化資源であることがわかる。また、海・溪谷・山といった自然も多く挙げられ、市民が豊かな自然環境を身近に感じていることがうかがえる。

また、現時点で広く知られてはいないが、大切にしたい歴史・文化・自然にまつわる場所やモノについて尋ねた。回答には、指定文化財に加えて、把握されている未指定文化財や、未把握と思われる文化財も挙がっている。佐伯藩に関わる遺跡などのほか、祭りや伝統芸能・行事、自然も多く見られ、民俗や自然にも市民の関心が強いことがうかがえる。保存・活用の対象として検討したい。

このほか、地域計画を作成する過程で、佐伯市の歴史文化を語るために重要な歴史文化資源として把握したものがあ

3-3 個別の歴史文化資源の調査

これまでに紹介した調査や各種の開発に伴う調査によって把握された歴史文化資源について、市・県・民間団体等が個別に調査を実施し、その成果を報告書等に刊行して公開している。それぞれの報告書等は以下のとおりである。

表 2-5 個別の歴史文化資源の調査報告書等一覧

書籍名	編著者	刊行年
大分県の文化財	大分県教育委員会	1991
堂ノ間遺跡	大分県教育委員会	1998
森の木遺跡	大分県教育委員会	2000
津久見門前遺跡 瀬戸遺跡 佐伯門前遺跡	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2005
小河内遺跡・菅ヶ谷遺跡	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2013
森の木遺跡発掘調査報告書	大分県教育庁埋蔵文化財センター	2016
蒲江漁史 蒲江町の伝統的漁具漁法	大分県南郡地方振興局水産課	1996
佐伯市の文化財	佐伯市教育委員会	1990
上浦町の文化財	上浦町教育委員会	1990
弥生町の文化財	弥生町教育委員会	1989
ふるさとの文化財うめまち	宇目町教育委員会	1980
直川の文化財	直川村教育委員会	1982
鶴見町の文化財	鶴見町教育委員会	1984
ふるさとの遺産 つるみの文化財	鶴見町教育委員会	2005
佐伯藩史料 温故知新録 一	佐伯市教育委員会	1995
佐伯藩史料 温故知新録 二	佐伯市教育委員会	1997
佐伯藩史料 温故知新録 三	佐伯市教育委員会	1999
佐伯藩史料 温故知新録 四	佐伯市教育委員会	2001
佐伯藩史料 温故知新録 五	佐伯市教育委員会	2003
佐伯藩史料 温故知新録 六	佐伯市教育委員会	2005
佐伯藩史料 温故知新録 七	佐伯市教育委員会	2007
佐伯藩史料 温故知新録 八	佐伯市教育委員会	2009
佐伯藩史料 温故知新録 九	佐伯市教育委員会	2011
佐伯藩史料 温故知新録 十	佐伯市教育委員会	2013
佐伯藩史料 温故知新録 十一	佐伯市教育委員会	2015
佐伯藩史料 温故知新録 十二	佐伯市教育委員会	2017
佐伯藩史料 温故知新録 十三	佐伯市教育委員会	2019
白瀉遺跡	佐伯市教育委員会	1958
佐伯のむかし話	佐伯市教育委員会	1988

書籍名	編著者	刊行年
宝剣山古墳	佐伯市教育委員会	1980
梅牟礼城址と関連遺跡発掘調査概報	佐伯市教育委員会	1998
梅牟礼城址と関連遺跡発掘調査概報Ⅱ	佐伯市教育委員会	1990
汐月遺跡	佐伯市教育委員会	1990
梅牟礼城址と関連遺跡発掘調査概報Ⅲ	佐伯市教育委員会	1991
梅牟礼城址と関連遺跡発掘調査概報Ⅳ	佐伯市教育委員会	1993
梅牟礼城跡関連遺跡発掘調査報告書	佐伯市教育委員会	1994
檜野古墳	佐伯市教育委員会	1998
天祐館遺跡	佐伯市教育委員会	1998
佐伯城下町遺跡 西田病院駐車場地点	佐伯市教育委員会	2000
萩山遺跡群	佐伯市教育委員会	2001
佐伯城下町遺跡 山中家屋敷跡・竹中家屋敷跡	佐伯市教育委員会	2003
佐伯市指定有形文化財 旧坂本家住宅保存修理工事報告書	佐伯市教育委員会	2004
梅牟礼遺跡	佐伯市教育委員会	2010
佐伯城下町遺跡 船頭町礼場向島線	佐伯市教育委員会	2010
佐伯城下町遺跡 山中家屋敷跡	佐伯市教育委員会	2013
梅牟礼城跡関連遺跡群発掘調査報告書 2	佐伯市教育委員会	2014
佐伯城跡測量調査報告書 佐伯市内遺跡試掘確認調査報告書	佐伯市教育委員会	2014
佐伯城下町遺跡 警露館跡	佐伯市教育委員会	2015
佐伯市指定有形文化財「毛利家御居間」「三府御門」保存修理工事及び「土蔵」「広間」解体工事報告書	佐伯市教育委員会	2015
佐伯城下町遺跡 戸倉家屋敷跡・保田家屋敷跡	佐伯市教育委員会	2016
重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」保存修理報告書	佐伯市教育委員会	2017
女島山古墳群	佐伯市教育委員会	2021
佐伯市内遺跡試掘確認調査報告書	佐伯市教育委員会	2022
佐伯城跡総合調査報告書 総論編・資料編	佐伯市教育委員会	2022
佐伯城下町遺跡 松下家屋敷跡・浅沢家屋敷跡	佐伯市教育委員会	2023
佐伯氏一族の興亡 中世の秋に拾う	佐伯市教育委員会	1989
さいきのむかし話	佐伯市教育委員会	2009
弥生町の石造物	弥生町教育委員会	1999
上小倉横穴墓	弥生町教育委員会	1991
上小倉横穴墓	弥生町教育委員会	1993
小田山城跡と関連遺跡 第1次調査報告書	弥生町教育委員会	1994
小田山城跡と関連遺跡 第2次調査報告書	弥生町教育委員会	1995
小田山城跡と関連遺跡 第3次調査報告書	弥生町教育委員会	1996
郷土の口説	本匠村教育委員会	1991

書籍名	編著者	刊行年
堂ノ間遺跡	本匠村教育委員会	1997
本匠の古文書 河野家文書（中野村組大庄屋）	本匠村教育委員会	2004
本匠の古文書 因尾村文書（高野大庄屋）上	本匠村教育委員会	2004
本匠の古文書 因尾村文書（高野大庄屋）下	本匠村教育委員会	2004
緑と清流の里 本匠村の自然	本匠村教育委員会	1994
口説集	宇目町教育委員会	1980
宇目の昔ばなし	宇目町教育委員会	1981
うめまちの先覚者	宇目町	2004
源六原遺跡	直川村教育委員会	1993
鶴見町の自然 環境・植物・動物	鶴見町産業振興課	2000
黒潮とウバメガシの岬 鶴見町の植物	鶴見町教育委員会	2001
蒲江八景	蒲江町教育委員会	1989
蒲江町人物誌	蒲江町教育委員会	1996
かまえことのは解体新書 蒲江町の方言集	蒲江町教育委員会	2000
蒲江町盆踊口説集	蒲江町教育委員会	2003
重要有形民俗文化財 蒲江の漁撈用具	蒲江町教育委員会	2005
蒲江町の神楽	蒲江町	2000
蒲江町植物図鑑	蒲江町	2003
聖嶽洞窟遺跡検証報告	日本考古学協会	2003
佐伯志	佐藤 蔵太郎	1914
佐伯郷土史 前編	増村 隆也	1950
佐伯郷土史 後編	増村 隆也	1950
音頭集	佐伯市木立扇踊保存会	1978
元田の歴史	元田の歴史編さん委員会	1979
郷土佐伯の碑文	益田 学	1980
佐伯堅田音頭 口伝による伝承の神秘	染矢 寛	1980
ふるさとの思い出写真集 明治・大正・昭和 佐伯	軸丸 勇	1983
佐伯地方の先覚者たち	古藤田 太	1985
絵巻 梅牟札実録	佐藤 巧	1989
私のふるさと史考	林 寅喜	1989
西南戦争と豊後路 続・佐伯地方の先覚者たち	古藤田 太	1993
古市の生活史	古市の生活史編さん委員会	1993
改訂版 「お為半蔵」口説と解説	安藤 正人	1995
ふるさとを語る 第一集 杖	佐伯史談会	1998
郷土佐伯の碑文 全現代語訳付	木許 博	1999
大越川流域の民俗と信仰	五十川 千代見	2000

書籍名	編著者	刊行年
比翼の謡 (お為半蔵 長音頭記)	岩藤 みのる	2003
写真帳 佐伯の今昔	四教堂塾	2005
図説 新佐伯志	佐伯史談会	2008
日豊風雲録	日豊中世歴史研究会	2010
本匠の昔ばなし	本匠村老人クラブ連合会	1981
本匠再見 その歴史と文化財	佐伯市本匠地区公民館	2013
宇目の唄げんか 附・奇祭墨つけ祭	奥宇目民俗保存会	1954
椎茸彼是	桑野 功	1989
宇目町古跡伝説	宇目町老人クラブ連合会	
木浦鉦山むかし物語	米田 寿美	2003
宇目神楽記念誌	宇目神楽保存会	2018
村の魚見台 恵比寿さん 魚鱗塔	米水津の歴史を知る会	2001
村の古文書 其の一	米水津の歴史を知る会	2002
村の古文書 其の二・其の三	米水津の歴史を知る会	2003
村の古文書 其の四・其の五	米水津の歴史を知る会	2004
村の古文書 其の六	米水津の歴史を知る会	2005
米水津の湾岸巡り	米水津の歴史を知る会	2018
米水津の宝永四年・安政元年 地震・大津波の記録	米水津の歴史を知る会	2020
後世に残したい米水津の文化財	米水津の歴史を知る会	2021

※民間団体等が発行したものは、佐伯市が所蔵しているものを掲載している。

3-4 歴史文化資源の把握の課題

このような把握調査の実施状況について、その類型と地区を整理すると以下のとおりとなる。

表 2-6 歴史文化資源の把握調査の現状

類型		地 区									
大分 類	小分類	佐伯	上浦	弥生	本匠	宇目	直川	鶴見	米水津	蒲江	
有形 文化 財	建造物	○	△	△	△	△	△	△	△	△	
	美術 工芸 品	絵画	△	×	×	×	×	×	×	×	△
		彫刻	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		工芸品	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		古文書	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		書跡	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		典籍	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史資料	△	○	○	○	○	○	○	○	○		
無形文化財		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
民俗 文化 財	有形の 民俗文化財	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	無形の 民俗文化財	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
記念 物	遺跡（史跡）	○	△	△	△	△	△	△	△	△	
	名勝地（名勝）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観		×	×	×	×		×	×	×	×	
伝統的建造物群		—	—	—	—	—		—	—	—	

○：概ね調査済み △：さらに調査が必要 ×：未調査 —：該当なし

建造物については、大分県による近世寺社建築・近代化遺産・近代和風建築及び中世石造物の調査により把握されている。しかし、佐伯市において重要な戦争関連の建造物については、一部エリアを対象に佐伯市が実施したのみで、その他のエリアでの把握ができていない。

美術工芸品のうち古文書・典籍・歴史資料については、大分県の調査により市内の個人が所蔵するものを把握している。また公共施設等に所蔵されているものは、前記の平成23・24年度、令和3年度に実施した把握調査成果がある。ただし佐伯地区のこれら

資料を収蔵している佐伯市歴史資料館や佐伯市平和祈念館やわらぎ、城下町佐伯国木田独歩館の収蔵資料については整理途上である。本計画の作成にあたっては、「毛利家資料」や「佐伯文庫」のような資料群を一括して掲載するにとどまっている。

無形文化財については、佐伯市では山海の産物を活用した「ごまだし」「くじゃく」といった伝統的な郷土食が知られ、観光や産業に利用されているが、把握調査は行われていない。

民俗文化財のうち、有形の民俗文化財は市町村合併前の町村史誌を作成する際に収集した資料が公民館等に所蔵されている。ただし佐伯地区では収集・保管されている資料がなく、未調査の状況である。無形の民俗文化財については、旧町村史誌で主要なものが把握されている地区もあるが、史誌等に特段の記載がなく、把握できていない地区もある。

記念物では、植物について佐伯市の自然環境調査で各地域や地形での植生や特徴的な地質鉱物が把握されているが、動物についてはその対象がほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・昆虫類・貝類・海藻類・魚類・大型甲殻類と極めて多岐にわたっており、情報の整理が必要である。また名勝地については把握調査が行われていない。遺跡については、大分県による周知の埋蔵文化財包蔵地や中世城館の調査成果があるが、建造物と同様に佐伯地区以外では戦争関連の遺跡の把握が不十分である。

第3章 佐伯市の歴史文化の特徴と関連歴史文化資源群

第1節 歴史文化の特徴

第1章・第2章で述べたように、佐伯市域には複雑な海岸線が連続し島が点在する海岸部、険しい山々が連なる山間部においてはそれぞれの地形・地質に応じた自然環境があり、一級河川・番匠川をはじめとした大小の河川がそれらをつなぎ、その下流域が市街地として発展してきた。佐伯の人々は、それぞれの地域で環境を巧みに利用した生活を営んで特色のある歴史文化を生み、受け継いできた。また、佐伯の歴史文化は独自に生み出されたものだけでなく、海や山を越えてもたらされ、地域の文化として根付いたものも少なくない。

ここでは、佐伯市の歴史文化の特徴を整理し、地域の歴史文化の基盤となる地勢に応じた4つの視点を設定する。まず佐伯の海、山、里それぞれの人々の生活や、海と山の資源を背景に展開してきた歴史を理解する。また一方で、佐伯は豊後と日向の国境に位置し、さらに豊後水道や瀬戸内海を通じた交流も盛んな地域であった。地域をまたいでより広域的に捉える視点も加え、佐伯市の歴史文化の多様さや多地域の結節点としての特徴もとりあげる。

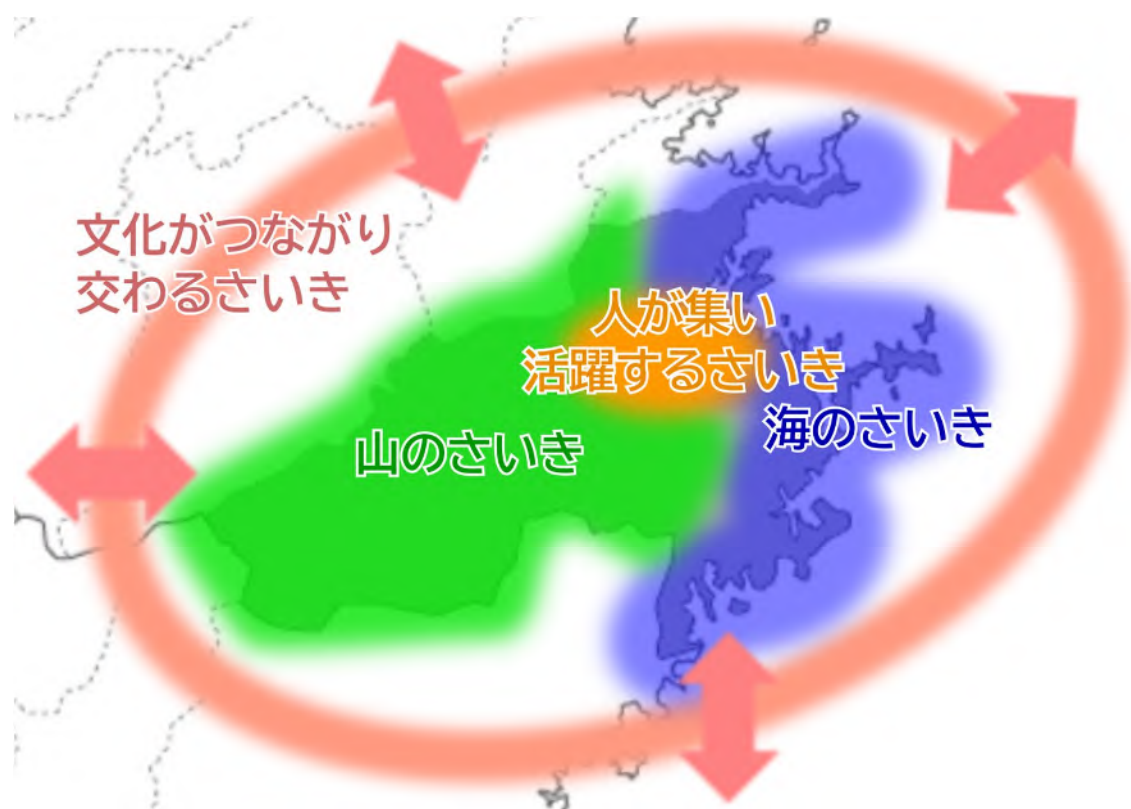


図 3-1 佐伯市の歴史文化の特徴

【1. 海のさいき】

佐伯市の海岸部は日豊海岸国定公園の一面をなし、その特徴であるリアス海岸特有の突出した半島と湾が連続している。黒潮のために気候は温暖多雨で、各地区に海岸性の環境を反映した自然林や景勝地が見られ、海中にはサンゴ礁が広がる。佐伯市は大分県内でも天然記念物の指定件数が最も多く、特に海岸部では自然林や自生地の指定が多いことも、豊かな環境が良く保たれていることを示している。

現在の佐伯市が質の高い海産物や、それを活かした食文化で知られているように、海の恵みは人々の生活を支えてきた。歴史をさかのぼれば、海はひと・もの・ことが行き交う交通路でもあり、上浦・鶴見・米水津・蒲江の各地区では要所となるいくつかの集落が拠点となって発展してきた。とりわけ豊後水道を介した四国や瀬戸内を通じた畿内との盛んな交流によって、佐伯は外へと開かれた地域でもあった。

古くは縄文時代から九州と中国地方・四国地方それぞれを中心とする広域の文化圏に属し、古墳時代には佐伯湾周辺の川や海を支配した権力者が佐伯湾周辺の古墳に葬られた。奈良時代には、海人が多く住む海部郡穂門郷の一部であったと考えられる。その後平安時代から勢力を伸ばし、戦国時代までこの地を支配した佐伯氏一族は、豊後水道を介して四国の勢力と連絡を取っていたことが文献史料に残る。江戸時代の佐伯藩は、漁業の保護とともに魚付き保安林の保護など漁場保全に通じる施策を取り、干鰯をはじめとした豊富な海産資源は藩の財政を支えた。また、流通網が発達していた海岸部の漁業活動や輸送にかけた各種の税による収入も非常に大きなものとなった。佐伯藩にとって海は、漁業資源と税収入の源として、極めて重要であった。

明治時代になると、漁業以外に傾斜地を利用した農林業や出稼ぎも重要な収入源として成長していった。また大正時代には太平洋から瀬戸内への玄関口となる地理的重要性が注目され、日本防衛の拠点として豊後水道沿岸部各地に砲台が築かれ、昭和期には佐伯海軍航空隊が開隊し、佐伯市街地発展の契機ともなった。

このように、佐伯の海岸部の人々は海とともに歩んできた経緯があるが、地震や津波による被害に襲われることもあった。その被害状況や対応策は各地の古文書などに残され、教訓を伝えている。

【2. 山のさいき】

海岸部の豊かな自然を育むのは、佐伯市の西奥から東部にかけての山間部の自然である。祖母・傾山系に連なる山々からは番匠川をはじめとする河川が東流して佐伯湾に注ぎ、豊富な栄養素を提供している。祖母・傾国定公園の一部となっている佐伯市の山間部には、砂岩・泥岩を主とする険しい地形のなかに石灰岩層や凝灰岩層が分布する地域もあり、台地の形成過程を示す鍾乳洞や、多彩な石造物を生み出す母体ともなった。気候も海岸部とは大きく異なり、一部地域で保たれている山間地域特有の植生がそれを表している。これらの地質や植生を背景として、人々の生活は成り立ってきた。

弥生時代以降、水田耕作には不向きであったものの、畑作や狩猟が人々の生活を支えたと考えられる。河川がつくりだした河岸段丘かがんだんきゅうに集落が形成され、比較的大きなものは周辺地域を束ねる拠点として成長した。このような森林資源の豊富さは、近世には炭焼きや製材などの林業や製茶業、製紙業の発達へとつながった。特に近代以降は植林が進み、生産されるスギが高級建築材や酒樽材として高く評価されたほか、全国的な需要が急増していた養蚕業も発展した。

なかでも奈良時代には大野郡宇目郷、江戸時代には岡藩領に属していた宇目地区には、海部郡であった他地区とは異なった歴史的背景がある。鉱物資源に恵まれ、木浦鉦山きゅうらの経営は岡藩の重要な産業となり、水ヶ谷すいがたにでは窯業が行われた。木材を加工する木地師きじしの活動や、現在にまでつながるシイタケ栽培に関する逸話もある。また、クリシタンに関する史跡や遺物が点在することや、豊後大野市から伝えられた芸能が多いことも特徴である。自然環境とともに独特な歴史文化資源が根付いている宇目地区は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの一部を構成している。

こうした佐伯の山間部には、豊後と日向を結ぶ日向道ひゅうがみちが南北に通じ、様々な産物や技術・文化が行き来した。他方では戦国時代末期に島津氏や豊臣秀吉の行軍路となったほか、明治時代初頭の西南戦争では激戦の舞台ともなり、多数の山城や台場群が戦闘の激しさと地理的な重要性を物語る。

【3. 人が集い活躍するさいき】

九州山地に連なる祖母・傾山系に源流を發し豊後水道に注ぐ番匠川と、その水系に属する大小の河川は、山間部の土地に含まれる豊かな栄養素ちゅうせきちを海岸部へと運び豊かな漁場を育むとともに、河口部に佐伯では数少ない大きな沖積地を形成した。また番匠川水系の河川は、近代以前は船を利用した重要な交通路でもあり、佐伯地域一帯の要所となっていた番匠川下流域に海・山の資源や情報が集約され、人々が集まり大きな市街地へと発展した。

古墳が番匠川の河口周辺にしか見られないことから、古墳時代には佐伯湾周辺に勢力を張った人物の存在が想定される。平安時代から戦国時代にかけては水軍を擁して佐伯湾や豊後水道から日向灘までの交通を支配したとされる佐伯氏一族の根拠地となり、その繁栄を物語る歴史文化資源や遺跡たかまさが各所に残っている。

近世には初代藩主となって入部した毛利高政のもと、佐伯藩の中心となる佐伯城と城下町が建設された。比較的安定した藩政によって、毛利家資料や藩政史料などの豊かで質の良い資料が数多く残されている。石高2万石の小藩ではあったが、山間部から海岸部まで多様な自然環境を抱えた佐伯藩は、水産業収入を軸とした高い経済力を持っていたと考えられる。

このような豊かな資源や経済力を背景に発展した佐伯城下は、6代藩主・高慶たかやすによる学問奨励や8代藩主・高標たかすえによる佐伯文庫しこうどうの収集、藩校・四教堂の設立によって、数多くの優れた思想家や学者、いわゆる先哲を生み、全国へと送り出した。

番匠川下流域は、海・山の資源と物流に支えられ、佐伯地域の政治・経済の中心として発展を続けている。

【4. 文化がつながり交わるさいき】

豊後と日向の国境に位置し、さらに四国とも近い佐伯市の歴史は、いくつもの地域との交わりによって営まれてきた。この交わりを生み出したのは、豊後水道を介した海上交通路と、宇目地区を南北に通る古代官道を前身とする陸上交通路、そして佐伯市内の海岸部と山間部をつなぐ番匠川を利用した河川交通路である。

佐伯を外の地域とつないだ豊後水道や日向道からは、様々なものが流入した。特に海岸部は縄文時代から中国・四国地方を含む瀬戸内沿岸との関係が深く、平安時代には畿内の影響を受けた石造物や仏像が造られている。江戸時代になると、瀬戸内から石材加工や石垣技術、造船技術の導入が図られたことが石造物や古文書などに見える。明治時代以降も東九州沿岸部との技術交流で伝えられた漁法や、四国・関西地方で購入した漁具も多い。

また山間部の農産物は、市内に広がる番匠川水系を通じてその下流域に集約され、海岸部の海産物とともに豊後水道と瀬戸内海を経て主に関西方面へと移出された。これによる利益は大きく、江戸時代の佐伯藩の経済的・文化的発展の源泉となった。

国際的なつながりによってもたらされた文化的要素も見逃せない。キリシタン関連の歴史文化資源は岡藩領であった宇目地区に顕著だが、佐伯藩領にも伝承などが残り、中世から近世初期に海外からの信仰や文化が入ってきていたことを物語る。佐伯藩8代藩主・高標が収集した佐伯文庫も、中国からの書籍購入によって成立した歴史文化資源である。大坂や長崎まで家臣を派遣して購入し、海外の知識を積極的に取り入れている。

さらに、民俗芸能では海岸部には瀬戸内・関西・宮崎県延岡市から、山間部には豊後大野市などから伝えられたものが知られる。これらは出稼ぎや産物の輸送に伴う人の移動によってもたらされた文化と考えられ、佐伯市内各地で継承される多彩な芸能のルーツの一つとなっている。

このように豊後水道と日向道それぞれを通じた広範囲の文化の交流があり、それらは番匠川水系とそれに沿って伸びる街道で結ばれていた。これらを通じて佐伯市は地域の内部外部ともに活発な交流が行われ、豊かで多彩な文化が伝えられている。

第2節 関連歴史文化資源群

文化庁の『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』では、「地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」を「関連文化財群」と定義している。

地域計画の対象は、文化財だけでなくその周辺にある様々な「もの」や「こと」を含めた「歴史文化資源」である。そのため、指定・未指定に関わらず、それらを特定のテーマに沿った群として捉えることで、本市の歴史文化の価値や魅力をわかりやすく発信することができる歴史文化資源を「関連歴史文化資源群」と位置付ける。

第3章では、佐伯市の歴史文化の特徴を「海のさいき」「山のさいき」「人が集い活躍するさいき」「文化がつながり交わるさいき」の4つの視点から整理した。ここでは、これらの特徴に基づき、10のテーマに沿って関連歴史文化資源群を設定した。

歴史文化の特徴	関連歴史文化資源群
1. 海のさいき	①豊後水道が育む自然と伝統
	②地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓
	③豊予海峡の要衝・軍都佐伯
2. 山のさいき	④祖母・傾山系の織りなす自然と大地の恵み
	⑤大野郡宇目郷と日向道
3. 人が集い活躍するさいき	⑥豊後南部の雄・佐伯氏の栄華
	⑦初代佐伯藩主・毛利高政
	⑧佐伯の殿様浦でもつ・佐伯藩と毛利家
	⑨文教のまち・佐伯と先哲
4. 文化がつながり交わるさいき	⑩多彩な芸能・行事の多様なルーツ

図 3-2 佐伯市の歴史文化の特徴と関連歴史文化資源群

①豊後水道が育む自然と伝統

ストーリー

本市の沿岸部は、リアス海岸特有の突出した半島と、その間にできる湾の連続からなり、各湾の奥に集落が点在する。気候は温暖多雨が特徴で、人の手が及んでいない自然林が残っている。「大宮八幡神社の自然林」や、半島の急斜面にある「間越^{はざこ}のウバメガシと自然林」などは、各地区の環境を反映した自然林の代表である。「大島のアコウ林」や「沖黒島の自然林」のように、自然環境が保たれている島も少なくない。複雑な地形は独特の自然美を生み出し、「豊後二見ヶ浦」は海岸部の地形を象徴する景勝地であるとともに、年末の大しめ縄張替え行事が地域の行事として定着し、大きな観光効果も生んでいる。そこからほど近くにある「曉嵐^{ぎょうらん}の滝」は、全国的にも珍しい、海岸からわずか500mに位置する滝である。この滝には江戸時代から多くの文化人が訪れ、その美しさを讃える詩を残している。

こうした豊かな自然とともに人々は生活を営んできた。「田鶴音防風林^{たづね}」は潮風から集落を守るために自然林を利用した例の一つである。鶴見地区から蒲江地区で見られる、海に面した急斜面の耕作地を囲んだ長大な「シシ垣」も、リアス海岸の険しい地形に対応した技術の一つである。

さらに、豊富な漁業資源は現在でも佐伯の特色である。江戸時代の「温故知新録」や「佐伯藩政史料」には、藩政の初期から漁業や浦方（漁村）の保護施策がとられ、中には漁業資源のために山林を守る、魚つき林の保護のような環境施策の先駆けとなるものもあった。こうして保護された干鯛をはじめとする佐伯の海産物は、佐伯藩の財政の大きな柱の一つとなった。「蒲江の漁撈用具」は、多様で豊富な海産資源を利用するために培われた技術と工夫の結晶といえる。また明治期に豊後水道の中央に建造された「水ノ子島灯台」は、海上交通の安全を見守り続けている。

このように自然や漁業資源に恵まれた沿岸部では浦ごとに集落が展開し、それぞれで多彩な芸能・行事が息づいている。

そして、これらの歴史文化資源は、佐伯市沿岸部の自然環境と、人々の暮らしや文化が海とともに紡がれてきたことを示している。

表 3-1 「豊後水道が育む自然と伝統」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
大宮八幡社の自然林	天然記念物	市指定
間越のウバメガシと自然林	天然記念物	県指定
大島のアコウ林	天然記念物	県指定
沖黒島の自然林	天然記念物	県指定
田鶴音防風林	天然記念物	市指定
弁天島天満社社叢	天然記念物	市指定
蒲江カズラ	天然記念物	市指定
鯨の墓	有形民俗	市指定
曉嵐の滝	名勝	市指定
曉嵐の滝岩上植物群落	天然記念物	県指定
蒲江の漁撈用具	有形民俗	国指定・重要
豊後二見ヶ浦	名勝	市指定
洲崎	名勝	市指定
東林庵のアコウ	天然記念物	市指定
河内田のアコウ	天然記念物	市指定
洲の鼻の海浜植物群落	天然記念物	市指定
最勝海浦のウバメガシ林	天然記念物	県指定
竹野浦のビロウ	天然記念物	市指定
沖黒島の自然林	天然記念物	市指定
横島のビャクシン自生地	天然記念物	県指定
蒲江カズラ	天然記念物	県指定
宇土崎洞門	名勝	市指定
豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所）	有形	国登録
渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）	有形	国登録
豊後水道海事博物館塀（旧水ノ子島灯台吏員退息所塀）	有形	国登録
早吸日女神社八人太鼓 附獅子舞	無形民俗	市指定
羽出浦天満社絵馬と天井絵	有形	市指定
温故知新録	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
女島山古墳群	埋蔵文化財	未指定
シシ垣	有形民俗	未指定
水ノ子島灯台	有形	未指定



図 3-3 「豊後水道が育む自然と伝統」の構成歴史文化資源分布図

②地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓

ストーリー

豊後水道・日向灘に面する佐伯市は、古くから地震と津波にたびたび襲われていたことが、様々な資料からわかっている。

米水津地区の龍神池は海岸に近い潟湖で、約3,300年前からの津波堆積物が確認されて地震研究上の重要な資料となっている。

宝永4年(1707)に発生した大地震については、佐伯市内の各地に詳細な記録と伝承が残っている。特に沿岸部の米水津地区浦代浦には11mの津波が襲い、養福寺の石段が上2段だけを残して津波にのまれたと「成松文書」は伝えている。佐伯藩の「温故知新録」によると、この時佐伯藩は地震後にいち早く津波の到来を予想し、家臣や町人に高台への避難を指示し、高台にある城内への立ち入りも許可した。また地震・津波後の対策として城下町を囲む大土手(堤防)を建設した。安政元年(1854)の大地震ではこうした対策や教訓が生かされ、佐伯藩では被害を最小限にとどめることに成功しており、江戸時代の災害対策として注目されている。

さらに、台風や大雨による水害にも悩まされてきた。「温故知新録」には、佐伯の城下町が番匠川の氾濫に幾度も襲われてきたことが記されている。中・上流域の集落でも氾濫や地滑りなどに悩まされ、堤防や護岸の手入れを欠かさなかった。近代以降では昭和18年(1943)の台風による被害が大きく、現在の番匠川河口付近の形は、これを機に行われた河川改修を経たものである。

このように、人々は海や川からもたらされる恵みとともに、その恐ろしさにも向き合ってきた。今後発生が予想される南海トラフ地震や例年の台風などへの対策として、佐伯の歴史文化資源は重要な教訓を物語っている。

表 3-2 「地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
成松文書	有形	市指定
佐伯城下町（馬場の土手）	史跡	未指定
御城下分見明細図絵	有形	未指定
温故知新録	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
御城并御城下絵図	有形	未指定
龍神池	天然記念物	未指定

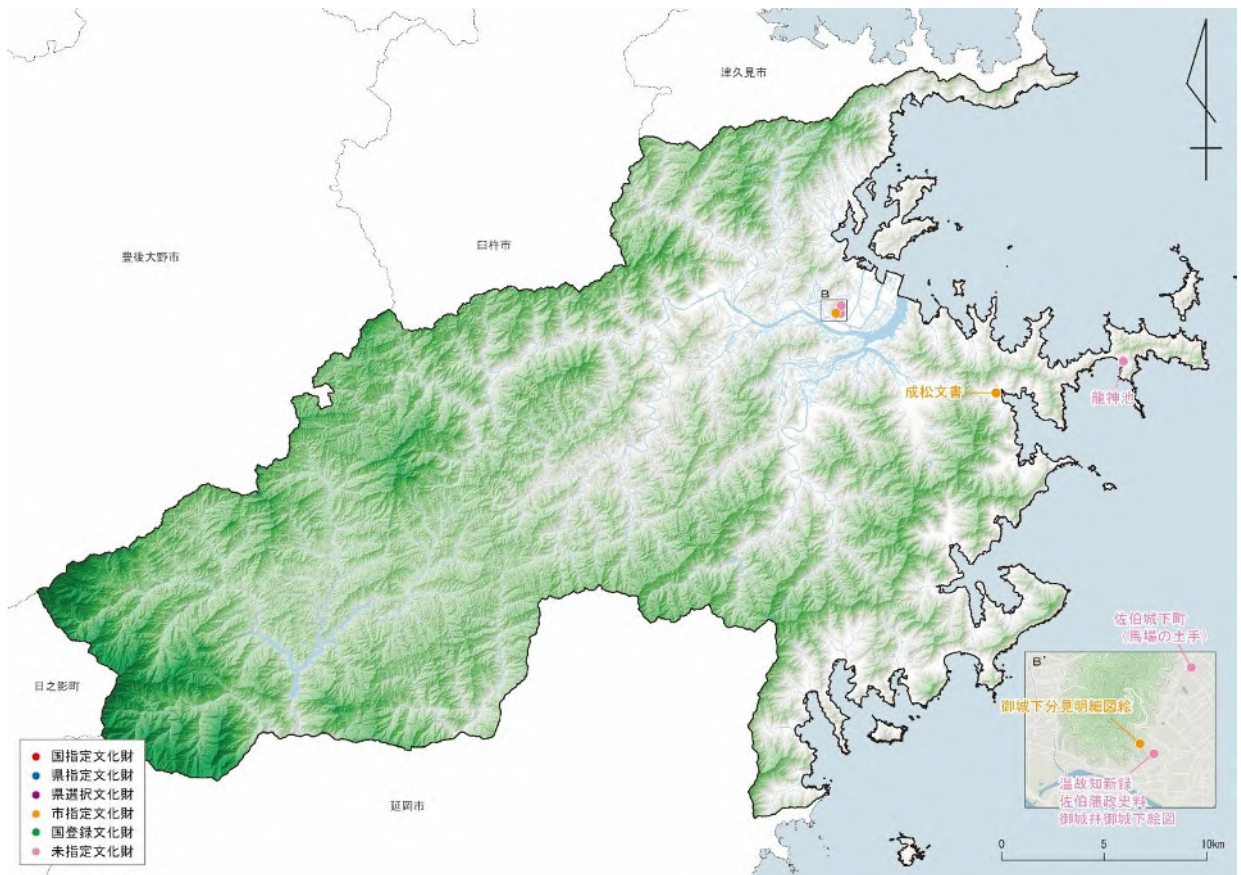


図 3-4 「地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓」の構成歴史文化資源分布図

③豊予海峡の要衝・軍都佐伯

ストーリー

豊後水道は太平洋から瀬戸内海に至る玄関口である。この地理的条件から、明治期以来、軍事的な要衝として注目され、大正期には豊予要塞として豊後水道沿岸部の各地には軍事施設が整備された。市内では伊予方面に突出する鶴見半島に丹賀砲台、鶴御崎砲台が整備され、日本防衛の拠点となった。また佐伯湾は、明治末頃から日向灘沖で行われる海軍の停泊地などとして頻繁に利用された。大入島の「大正天皇駐蹕ちゅうひつ記念碑」は、明治44年（1911）に佐伯湾で行われた大演習を後の大正天皇が見学したことを記念したものである。

昭和9年（1934）、佐伯湾に面した干潟を埋め立てて佐伯海軍航空隊が、ついで昭和14年（1939）に佐伯防備隊が開隊し、沿岸部の複雑な地形を利用した軍事演習が行われた。これらの海軍基地の建設を契機として佐伯の市街地はインフラ整備が進み、軍人家族の転入に伴い人口が急激に増加した。それに対応するため、農地だったところに民家が建ち並び、小学校も建てられるなど軍事都市として発展した。さらに当時の佐伯町と周辺5村の2度にわたる合併により、本市が誕生することとなった。

昭和16年（1941）の太平洋戦争開戦に際しては、ハワイの真珠湾攻撃に参加するため、佐伯湾から発進した連合艦隊機動部隊の一部が攻撃に加わった。しかし開戦後の戦局は次第に悪化し、昭和20年（1945）3月以降は海軍基地を標的とした空襲を受け、佐伯の市街地にも大きな被害が出た。軍関係のみならず民間の犠牲者も多く、当時の悲惨な記憶も語り継がれている。

本市の各地に残る軍事施設の跡や戦争被害を伝える歴史文化資源は、本市発展のきっかけとなった側面もあるとともに、戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えている。

表 3-3 「豊予海峡の要衝・軍都佐伯」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
旧佐伯海軍航空隊掩体壕	有形	国登録
丹賀砲台跡	史跡	市指定
仙崎砲台跡	史跡	市指定
鶴御崎砲台跡	史跡	未指定
濃霞山戦争遺跡	史跡	未指定
長島山戦争遺跡	史跡	未指定
興人數地内戦争遺跡	史跡	未指定
女島山古墳群（戦争遺構）	埋蔵文化財	未指定
佐伯市平和祈念館やわらぎ収蔵資料	有形	未指定
佐伯町合併関連文書	有形	未指定
大正天皇駐蹕記念碑	有形	未指定

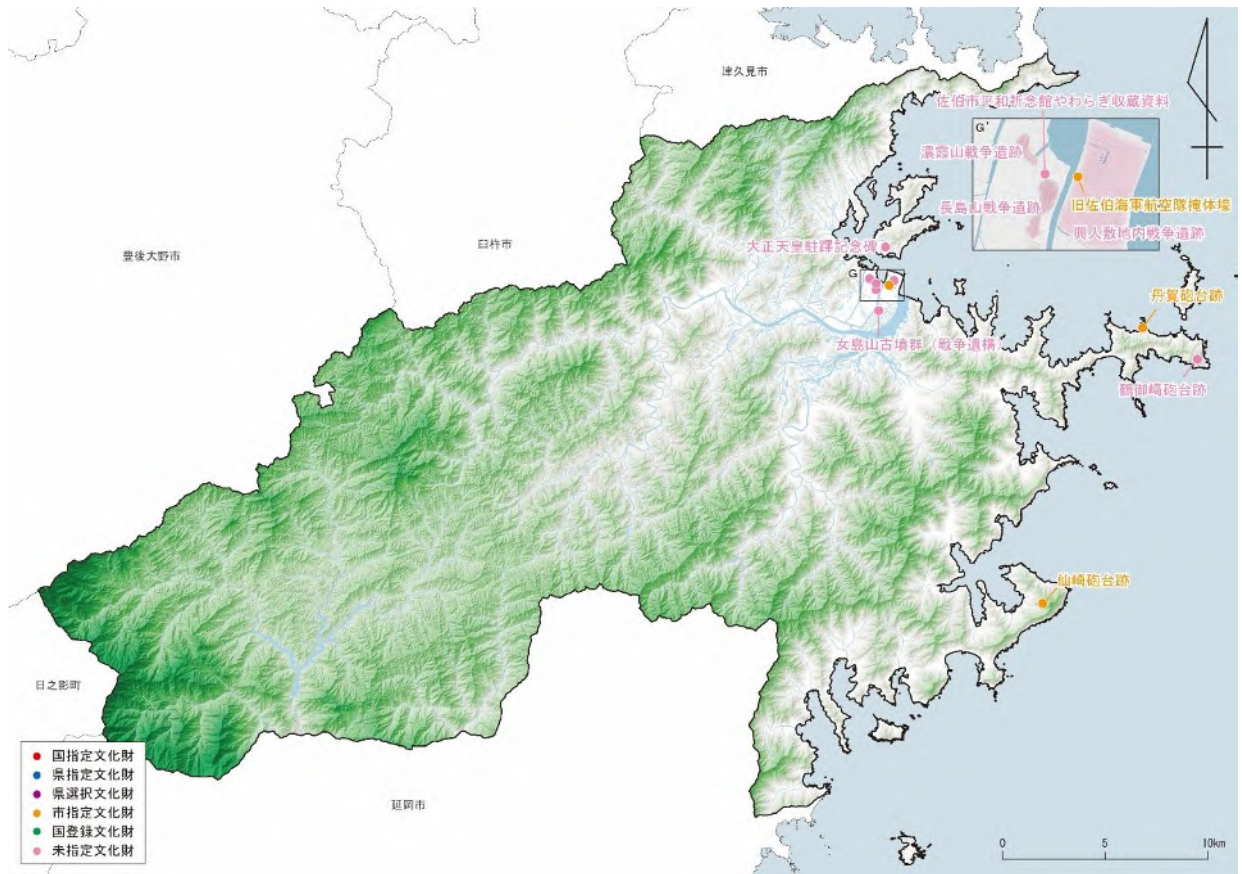


図 3-5 「豊予海峡の要衝・軍都佐伯」の構成歴史文化資源分布図

④祖母・傾山系が織りなす自然と大地の恵み

ストーリー

佐伯市では東部から西奥にかけて祖母・傾山系に連なる急峻な山々が続き、海岸部と比較して年間の平均気温が3℃近く低く、植生も異なる。宇目地区の「鷹鳥屋山の自然林」は、山間地域の植生の特徴を表すものとして貴重である。

また市内を東西に貫く番匠川は本匠地区に源流を發し、多くの中小河川と合流して佐伯湾に注いでいる。市内の大半が砂岩・泥岩を主とする地質の中、本匠地区を中心に石灰岩層が分布し、中には中生代の貝化石や「小半鍾乳洞」のような大地の形成過程を示す記念物が見られる。また、9万年前の阿蘇山噴火時の火砕流が形成した凝灰岩層が山間部に点在し、石造物などに利用された。これらの地質は多くの河川によって侵食され、「藤河内溪谷」や「銚子八景」などの特徴のある景観を造り出している。

人々の生活はこれらの美しい自然の中で営まれ、江戸時代以降は森林資源を利用した炭焼きや木材加工の他、製茶業や製紙業、養蚕業、シイタケ栽培が盛んに営まれ、現在も製茶やシイタケ栽培は特産品として定着している。中でも宇目地区では、岡藩の経済を支え、平成11年まで採掘が継続した「木浦鉦山」や、木地師と呼ばれる木工職人が活動したことも伝えられている。直川地区では身近な名木が指定文化財となっており、生活の中で自然に親しまれてきたことがうかがえる。

自然と人間社会の共生はユネスコエコパークにおいても評価され、保全と持続可能な発展が期待されている。

表 3-4 「祖母・傾山系が織りなす自然と大地の恵み」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
カモシカ	天然記念物	国指定・特別
鷹鳥屋山の自然林	天然記念物	県指定
宇目の野生桐	天然記念物	県指定
藤河内溪谷	名勝	県指定
ハウライクジャク	天然記念物	市指定
小半鍾乳洞	天然記念物	国指定
銚子八景	名勝	市指定
木浦千人間歩	史跡	市指定
蓮光寺湧水	名勝	市指定
三国峠	史跡	市指定
蝙蝠穴	天然記念物	市指定
聖嶽洞穴	史跡	市指定
猿谷の石風呂	有形民俗	市指定
上小倉磨崖石塔	史跡	県指定
宇藤木橋	有形	市指定
上小倉横穴墓群	史跡	市指定
田野磨崖仏	史跡	市指定
塩見大師庵宝塔	有形	市指定
塩見大師庵延命地藏	有形	市指定
堂ノ間の宝塔	有形	市指定
大師庵宝塔	有形	市指定
温故知新録	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
本匠の埋没樹木	天然記念物	未指定
メガロドン化石	天然記念物	未指定

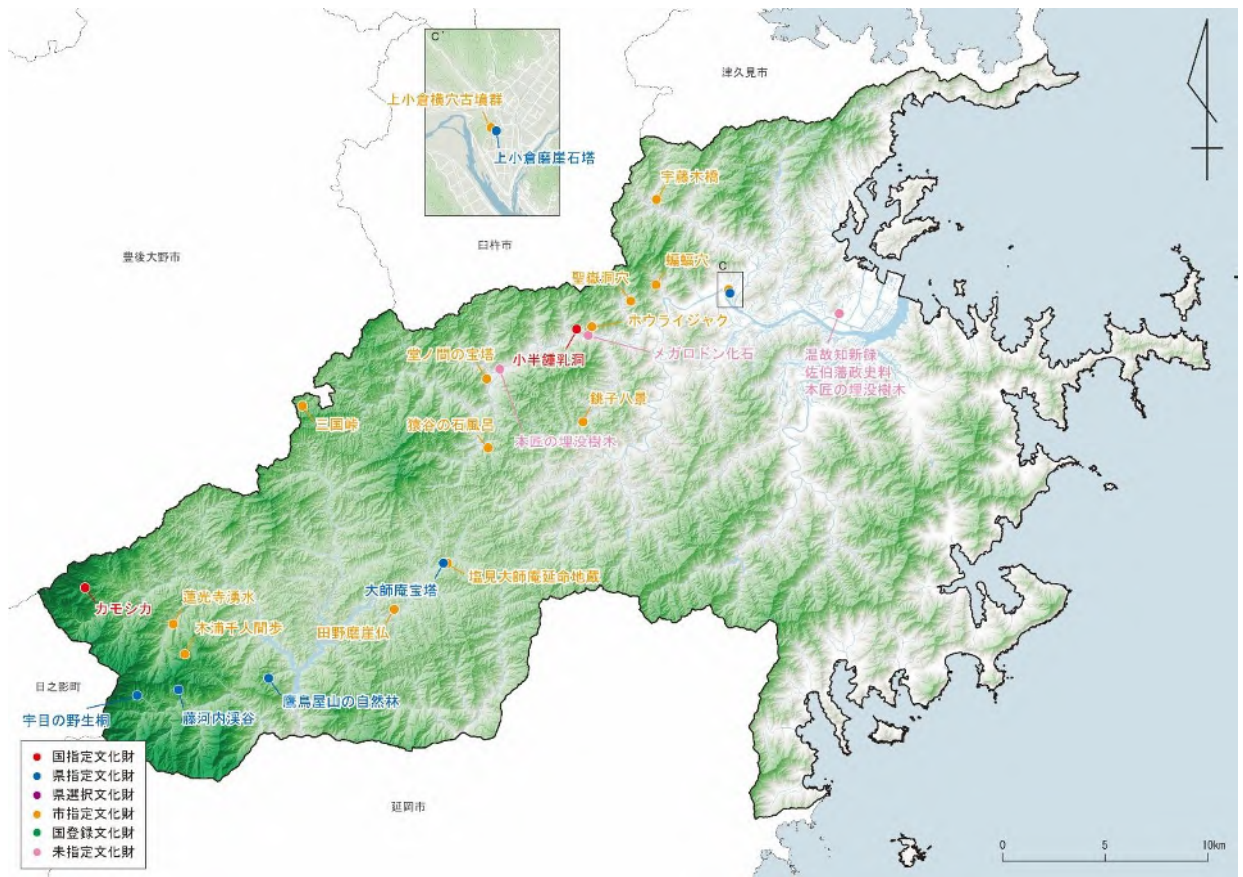


図 3-6 「祖母・傾山系が織りなす自然と大地の恵み」の構成歴史文化資源分布図

⑤大野郡宇目郷と日向道

ストーリー

佐伯には、海と並ぶ外との接点が山間部にもあった。古代に律令国家が全国にめぐらせた官道は、豊後国府から宇目地区小野市を經由し、日向へ通じていたと推定される。山間部の尾根を走るこの道は険しく難所が多かったが、「三国峠」などの景勝地もあり、豊後と日向を結ぶ大動脈に発展して日向道と呼ばれた。

この街道が南北に通る宇目地区は、奈良時代の大野郡宇目郷にあたり、豊後南部の山間部からの影響を強く受ける地域であった。中世では豊後南部の国境を守る地域として重視され、佐伯氏や大友氏重臣の志賀^{しが}氏の影響のもと数多くの山城が築かれた。天正14年(1586)に始まる島津氏の豊後侵攻や、その後の豊臣秀吉の九州平定では、行軍路となった日向道沿いの各所で戦闘が行われた。

江戸時代になると、宇目地区は岡藩の領地となった。「木浦鉦山」の経営や林業は岡藩の重要な収入源となり、シイタケ栽培も盛んに行われるようになった他、水ヶ谷では窯業が行われ、木地師の活動も伝えられている。「宇目の唄げんか」は、木浦鉦山で働く家に子守奉公に来た娘達が歌った子守唄として知られている。

また、宇目地区はキリシタン関連の歴史文化資源が良く残されていることも大きな特徴で、中世から近世初頭にキリスト教信仰が盛んであった岡藩周辺地域からの影響を見ることができる。

明治10年(1877)の西南戦争では、日向道が西郷軍と政府軍双方の行軍路となった。佐伯市も戦場となり、宇目地区・本匠地区・直川地区・蒲江地区の主要街道に沿った尾根には多くの台場(塹壕)が築かれた。特に宇目地区には両軍が築いた台場群が非常に多く、日向道が通るこの地の重要性と、戦闘の激しさを伝えている。

このように、宇目地区と日向道は時代の転換点において重要な役割を果たし、海上交通を基盤とする沿岸部とは異なる歴史文化を生み出す背景となってきた。

表 3-5 「大野郡宇目郷と日向道」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
木浦千人間歩	史跡	市指定
木浦女郎の墓	史跡	市指定
朝日嶽城跡	史跡	市指定
蔵小野砦跡	史跡	市指定
重岡キリシタン墓	史跡	県指定
切支丹柄鏡	有形	県指定
キリシタン不動	史跡	市指定
西南戦役古戦場陸地峠	史跡	市指定
西南戦争津島畑古戦場	史跡	市指定
木浦鉦山関連資料	有形	未指定
小椋家資料	有形	未指定
宇目地区公民館収蔵資料	有形民俗	未指定
西南戦争台場群	史跡	未指定
三国峠	史跡	市指定
日向道	史跡	未指定

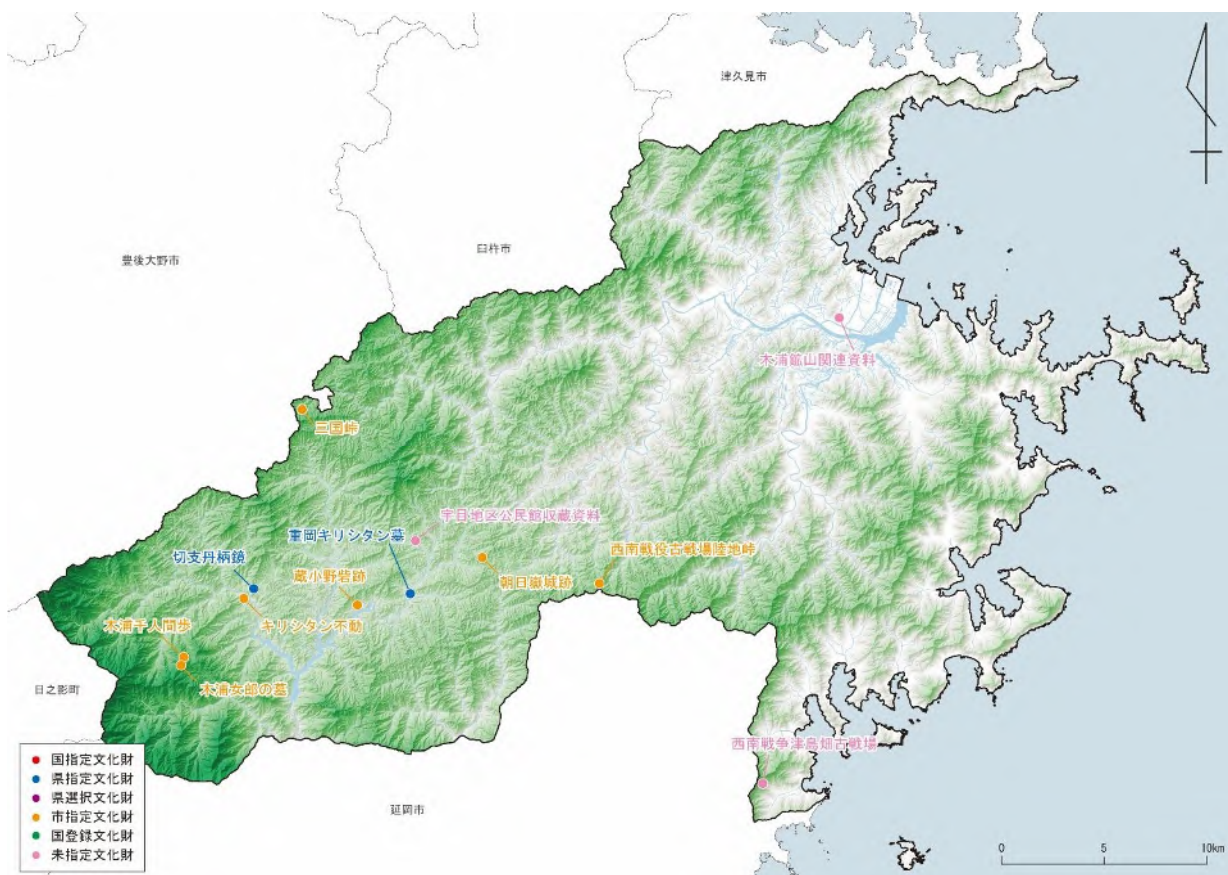


図 3-7 「大野郡宇目郷と日向道」の構成歴史文化資源分布図

⑥豊後南部の雄・佐伯氏の栄華

ストーリー

佐伯氏は、中世の佐伯を支配した一族である。豊後水道から日向灘にかけての水上交通を支配し、豊後南部に大きな勢力を築きあげていたと考えられる。豊後守護・大友氏に服属する立場にありながら、時には幕府から直接の接触を受けて直属の小番衆となることもあった。大友氏も年中行事などで佐伯氏に特別な対応をとっており、日向との国境で大きな力を持つ佐伯氏の一族は、家臣団の中でも特殊なものであった。

彼らが拠点とした上岡や弥生地区には、平安時代末の作と見られる「木造阿弥陀如来坐像及び観音・勢至菩薩立像」、鎌倉時代の佐伯氏一族の供養塔と伝わる「十三重塔」、鎌倉時代末から南北朝期に凝灰岩の崖面に彫られた「上小倉磨崖石塔」、戦国時代に築かれた大規模な居城「梅牟礼城跡」など、この時代を代表する歴史文化資源が残されている。また、この拠点から離れた周辺部にも山城、寺院跡や中世石造物が点在し、佐伯氏の盛衰を今日に伝えている。

16世紀前半に活躍した佐伯惟治は、主家である大友氏と梅牟礼城で戦い、敗戦後に日向方面へと逃亡した。死後に祟りをなしたことが近世の「梅牟礼実録」「大友荒廃記」に伝えられ、本市の各地には惟治の怨霊を静めるために創建された神社が残されている。惟治の活動や死後の祟りに関する伝承は市内の広範囲に点在し、佐伯氏の影響範囲の広さを示している。宇目地区の「千束楽」の由来にも惟治家臣の逃亡を模したとする説があり、惟治が広く知られていることがわかる。

惟治の後も、大友氏の重臣となった佐伯惟教や、島津氏の豊後侵攻に際して佐伯を防衛した佐伯惟定の活躍が良く知られている。彼らの事績を伝える文献史料は乏しいが、「盛嶽文書」は一時期四国へと渡っていた佐伯惟教が、直川地区に残った家臣と連絡を取り合っていたことを示しており、豊後水道をまたいだ活動がうかがえる。

佐伯氏一族は、文禄2年(1593)にこの地を離れることとなるが、およそ400年間に及ぶ佐伯氏の繁栄は、数々の歴史文化資源が物語っている。

表 3-6 「豊後南部の雄 佐伯氏の栄華」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
梅牟礼城跡	史跡	市指定
小田山城跡	史跡	市指定
八幡山城跡	史跡	未指定
因尾砦跡	史跡	市指定
柳井館跡	史跡	市指定
用來城址	史跡	市指定
十三重塔	有形	県指定
蔵骨器	有形	県指定
木造阿弥陀如来坐像及び勢至・観音菩薩立像	有形	県指定
常楽寺鰐口	有形	県指定
上小倉磨崖石塔	史跡	県指定
御手洗家文書	有形	市指定
盛嶽文書	有形	市指定
神内釈迦堂石幢（通称笠地藏）	有形	市指定
木ノ原古戦場千人塚	有形	市指定
千束楽	無形民俗	県指定
梅牟礼実録	有形	未指定
大友興廢記	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
古市遺跡	埋蔵文化財包蔵地	未指定
梅牟礼遺跡	埋蔵文化財包蔵地	未指定
富尾神社	有形	未指定
鷗野尾神社	有形	未指定

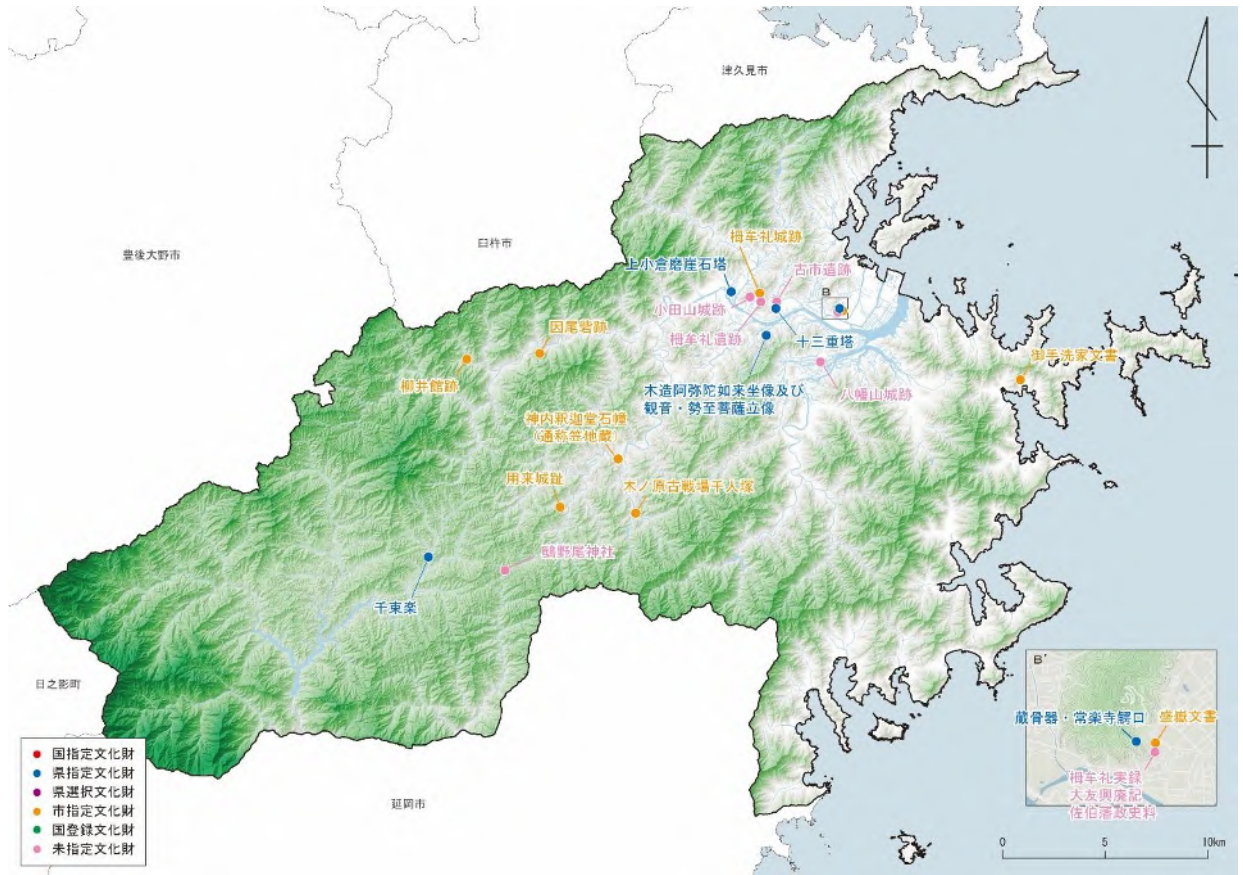


图 3-8 「豊後南部の雄 佐伯氏の栄華」の構成歴史文化資源分布図

⑦初代佐伯藩主・毛利高政

ストーリー

初代佐伯藩主・毛利高政の事績は、主に「毛利家資料」に含まれる文書群が物語っている。尾張国（現在の愛知県）の出身とされ、はじめは森姓を名乗って豊臣秀吉の側近となり、主に後方支援業務を担って頭角を現した。天正10年（1582）の本能寺の変の際に、人質として預けられた中国地方の大名・毛利輝元^{てるもと}に人柄を気に入られ、輝元の勧めで毛利姓に改めたと伝えられる。文禄・慶長の役では舟奉行や目付として従軍し、秀吉から奮戦を讃えられることもあった。関ヶ原合戦の後、慶長6年（1601）に佐伯を与えられ、高政は初代藩主として入部した。

藩政の拠点として築いた「佐伯城」は、江戸時代には珍しい山城で、高政による縄張りが良く残る。北西斜面に設けられた雄池・雌池は雨水の調整機能があったと想定され、土木や治山に関する知識と技術を持っていたことが分かる。城とともに整備された「佐伯城下町」は、番匠川とその支流を巧みに取り込み、水運の要として整備された。また高政は鉄砲の名手で、徳川家康をはじめとする有力大名とも交流を持っていた。津田流砲術を修めて伊勢守流を創始し、家臣へ伝授した他、他藩から請われて教授したこともある。「毛利家資料」に伝わるおよそ3mに及ぶ巨大な「大鉄砲」は、高政が使用したことが記録に裏付けられる安土桃山期の大鉄砲として、極めて貴重である。

領民に向けては、日々の暮らしや作業について具体的かつ詳細に指示し、定住化と生活の安定を図っている。特に漁場近くの森林伐採の禁止は、庶民の生活だけでなく、資源管理にも精通していたことを示している。こうした初期の施策によって佐伯の藩政は安定し、後の経済的発展の基礎となった。

このような歴史文化資源からは、多方面に深い知識と技術を持ち、佐伯の地理や自然環境を的確に捉えた藩政を行い、諸大名から信頼を寄せられた政治家としての毛利高政が見えてくる。高政にまつわる逸話も多く伝えられ、現在の本市の基礎を形作った人物として慕われ続けている。

表 3-7 「初代佐伯藩主・毛利高政」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
佐伯城跡	史跡	国指定
毛利高政書状	有形	市指定
毛利家資料	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
温故知新録	有形	未指定
毛利家墓所	史跡	未指定
養賢寺	有形	未指定

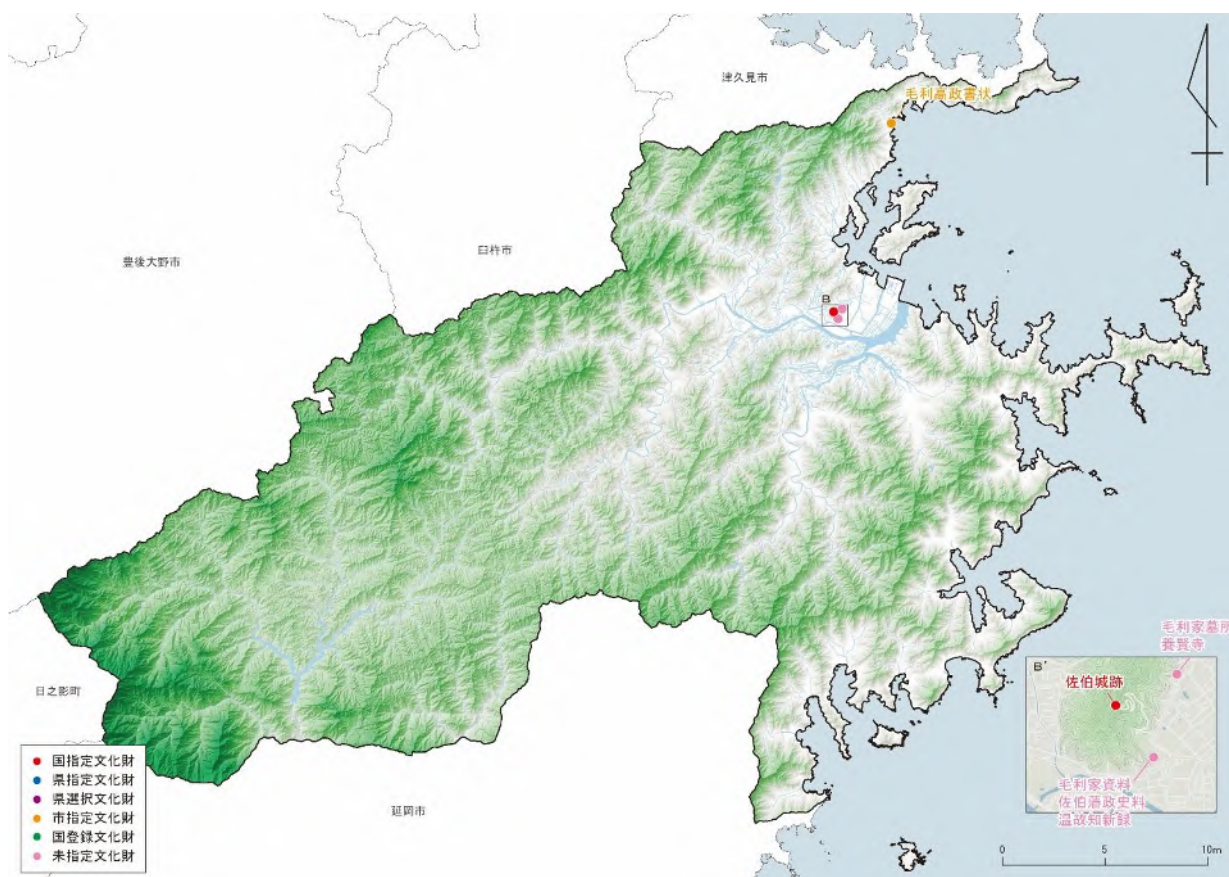


図 3-9 「初代佐伯藩主・毛利高政」の構成歴史文化資源分布図

⑧佐伯の殿様浦でもつ・佐伯藩と毛利家

ストーリー

江戸時代は佐伯市域の大半が佐伯藩2万石に属し、一貫して毛利家が統治した。比較的安定した藩政の結果、豊かで質の良い資料が今日まで残されている。「毛利家資料」は武具や工芸品からなる藩主家伝来の品々である。また、江戸中期から末期に至る「佐伯藩政史料」やそれらを編集した「温故知新録」からは、藩の歴史を間断なくたどることができる。小藩ながら、海産資源や漁業・海上交通にかかる税収が財政を潤し「佐伯の殿様浦でもつ」と謳われた佐伯藩毛利家は、石高以上の経済力を持っていたと考えられる。養賢寺ようけんじにある歴代藩主の墓所には巨大で質の良い五輪塔が立ち並び、その実力がしのばれる。

「佐伯城」は、初代藩主・毛利高政が藩政の拠点として築いた城である。近年の調査で築城初期から山頂の城郭と麓の三の丸（居館）という構造であったことが判明し、中世以来の山城の構造を踏襲した近世城郭として評価される。さらに山城の維持管理に関わる遺構が良く残され、また文献史料からは瀬戸内からの技術を取り入れた災害復旧や、領民の協力のもとで維持されてきたことがうかがえる貴重な城跡である。

「佐伯城下町」は、佐伯城の麓に広がる湿地を埋め立てて形成された。番匠川とその支流を堀と水路として取り込み、城下に設けられた船着場から番匠川・豊後水道に直接出ることができる。また、町には地割じわりに基づいて住居と施設が配置され、現在の市街地の基礎をなし、今も道路や地名、寺院などにその名残を見ることができる。

この他、佐伯藩領内には歴代藩主の事績や藩政に関わる歴史文化資源が、各地の寺社や庄屋家に受け継がれ、毛利家の治世を伝えている。

表 3-8 「佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
佐伯城跡	史跡	国指定
佐伯城三ノ丸櫓門	有形	県指定
三府御門	有形	市指定
毛利家御居間	有形	市指定
旧坂本家住宅	有形	市指定
標柱「是從東佐伯領」	有形	市指定
毛利高政書状	有形	市指定
高標書「山号額」	有形	市指定
赤木村大庄屋の御用日記	有形	市指定
毛利家資料	有形	未指定
温故知新録	有形	未指定
佐伯藩政史料	有形	未指定
佐伯文庫	有形	未指定
毛利家墓所	史跡	未指定
佐伯城下町	埋蔵文化財包蔵地	未指定

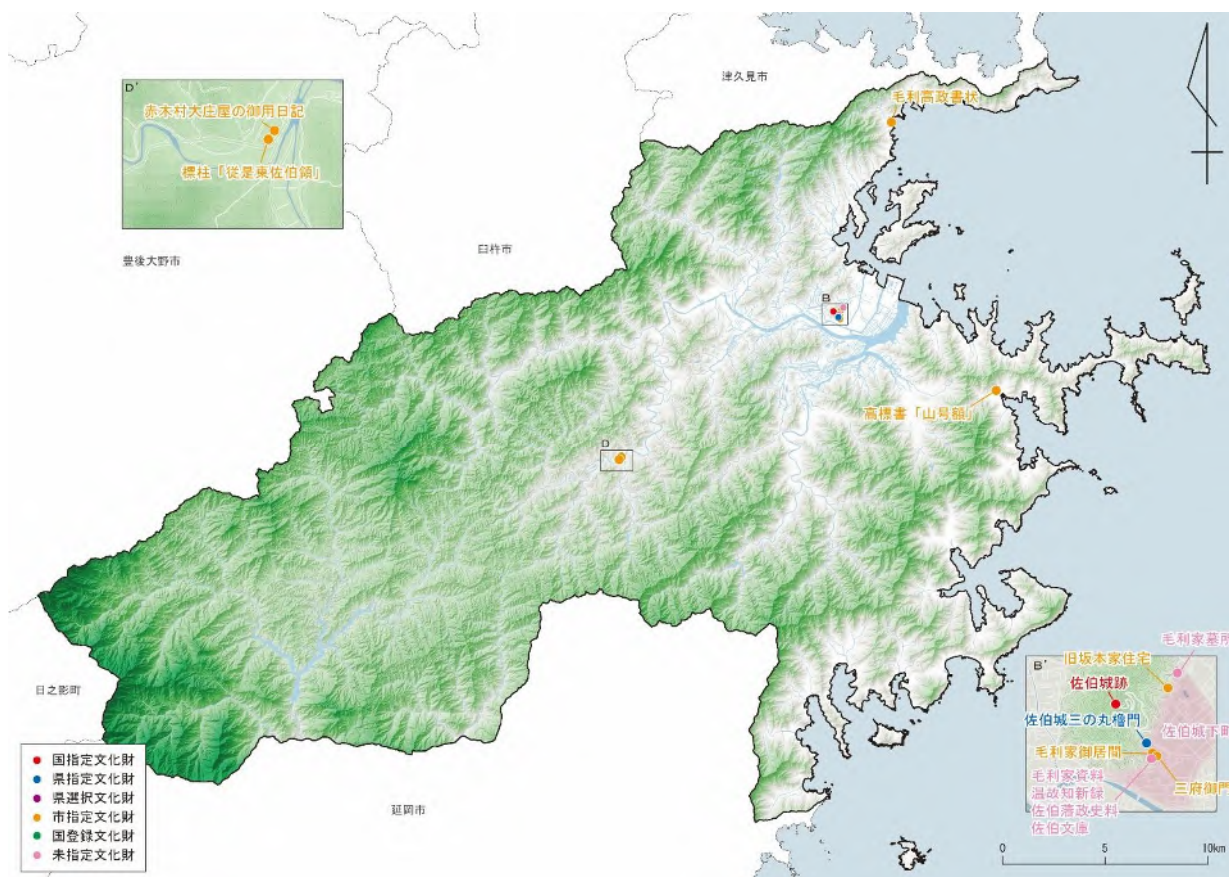


図 3-10 「佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家」の構成歴史文化資源分布図

⑨文教のまち・佐伯と先哲

ストーリー

佐伯藩 8 代藩主・毛利高標は幼少期から学問を好み、学者大名として名高い。「佐伯文庫」は、高標が収集した書籍の一大コレクションである。高標自らが選書し、中国から輸入した漢籍を中心とする幅広く質の高い書籍群で、中には珍しい洋書や、輸入が禁止されていたキリスト教に関する書籍、現在では世界でも佐伯文庫にしか残っていない書籍もある。その数は 4 万冊（8 万巻）にのぼったといわれる。後に 10 代藩主・高翰が幕府の求めに応じて一部を献上し、その返礼とされる鞍くらと鏡あぶみが「毛利家資料」に伝わっている。献上された書籍は幕府の図書館である紅葉山文庫などに納められ、江戸時代後期から近代にかけて政治や学問の基礎資料となって日本を支えた。一方で、佐伯に残された書籍には散逸したものも多いが、今なお約 3,000 冊が伝来している。

また、高標は安永 6 年（1777）に藩校・四教堂を開設し、漢学・和学・医学・兵学に加えて武術も教えて文教施策に力を入れたことでも知られる。教授陣には廣瀬淡窓の師であった漢学者・松下筑陰や、淡窓に学び頼山陽らいさんように才能を称された漢学者・中島子玉なかしましぎよく、同じく淡窓などから学んだ秋月橋門きつもんのような、一流の知識人を藩外からも招いて指導にあたらせた。

四教堂からは多くの優秀な人材が世に送り出され、その代表と言える人物が矢野龍溪である。明治維新後の東京で、同郷の藤田茂吉と郵便報知新聞で筆をとり、のちに福沢諭吉を介して大隈重信とともに立憲政治の確立に尽力した。さらにこうした政治活動と並行して浮城物語や経国美談といった政治小説を著し、近代の政治家・ジャーナリスト・小説家として日本の歴史に深く関わった。のちに文豪として名声を得る国木田独歩に、教師として佐伯に赴任するよう勧めたのも龍溪である。

矢野龍溪の活躍に影響を受けた佐藤蔵太郎（鶴谷）は、大分県内で新聞記者として活躍しながら郷土史研究も手がけ、帰郷してからは郷土史研究に精力を注いで町村史や文献資料の編さん・出版などを多数著した、県下の郷土史研究の草分けと言える。

その他にも、江戸時代中期に弥生地区の灌漑水路を整備して農村の生活を安定させた小林九左衛門、江戸時代後期に水不足で困っていた城下の庶民のために私財を投じて 3 つの井戸を掘った藩医・今泉元甫げんぽ、明治時代から大正時代にかけて毛利式速記術を創始し、財団を創設して故郷佐伯に尽くした旧藩主家の毛利高範たかのりなど、佐伯には多くの個性的な先哲が生まれた。

彼らの功績は様々な歴史文化資源や逸話として伝わり、今なお敬慕されている。

表 3-9 「文教のまち・佐伯と先哲」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
中島子玉墓	史跡	市指定
小林九左衛門の佩刀	有形	市指定
小林九左衛門の廟	有形	市指定
矢野龍溪自筆書幅	有形	市指定
旧坂本家住宅	有形	市指定
金馬橋碑	有形	市指定
佐伯文庫	有形	未指定
毛利家資料	有形	未指定
温故知新録	有形	未指定
矢野龍溪書状	有形	未指定
中島子玉関連資料	有形	未指定
明石秋室関連資料	有形	未指定
矢野龍溪関連資料	有形	未指定
佐藤蔵太郎関連資料	有形	未指定
毛利高範関連資料	有形	未指定
秋月橘門関連資料	有形	未指定
安井	史跡	市指定

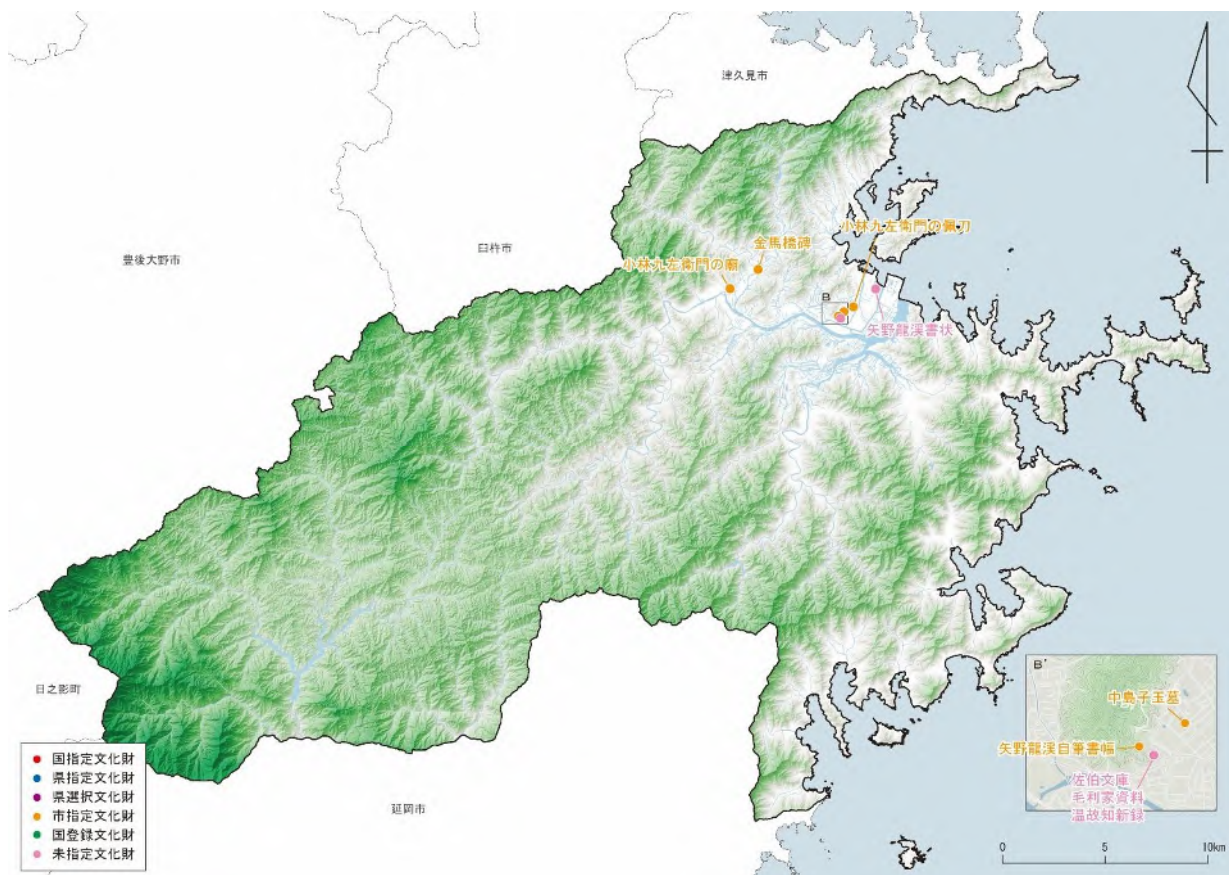


図 3-11 「文教のまち・佐伯と先哲」の構成歴史文化資源分布図

⑩多彩な芸能・行事の多様なルーツ

ストーリー

佐伯市内では様々な民俗芸能や行事が継承されているが、そのルーツは実に多様である。

宇目地区木浦鉦山の増産と作業の安全を願って参加者が炭を塗りあう奇祭「墨つけ祭り」や、正月に一年の吉凶を占う宇目地区落水^{おちみず}の「落水的はり祭り」、塚を造って焼くことで疫病を祓う弥生地区江良の「疫神齋^{やくしんさい}」などは、地域の特性から生まれ、受け継がれてきた行事である。

一方、他地域から伝えられた芸能も数多い。豊後大野市清川から伝わった宇目地区釘戸^{くぎと}の「釘戸白熊^{はぐま}」、延岡市三川内（宮崎県）に伝わる神楽を継承した蒲江地区丸市尾の「蒲江神楽」、豊後中部で広く継承される御嶽流岩戸神楽^{おんたけりゅう}の系譜を継いだ蒲江地区葛原浦の「葛原神楽」などはそれぞれの地域から伝えられ、現在まで継続している。「堅田踊り」は江戸時代に佐伯地区の堅田が幕府領であったためか、所作に上方（京都府周辺）の影響が見られる盆踊りである。また市内でも、弥生地区から直川地区赤木へと伝わった「風流杖踊り^{ふりゆう}」、弥生地区・佐伯地区・臼杵市野津町からの影響で独特の型となった宇目地区河尻の「荒川流河尻杖」のような地区間での伝習も認められる。

このように、本市で継承されてきた数々の多彩な民俗芸能や行事は、それぞれの地域性や歴史を反映しており、いくつもの地域との交流を持ちながら、独自の文化を生み出し、受け継いできた佐伯の歴史文化の多様性を示す歴史文化資源である。

表 3-10 「多彩な芸能・行事の多様なルーツ」の構成歴史文化資源

名称	分類	指定
神踊・杖踊	無形民俗文化財	県指定
佐伯神楽	無形民俗文化財	県指定
風流・杖踊	無形民俗文化財	県指定
千束楽	無形民俗文化財	県指定
蒲江神楽	無形民俗文化財	県指定
早吸日女神社八人太鼓・附獅子舞	無形民俗文化財	県指定
葛原神楽	無形民俗文化財	県指定
堅田踊り	無形民俗文化財	県選択
とんど焼	無形民俗文化財	市指定
小半の扇子踊り・団七踊り	無形民俗文化財	市指定
墨つけ祭り	無形民俗文化財	市指定
田原獅子	無形民俗文化財	市指定
宇目神楽	無形民俗文化財	市指定
重岡獅子	無形民俗文化財	市指定
重岡岩戸神楽	無形民俗文化財	市指定
荒川流河尻杖	無形民俗文化財	市指定
酒利獅子	無形民俗文化財	市指定
上津小野獅子	無形民俗文化財	市指定
釘戸白熊	無形民俗文化財	市指定
塩見白熊	無形民俗文化財	未指定
中津留楽	無形民俗文化財	市指定
落水的はり祭り	無形民俗文化財	市指定
風流杖踊り	無形民俗文化財	市指定
疫神斎	無形民俗文化財	未指定

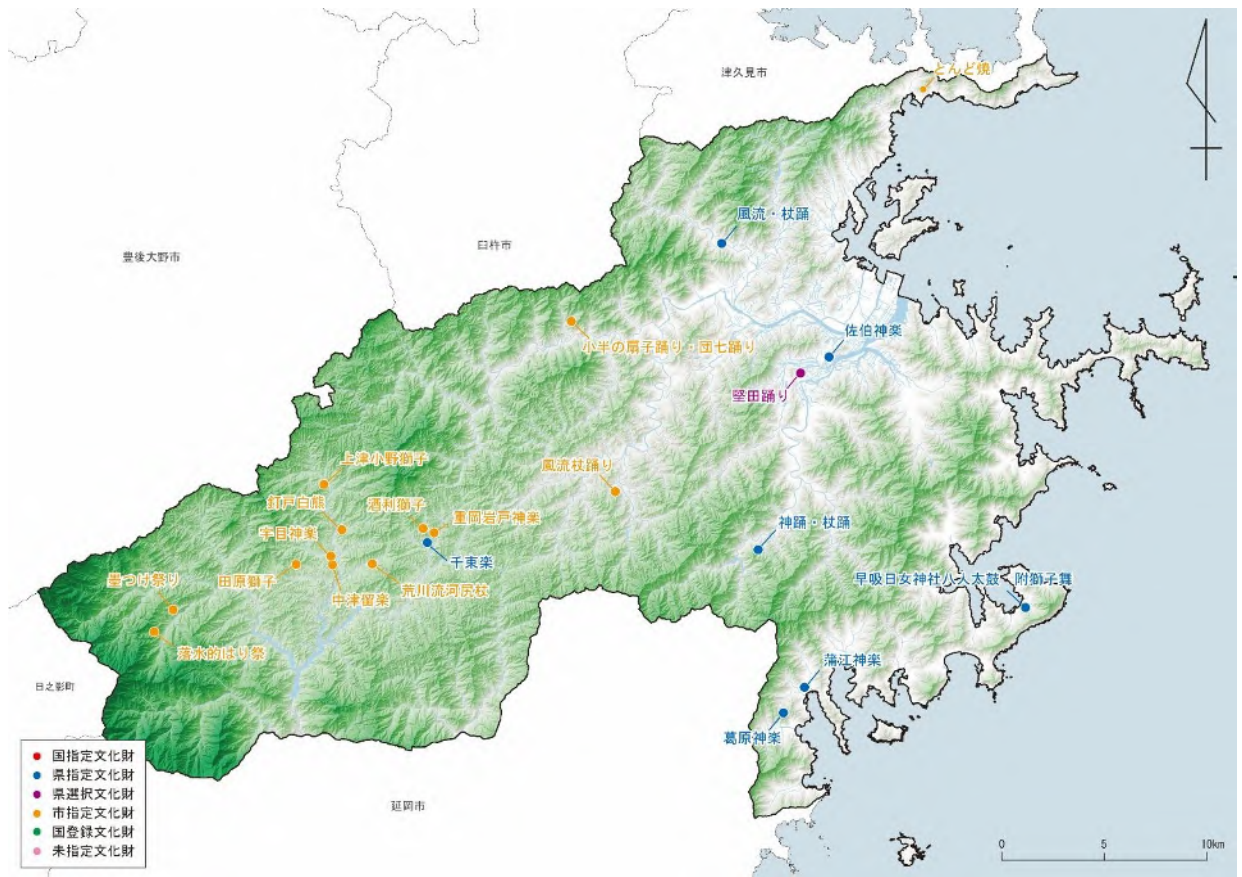


図3-12 「多彩な芸能・行事の多様なルーツ」の構成歴史文化資源分布図

第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する将来像と視点

第1節 歴史文化資源に関する将来像と将来像実現に向けた視点

1-1 佐伯市が目指す将来像

佐伯市が実施した歴史文化資源についてのアンケート（歴史・文化・自然に関するアンケート調査：p56）によると、市民にとって歴史文化資源は「地域にとって大切なもの」「未来へ伝えていくべきもの」との認識でありながらも、「よく知らない」や「難しい」というイメージを抱いており、「自分の生活には関係がない」と捉えていることがうかがえる。しかし、市民が様々な歴史文化資源を自身や地域のアイデンティティの一つとして理解しなければ、保存・継承・活用へは結び付かない。そのためには市民一人一人にとって、地域にある歴史文化資源が身近なものであるとの認識を広め、歴史文化資源と関わる敷居を下げるのが重要である。

歴史文化資源が生活に身近なものとなって親しまれることで、市民がその価値を知る機会が増え、適切な保護のみならず積極的な活用へと結びつき、地域を活性化させる一助となる。これによって歴史文化資源の存在が広く知られ、さらに親しみを持って生活の中に根付いていく、といった好循環を生み出していくのである。これは、歴史文化資源を守り未来に伝えるための、持続可能な循環型社会（SDGs）を形成することを意味している。

そこで、「**市民全員が佐伯市の歴史文化に誇りを持ち、語る事が出来る**」ことを佐伯市が目標とする将来像に定める。

1-2 将来像実現に向けての視点

前述した市の将来像を達成するために、大きく3つの視点をあげる。これら3つの視点はそれぞれ関連し循環している。地域総がかりで歴史文化資源を守り語り継ぐためには、そのサイクルが順調に機能しなければならない。

（1）歴史文化資源の価値と楽しさを知る

佐伯市の歴史文化に誇りを持って語るためには、佐伯市の歴史文化を示す歴史文化資源について、正しく知っていることが前提である。この「知る」という言葉の中には、歴史文化資源の特徴や背景に関する正しい知識を持っているだけでなく、それによって市民各自が歴史文化資源の魅力や面白さといった楽しさを感じることも含んでいる。このように市民が歴史文化資源に対してポジティブな感情と興味を抱くことは、市民がそれらを身近なものとして捉え、将来へと受け継いでいくための第一歩である。そのためには歴史文化資源に関する情報の更新とともに、複数の歴史文化資源を組み合わせる魅力的なストーリーが重要である。また、知識を得る機会としての授業や講座だけでなく、体験を伴うイベントの実施も有効と考

えられ、歴史文化施設や観光施設がこうした活動や積極的な情報発信の拠点となることが期待される。

(2) 歴史文化資源を調査し保護・継承する

佐伯市の歴史や文化に触れるためには、歴史文化資源が適切に保存・継承されていることが必要である。そして適切な保存・継承のためには、佐伯市内のどこに歴史文化資源があるのか、またその歴史文化資源はどのような特徴と価値を持つのかを的確に捉えるための調査が必要となる。このような調査活動の成果は、歴史文化資源の価値や楽しさを知ることにも還元され、それはさらなる調査や保護・継承への意欲にもつながると期待できる。こうして所在や価値を把握した歴史文化資源の保存については、歴史文化施設を拠点とした専門的な知識と技術による対応が求められる一方で、所有者による管理も保護の面では重要である。日常の維持管理とともに、破損や応急的な対応に関する最低限の知識があれば、より多くの歴史文化資源の保護・継承がなされ、佐伯市の歴史文化をより豊かに語ることができる。

(3) 歴史文化資源を地域づくりに活用する

歴史文化資源の調査や保護・継承には、地域の活力がなければ難しい。地域の活性化は様々な行政分野・民間事業者が取り組んでいるところであるが、地域のアイデンティティを構成する歴史文化資源を、そのツールとして活用することも有効である。歴史文化資源を対象とした清掃活動や、古くから受け継がれてきた伝統芸能や行事の催行は地域住民の一体感を産み、将来の歴史文化資源の後継者や担い手の育成へとつながっている。また歴史文化資源を観光や産業といった分野でも積極的に活用し、その存在意義を地域社会に還元することで、調査・保護・継承や情報発信などの活動に対する金銭的・人的な支援も得られやすくなることが期待できる。

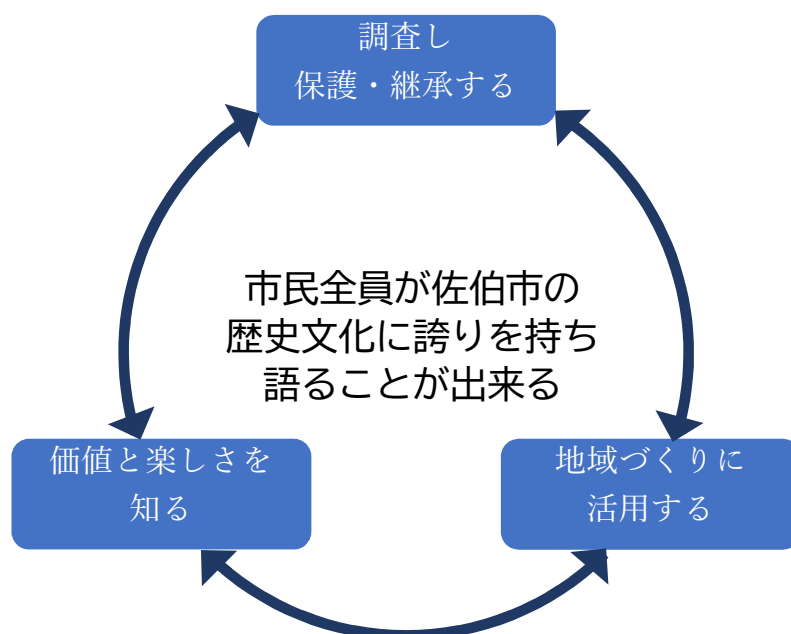


図 4-1 歴史文化資源に関する将来像を支える3つの視点とその循環

第2節 歴史文化資源の保存・活用に関する課題と方針

第1節では歴史文化資源に関する将来像とその実現に向けた3つの視点を提示したが、次に、それらの中に含まれる課題とそれに対応するための方針を整理した。

2-1 「歴史文化資源の価値と楽しさを知る」ための課題と方針

(1) 情報発信

【課題】

① 歴史文化施設が実施する講座への参加者の減少

歴史文化施設が担う市民向け講座等の実施は、「歴史文化資源の価値と楽しさ」を市民に発信する有力な方法の一つと言えるが、近年その参加者が減少傾向にある。市民が歴史文化資源の価値を知り、楽しさに触れる機会を増やすことが課題である。

② SNS・Web コンテンツの活用が不十分

近年、IT技術の発達に伴い、SNSをはじめとするインターネットを介した情報発信や交流が一般化している。しかし、現状ではそれらの機能を十分に活用できているとは言えない。現状の情報発信手段に加えて、SNSやWebコンテンツの活用を推進することが課題である。

③ 新聞社やテレビ局等メディアの活用が不十分

講座や展示等の広報手段の一つとして、新聞やテレビ局等のメディアを活用することが挙げられる。しかし、現状ではその手段を十分に活用できているとは言い難い。今後、メディアに対しての情報提供と情報発信の依頼を積極的に進めていくことが課題である。

④ 調査研究成果の公開が不十分

これまで教育委員会が行った調査研究の成果は、報告書等にまとめ刊行物として公開してきたが、発刊部数の都合や配架場所の制約等でその情報の公開が十分とは言えない。調査研究成果を公開し、情報にアクセスしやすくすることが課題である。

【方針】

① 親しみやすいテーマ・参加しやすい方法での講座・教室の開催

② SNS・Web コンテンツを活用した情報発信の推進

③ 各種メディアへの積極的な情報提供

④ 調査研究成果の刊行物以外の方法も加えた公開

(2) 取り巻く環境

【課題】

① 歴史文化資源を見学する環境整備が不十分

屋外に存在する歴史文化資源を見学者に利用しやすく整備する必要があるが、現状その環境整備が行き届いていない歴史文化資源も少なくない。繁茂した雑草の刈取りや案内看板等の整備、見学道の確保等が課題である。

② アクセスが困難な歴史文化資源に対する代替手段が未整備

歴史文化資源の中には、地理的・物理的な制約やそのものの脆弱性から、実際の見学や閲覧が困難なものがある。このような場合の代替手段が限られており、歴史文化資源に触れる機会が失われていることが課題である。

③ 歴史文化資源に関する手続き等のデジタル化への対応が不十分

歴史文化資源の閲覧や利用などの手続きが紙書類での提出を基本としているため、時間や手間を要し、アクセスを妨げる要素となっている。さまざまな行政手続きで IT 技術を利用したデジタル化が進んでいるが、歴史文化資源や歴史文化施設に関するものは取り組みが遅れていることが課題である。

【方針】

- ① 歴史文化資源を見学するための環境整備の推進
- ② アクセス困難な歴史文化資源の情報を入手する手段の整備
- ③ 歴史文化資源に関する手続き等のデジタル化の推進

2-2 「歴史文化資源を調査し保護・継承する」ための課題と方針

(1) 歴史文化資源の把握と評価

【課題】

① 所在や状態の把握調査が不十分

市内の歴史文化資源に対して、これまで県や旧市町村で把握調査が行われているものの、対象範囲や分野に偏りがあるうえ、調査内容にもばらつきがあるなど、歴史文化資源の把握調査が十分になされているとは言えない。そのため、歴史文化資源全体の把握調査の実施が課題である。

② 正確な評価のための詳細調査が不十分

歴史文化資源を効果的かつ適切に保護するためには、歴史文化資源の正しい価値評価が必要である。未指定の歴史文化資源はもちろんのこと、指定等文化財においても最新の研究成果を基に評価する必要がある。しかし、現状ではこのような詳細調査が実施された歴史文化資源は限られており、課題として挙げられる。

③ 歴史文化施設の収蔵資料の整理が不十分

歴史文化施設には多くの資料が収蔵されているが、人員不足等の影響でその整理が進んでいないのが現状である。整理する体制を整え、利活用が図れるよう資料の整理を行うことが課題である。

【方針】

- ① 計画的な把握調査の実施
- ② 計画的な詳細調査の実施・推進
- ③ 継続的な歴史文化施設収蔵資料の整理

(2) 未来への継承

【課題】

① 地域に伝わる伝統芸能・行事の担い手不足

現在、佐伯市の人口は年々減少傾向にあり、少子高齢化の問題が深刻化している。そのような中で、地域に伝わる伝統芸能や行事の担い手が不足しており、伝統芸能・行事が消滅の危機に直面している地域も少なくない。少子高齢化の中で担い手を増やし、地域に伝わる伝統芸能・行事を存続させていくことが課題である。

② 世代交代などによる、歴史文化資源に関する情報の喪失や散逸の危険性

歴史文化資源の中には、各家庭でこれまで大切に受け継がれてきたものも多い。今後も歴史文化資源そのものや、それに付随する情報を大切に継承することが望ましいが、場合によっては、世代の交代を機に引き継がれるべき情報が喪失したり、資料そのものが散逸したりする恐れがある。さらに、これまでに佐伯市が市民などから寄贈・寄託を受けた歴史文化資源や、令和元年度から編さんを開始した「佐伯市誌」のために収集した歴史文化資源についても、適切な保管と継承が必要である。歴史文化資源が適切に引き継がれる環境づくりが課題である。

③ 日常的な管理の中でのき損の危険性

歴史文化資源は未来に残すべきものであると認識しながらも、その適切な管理方法が分からないことにより、き損などの恐れが生じる。一方で、適切な管理方法が分からない結果、どうしてよいか分からずに手を付けず放置されているものもある。これらのことから市民に向けて、歴史文化資源の適切な管理方法を周知することが課題である。

④ 歴史文化資源に対する適切な記録保存が不十分

歴史文化資源をなるべく破壊や改変をせずに将来に残す努力が必要であるが、中には、やむを得ず保護できないケースも存在する。やむを得ない事情で失われてしまう歴史文化資源に対して、事前に適切な記録保存を実施するべきであるが、埋蔵文化財を除いて、現状では十分に実施できているとは言えない。やむを得ず失われる歴史文化資源に対して、事前に適切な記録保存を行うことが課題である。

⑤ 歴史文化資源を収蔵する施設の不足

歴史文化資源を適切に保管するうえで、管理施設の確保は欠かせない事項である。しかし、現状で歴史文化施設の収蔵庫はすでに収蔵スペースが限界に達してきており、新たな資料の受け入れが困難となりつつある。加えて、近年では人口減少などにより所有者による管理が難しくなった歴史文化資源の寄贈・寄託希望が増加傾向にある。さらに、「佐伯市誌」編さんのために佐伯市が収集した資料も多数ある。今後、歴史文化資源を適切に保管する施設の確保が課題である。

【方針】

①-1 伝統芸能・行事を継承する機会の創出

①-2 伝統芸能・行事の保護・継承活動の支援

②-1 歴史文化資源の定期的な現状把握

- ②-2 歴史文化資源の文化財指定等の推進
- ②-3 市が所有する歴史文化資源の確実な継承
- ③-1 歴史文化資源の日常的な取り扱い方法の周知
- ③-2 歴史文化資源に関する連絡体制の整備と周知
- ③-3 指定等文化財の保護・修理事業に対する支援
- ④ 緊急性に応じた適切な記録保存の実施
- ⑤ 歴史文化資源の収蔵施設の確保

(3)「守る」体制作り

【課題】

① 多様な分野の専門職員の不足

市内の歴史文化資源を効果的に保存・活用していくためには、それ以上に精通した多様な分野の専門職員が配置されることが必要である。しかし、現在は業務に従事する人材の確保が困難になっている。また、建造物の指定文化財を有することや県下でも天然記念物の指定件数が多い自治体であるにも関わらず、建築や自然系の専門職員が配属されていないことが課題である。

② 防犯・防災体制が不十分

近年、歴史文化資源の盗難事件や汚損事件、予期せぬ風水害等による被災が各地で発生している。そのような中で、地域に伝わる歴史文化資源を守り、未来へ伝え、守り残すためには、防犯・防災の体制を整えることが重要である。しかし、現状では防犯・防災体制が十分に整っていない。万が一の事態に備えるために、防犯防災体制の整備が課題である。

③ 被災後等のレスキュー体制が未構築

予期せぬ風水害等により被災した歴史文化資源の復旧（修理・クリーニング等）は、今後歴史文化資源を守り、未来に伝えていくために必要な作業である。しかし、現在は、報告が上がったものへの個別対応にとどまっており、全体を網羅するようなレスキュー体制が未構築である。万が一被災した場合でも、より多くの歴史文化資源を守るために、レスキュー体制の構築が課題である。

【方針】

- ①-1 歴史文化資源に関わる専門職員の計画的な採用・配置
- ①-2 歴史文化資源に関わる市内外の専門家等との連携体制の構築
- ①-3 歴史文化資源に関わる人材や団体の資質向上
- ②-1 歴史文化資源に関する緊急連絡体制の構築
- ②-2 歴史文化資源の防犯・防災対策の推進
- ③ 災害時の歴史文化資源のレスキュー体制の構築

2-3 「歴史文化資源を地域づくりに活用する」ための課題と方針

(1) 歴史文化資源を活用した観光振興・産業振興の推進

【課題】

① 市民や地元企業との連携が不十分

歴史文化資源の活用を通して市民や地元企業と協力した事業を実施することは、歴史文化資源に対する愛着や理解を深めると同時に、佐伯市を盛り上げる一つのきっかけとなるものである。現状では、年2回開催の佐伯城跡石垣清掃ボランティアの実施が市民の間に定着しつつあるが、その他の企画の開催や地元企業との連携は不十分である。市民や地元企業と連携して、歴史文化資源を活用した取り組みを展開していくことが課題である。

② 行政内部における関係部局との連携が不十分

行政内部における関係部局と連携し、歴史文化資源の観光活用や歴史文化資源を活用したイベントの実施は、佐伯市全体を盛り上げる起爆剤の一つとして有効と考えられる。しかし、現在、行政内部での連携が円滑に取れているとは言い難く、関係部局間での情報共有が不足している。関係部局間での情報共有や、協同事業の実施が課題である。

【方針】

① 歴史文化資源の民間主導での活用の推進

② 行政内部の関係部局の連携強化

(2) 郷土の歴史文化教育への活用

【課題】

① 学校教育との連携が不十分

地域で守り伝えてきた歴史文化資源を次世代へ継承するためには、学校教育において地域の歴史文化を学ぶ場を確保することが必要である。現状では、一部の市内小中学校の社会見学で歴史文化施設が利用されるにとどまっている。今後、学校教育において郷土の歴史文化教育を進め、将来の担い手たちの育成や歴史文化資源への理解者を増やすことが課題である。

② 地区公民館やコミュニティセンターとの連携が不十分

地域で守り伝えてきた歴史文化資源を次世代へ継承するためには、学校教育の他に、各地域で行われている社会教育においても地域の歴史文化を学ぶ場を確保することが必要である。現状では、高齢者教室や市民向け講座の開催はあるものの、社会教育の中で、十分に地域の歴史・文化を学ぶ場が確保できているとは言い難い。社会教育向けの事業を展開し、歴史文化資源への理解者を増やし、未来へ守り伝える環境づくりが課題である。

③ 地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料の公開が未整備

地区公民館やコミュニティセンターには、これまで地域の人々から寄贈を受けた資料が所蔵されている。しかし、その事実や内容を知らない地域住民も少なくな

い。地元に残る歴史文化資源の所在を公開し、自らで守り活用していくための環境整備が課題である。

【方針】

- ① 学校教育との連携強化
- ② 地区公民館・コミュニティセンターとの連携強化
- ③ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用

第3節 関連歴史文化資源群の保存・活用に関する課題と方針

第3章第2節で設定した関連歴史文化資源群は、複数の歴史文化資源を特定のテーマに沿った群として捉え、本市の歴史文化の魅力を分かりやすく発信するものである。

ここでは、前節で整理した歴史文化資源全般の課題と方針をもとに、それぞれの歴史文化資源群の保存・活用に関する課題と方針を整理した。

3-0 関連歴史文化資源群に共通する課題と方針

【課題】

- ① 関連歴史文化資源群のストーリーや構成に関する周知がなされていない
- ② 関連歴史文化資源群を効果的に活用するための環境が未整備

【方針】

- ① 関連歴史文化資源群に関する情報発信
- ② 関連歴史文化資源群を活用するための環境整備

3-1 「豊後水道が育む自然と伝統」の課題と方針

【課題】

- ① 海岸部に特徴的な自然林や植物の日常的な維持管理の方針が未策定
- ② 蒲江の伝統的漁業に用いられた道具を網羅した、国指定重要有形民俗文化財「蒲江の漁撈用具」の保存活用計画が未策定
- ③ 「蒲江の漁撈用具」を収蔵展示する佐伯市蒲江海の資料館の活用が不十分
- ④ 地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料を活用する環境が未整備
- ⑤ 海岸部の伝統的な郷土食に関する把握調査の不足
- ⑥ 明治時代に建設され、豊後水道の航路を見守る「水ノ子島灯台」の適切な保存
- ⑦ 海岸部の歴史文化を伝える歴史文化資源の観光・イベントへの活用

【方針】

- ① 自然林や植物の日常的な取り扱い方法の周知

- ② 「蒲江の漁撈用具」の保存活用計画の策定
- ③ 佐伯市蒲江海の資料館の効果的な活用
- ④ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用
- ⑤ 郷土食を対象とする把握調査の実施
- ⑥ 「水ノ子島灯台」の国の有形文化財登録の推進
- ⑦ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施

3-2 「地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓」の課題と方針

【課題】

- ① 防災教育のための地震・津波・水害に関する資料が未整理
- ② 過去 3,300 年間の津波の痕跡を示す、龍神池のボーリング調査成果の取りまとめと公開が未着手

【方針】

- ① 過去の地震・津波・水害に関する記録の整理
- ② 龍神池のボーリング調査成果の整理と公開

3-3 「豊予海峡の要衝・軍都佐伯」の課題と方針

【課題】

- ① 市内全域を対象とした戦争遺跡に関する調査・研究が不十分
- ② 佐伯市平和祈念館やわらぎの収蔵資料の整理・公開が不十分
- ③ 市内に残されている戦争遺跡の適切な保存と維持管理
- ④ 豊予海峡の地理的重要性を理解するための取り組みが不足

【方針】

- ①-1 戦争遺跡の把握調査の実施
- ①-2 主要な戦争遺跡の詳細調査の実施
- ② 佐伯市平和祈念館やわらぎの収蔵資料の整理・公開
- ③-1 市所有施設内の戦争遺跡の適切な維持管理
- ③-2 市内の戦争遺跡の適切な保存・管理
- ④ 豊予海峡周辺の地理的重要性を理解するための企画の実施

3-4 「祖母・傾山系の織りなす自然と大地の恵み」の課題と方針

【課題】

- ① 山間部に特徴的な自然林や植物の日常的な維持管理の方針が未策定
- ② 落石のため公開を中止している国指定天然記念物「小半鍾乳洞」の再公開

- ③ 国指定特別天然記念物「カモシカ」とその生息環境の適切な保護
- ④ 地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料を活用する環境が未整備
- ⑤ 岡藩の経済を支えた「木浦鉦山」に関する調査・研究が不十分
- ⑥ 木浦名水館が所蔵する、木浦鉦山産出の鉦物標本等を活用する体制が未整備
- ⑦ 山間部の歴史文化を伝える歴史文化資源の観光・イベントへの活用

【方針】

- ① 自然林や植物の日常的な取り扱い方法の周知
- ② 「小半鍾乳洞」の再公開
- ③ 「カモシカ」の生息状況の把握と啓発の推進
- ④ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用
- ⑤ 「木浦鉦山」に関する調査・研究の推進
- ⑥ 木浦名水館所蔵資料の公開・活用の推進
- ⑦ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施

3-5 「大野郡宇目郷と日向道」の課題と方針

【課題】

- ① 日本の道百選に選出された、古代官道の痕跡が残る「日向道」に関する周知が不十分
- ② 岡藩の経済を支えた「木浦鉦山」に関する調査・研究が不十分
- ③ 木浦名水館が所蔵する、木浦鉦山産出の鉦物標本等を活用する体制が未整備
- ④ 岡藩領を中心に色濃く残る、キリシタン関連の歴史文化資源の把握調査が不十分

【方針】

- ① 「日向道」に関する周知と活用の推進
- ② 「木浦鉦山」に関する調査・研究の推進
- ③ 木浦名水館所蔵資料の公開・活用の推進
- ④ キリシタン関連の歴史文化資源の把握調査の実施

【方針】

3-6 「豊後南部の雄・佐伯氏の栄華」の課題と方針

【課題】

- ① 「樺牟礼城跡」をはじめとする佐伯氏が拠点とした中世の山城に関する情報発信が不十分
- ② 佐伯氏ゆかりの寺社仏閣の把握調査が不十分
- ③ 佐伯市歴史資料館の佐伯氏関連の収蔵資料の整理・公開が不十分
- ④ 佐伯氏の系譜や活躍を伝える情報発信が不十分

【方針】

- ① 「梅牟礼城跡」を中心とした山城に関する情報発信
- ② 佐伯氏に関わる寺社仏閣の把握調査の実施
- ③ 佐伯市歴史資料館の佐伯氏関連の収蔵資料の整理・公開
- ④ 佐伯氏をテーマとした講座・教室等による情報発信

3-7 「初代佐伯藩主・毛利高政」の課題と方針

【課題】

- ① 佐伯藩初代藩主・毛利高政の出自や個性を伝える情報発信が不十分
- ② 毛利高政がとった、環境保護も視野に入れた漁業施策に関する情報発信が不十分
- ③ 毛利高政の経歴や施策に関する調査・研究が不十分

【方針】

- ①-1 毛利高政の人物像に関する情報発信
- ①-2 毛利高政をテーマとした講座・教室等による情報発信
- ② 毛利高政の漁業施策に関する情報発信
- ③ 毛利高政に関する資料の整理と調査研究の推進

3-8 「佐伯の殿様浦でもつ・佐伯藩と毛利家」の課題と方針

【課題】

- ① 国指定史跡「佐伯城跡」の遺構や城山の植生を対象とした保存活用計画が未策定
- ② 佐伯藩の歴史文化の地域ブランド化と活用が不十分
- ③ 歴代藩主や佐伯藩の歴史、領民の暮らし等を伝える佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開が不十分
- ④ 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する調査研究と情報発信の継続
- ⑤ 城下町の風情を残す山際通り周辺や船頭町の景観維持
- ⑥ 歴代藩主や佐伯藩の特徴を伝える歴史文化資源の観光・イベントへの活用
- ⑦ 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する情報発信が不十分

【方針】

- ①-1 「佐伯城跡」の保存活用計画の策定
- ①-2 「佐伯城跡」の適切な維持管理の継続
- ② 佐伯藩に関わる歴史文化資源を活用した地域ブランドの強化
- ③ 歴代藩主や佐伯藩の歴史、領民の暮らし等を伝える佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開
- ④ 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する調査研究と情報発信の継続
- ⑤ 旧城下町の景観整備の推進
- ⑥ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施

- ⑦ 歴代藩主や佐伯藩の特徴をテーマとした講座・教室等による情報発信

3-9 「文教のまち・佐伯と先哲」の課題と方針

【課題】

- ① 佐伯藩8代藩主・毛利高標が収集し、佐伯藩の文教施策や日本の近代化に貢献した、「佐伯文庫」に関する調査研究や情報発信が不十分
- ② 佐伯から多くの先哲が輩出されているにもかかわらず、彼らの功績に関する情報発信が不十分

【方針】

- ① 「佐伯文庫」に関する詳細調査の実施
- ② 佐伯の先哲に関する情報発信の推進

3-10 「多彩な芸能・行事の多様なルーツ」の課題と方針

【課題】

- ① 少子高齢化・人口減少による、地域に伝わる伝統芸能・行事の担い手不足
- ② 継承が困難な伝統芸能・行事の適切な記録保存が不十分

【方針】

- ①-1 伝統芸能・行事を継承する機会の創出
- ①-2 伝統芸能・行事の保護・継承活動の支援
- ② 緊急性に応じた適切な記録保存の実施

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1節 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

前章で示した将来像とそのため課題に対応するため、それぞれの視点のもとに計画期間である令和6年度から令和9年度にかけて実施する措置を示す。それぞれの措置の主体についても併せて掲載しているが、必要に応じてその他の主体と連携・協力して実施していくことを想定する。

「市民全員が佐伯市の歴史文化に誇りを持ち、語ることが出来る」という将来像の実現のためには、特に市民の積極的な参加が重要である。そのため、市民参加型または市民協働型の措置を積極的に実施し、歴史文化資源を生活に身近なものとするすることで、本市の歴史文化資源の保存・活用を図っていく。

実施にあたっては、市費以外に文化庁の補助金、関係省庁の補助金（デジタル田園都市国家構想交付金等）、大分県の補助金のほか、財団の助成金をはじめ民間資金等の活用も積極的に図る。

1-1 「歴史文化資源の価値と楽しさを知る」ための措置

(1) 情報発信

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 親しみやすいテーマ・参加しやすい方法での講座・教室の開催										
1	親しみやすい講座・教室の開催 歴史文化施設が実施する講座や教室について、重点的に取り上げるテーマのほか、新たなテーマの創出や開催方法を見直して開催する。	◎	○		○	○		■	□	
方針② SNS・Webコンテンツを活用した情報発信の推進										
2	SNS・Webコンテンツの定期的な更新 歴史文化資源に関する情報や活動などについて、SNS・Webコンテンツを定期的に更新する。	◎	○	○	○	○		□	□	
方針③ 各種メディアへの積極的な情報提供										
3	メディアを活用した情報の発信 歴史文化資源に関するイベント情報などについて、メディアに対して積極的な情報発信を行う。	◎	○		○			□	□	
方針④ 調査研究成果の刊行物以外の方法も加えた公開										
4	調査研究成果のWeb公開 歴史文化資源の調査研究成果について、報告書や冊子のほかWeb上でも公開し、より広く周知を行う。	◎	○	○	○	○		□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

(2) 取り巻く環境

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 歴史文化資源を見学するための環境整備の推進										
1	歴史文化資源周辺の環境整備 屋外にある歴史文化資源周辺の清掃や、案内看板、解説看板などの設置・補修、見学地までの行路整備など、歴史文化資源を見学するための環境整備を行う。	◎	○	○	○	○	○	■		
方針② アクセス困難な歴史文化資源の情報を入手する手段の整備										
2	アクセス困難な歴史文化資源の情報公開 地理的・物理的条件や脆弱性などから直接のアクセスが困難な歴史文化資源について、見学・調査などの代替手段として、写真やデジタルコンテンツなどを用いて情報が得られる仕組みを作る。	◎			○		○		■	
方針③ 歴史文化資源に関する手続き等のデジタル化の推進										
3	歴史文化資源に関する申請・届出等のフォーム作成 歴史文化資源の利用・照会に係る申請や届出等の入力フォームをWeb上に作成し、手続きを簡素化することで関係者の利便性を向上させる。	◎			○	○		■		

1-2 「歴史文化資源の調査と保護・継承」のための措置

(1) 歴史文化資源の把握と評価

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 計画的な把握調査の実施										
1	把握調査が不十分な地域・分野における調査の実施 これまで調査が不十分だった地域や分野における把握調査を実施し、歴史文化資源の現状を把握する。特に、関連歴史文化資源群とのつながりが強いものを優先して実施する。	◎		○	○	○	○	■	□	
方針② 計画的な詳細調査の実施・推進										
2	詳細調査の実施・推進 歴史文化資源の価値評価を進めるため、重要な遺跡の洗い出しや、把握調査が完了した歴史文化資源の詳細調査の実施・推進を検討する。特に、関連歴史文化資源群とのつながりが強いものを優先して実施・推進する。	◎		○	○	○	○		■	
方針③ 継続的な歴史文化施設収蔵資料の整理										
3	市民サポーターの充実による歴史文化施設収蔵資料の整理の推進 歴史文化施設の資料整理に関わる市民サポーター制度を充実させ、収蔵資料の整理を進める。	◎		◎	○			□	□	
4	歴史文化施設収蔵資料の整理方法の見直し 歴史文化施設の収蔵資料の整理方法を見直すことで、省力化・効率化を図る。	◎			○			■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

(2) 未来への継承

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 伝統芸能・行事を継承する機会の創出										
1	伝統芸能を体験・披露する機会の創出 各地域に伝わる伝統芸能を体験・披露する事業を検討・実施し、継承の機会とする。		◎	◎	○	○	○	□	□	
方針①-2 伝統芸能・行事の保護・継承活動の支援										
2	伝統芸能・行事の保護・継承団体への活動費用補助 伝統芸能・行事の保護・継承活動に取り組む団体や個人に対する費用の補助を行う。	◎	◎	○	○	○	○	□	□	
方針②-1 歴史文化資源の定期的な現状把握										
3	指定等文化財の定期的な現状把握 指定等文化財について、文化財保護推進委員と協力して定期的な点検を行い、情報の更新と散逸の危機回避に努める。	◎		○	○	○		□	□	
4	所在を把握している古文書等記録史料の現状把握 所在を把握している古文書について、大分県先哲史料館と連携し、年1回程度の現状・所在確認調査を実施し、情報の更新と散逸の危機回避に努める。	◎		○	○	○		□	□	
方針②-2 歴史文化資源の文化財指定等の推進										
5	歴史文化資源の文化財指定等の推進 歴史文化資源の新規指定等や、市指定文化財の県指定化・国指定化等による保護体制の充実を図る。	◎		○	○			□	□	
方針②-3 市が所有する歴史文化資源の確実な継承										
6	「佐伯市誌」編さんのために収集した歴史文化資源の台帳作成と共有 「佐伯市誌」編さんのために収集した歴史文化資源の台帳を作成して文化財担当部局と共有し、市史編さん事業終了後も確実に継承する。	○	◎	○	○			■		
方針③-1 歴史文化資源の日常的な取り扱い方法の周知										
7	歴史文化資源に関するマニュアルの作成と周知 歴史文化資源の適切な管理方法を示す取り扱いマニュアルを作成し、所有者に周知することで、き損等の危機回避に努める。	◎		○	○		○	■		
方針③-2 歴史文化資源に関する連絡体制の整備と周知										
8	歴史文化資源に関する連絡体制の整備と周知 歴史文化資源に関する連絡体制を整備し、所有者に周知することで、日常的な管理の問題や方が一のき損が発生した際の適切な取り扱いにつなげる。	◎	○	○	○		○	■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針③-3 指定等文化財の保護・修理事業に対する支援										
9	指定等文化財の保護・修理に関する助言と費用の補助 指定等文化財の適切な保護や修理の方法、留意点に関する助言と、要する費用に対する補助を行う。	◎	○	○	○	○	○	□	□	
方針④ 緊急性に応じた適切な記録保存の実施										
10	歴史文化資源の記録保存の実施 失われる可能性が高い歴史文化資源に対する記録保存措置を講じ、その情報を継承する。	◎	○	○	○					■
11	開発対応の発掘調査の実施 周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる各種の開発行為に対応し、必要な発掘調査を実施する。	◎			○			□	□	
方針⑤ 歴史文化資源の収蔵施設の確保										
12	市有施設の歴史文化資源収蔵施設への転用の検討 公共施設再編などによって生じた市の遊休施設を改修し、歴史文化資源の収蔵施設とすることを検討する。	◎	○		○	○		■		

(3)「守る」体制作り

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 歴史文化資源に関わる専門職員の計画的な採用・配置										
1	歴史文化資源に関わる専門的な人材の採用・配置 事業に必要な専門職員の採用・配置を計画的に実施する。	◎	◎		○			□	□	
方針①-2 歴史文化資源に関わる市内外の専門家等との連携体制の構築										
2	市内外の専門家との連携体制の構築 多様な分野の専門家との連携体制を構築することで、専門職員が配置されていない分野における業務の推進に活用する。	◎		◎	○			■		
方針①-3 歴史文化資源に関わる人材や団体の資質向上										
3	歴史文化資源に関わる人材を対象とした研修 専門性を向上させる研修の開催や参加により、歴史文化資源に関わる人材の資質向上を図る。	◎	○	◎	○		○			■

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
4	文化財保存活用支援団体の指定と支援 市内の歴史文化資源の調査・研究・活用等を行う団体を育成し、文化財保存活用支援団体に指定して活動支援を行う。	◎		◎	○		○	■	□	
方針②-1 歴史文化資源に関する緊急連絡体制の構築										
5	所有者・警察・行政間での緊急連絡体制の構築 歴史文化資源が盗難や災害等に遭った際の緊急連絡先の周知等を行い、防犯・防災体制を整える。	◎	○	○	○			■		
方針②-2 歴史文化資源の防犯・防災対策の推進										
6	歴史文化資源の防犯・防災設備の充実 歴史文化資源の防犯・防災設備の充実を図り、防犯・防災対策に取り組む。	○		◎	○	○	○	■	□	
方針③ 災害時の歴史文化資源のレスキュー体制の構築										
7	所有者・関係機関・行政間でのレスキュー体制の構築 災害からの復旧に関する問い合わせ先の周知や復旧マニュアルの作成により、被災後等のレスキュー体制を構築する。	◎	○	○	○	○		■		

1-3 「歴史文化資源を活かした地域づくり」のための措置

(1) 歴史文化資源を活用した観光振興・産業振興の推進

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 歴史文化資源の民間主導での活用の推進										
1	歴史文化資源を活用した市民主催イベントの推進 市民が主体となり歴史文化資源を活用したイベントの開催を推進・支援する。	○		◎	○		○	□	□	
2	歴史文化資源を活用した商品の展開 商用利用可能な歴史文化資源の情報提供、商品展開の支援・協力を行い市民や地元企業との連携をはかる。	○		◎	○		○	□	□	
方針② 行政内部の関係部局の連携強化										
3	歴史文化資源を活用した観光・地域振興イベントの実施 社会教育課、観光課、地域振興課などが連携し、市民が参加しやすい歴史文化資源を活用したイベントを実施する。	○	◎		○		○	□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
4	市所有の美術品台帳の作成と共有 佐伯市が所有する、佐伯市ゆかりの美術品の台帳を作成し、関係部局で共有する。	○	◎		○			■		

(2) 郷土の歴史文化教育への活用

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 学校教育との連携強化										
1	子ども向けの教材の開発 学校教育課と連携し、郷土の歴史文化教育に活用できる子ども向け教材の開発を行う。	◎	◎		○			■		
2	子ども学芸員事業の実施 子どもたちが地域の歴史文化に興味を持ち積極的に学ぶ活動を支援する「子ども学芸員事業」を実施する。	◎	○		○	○		□	□	
方針② 地区公民館・コミュニティセンターとの連携強化										
3	公民館・コミュニティセンターと連携した成人向け講座・教室の実施 成人を主な対象とした郷土の歴史文化教育の教材開発を行い、地区公民館やコミュニティセンターと連携を図り、講座や歴史体験教室を実施する。	◎	○	○	○			□	□	
4	公民館・コミュニティセンターと連携した子供向け講座・教室の実施 子どもを主な対象とした郷土の歴史文化教育の教材開発を行い、地区公民館やコミュニティセンターと連携を図り、講座や歴史体験教室を実施する。	◎	○	○	○			□	□	
方針③ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用										
5	公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用の体制整備 地区公民館やコミュニティセンターと協力し、地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料の公開・活用ができる仕組みを整え、地域の人々が気軽に地元に残る歴史文化資源に触れる機会を創出する。	◎	◎	○	○			■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

第2節 関連歴史文化資源群の保存・活用に関する措置

ここでは、第3章第2節で設定した関連歴史文化資源群の保存・活用の課題に対応し、その効果をさらに高めるために取り組む措置を記載する。

2-0 共通事項

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 関連歴史文化資源群に関する情報発信										
1	Web上での情報発信 市ホームページに関連歴史文化資源群のページを作成し、その概要や個々の関連歴史文化資源の情報、アクセス等を紹介する。	◎			○			□	□	
2	パンフレット等の作成 構成する歴史文化資源やモデルコースの情報を掲載したパンフレットやマップを作成する。	◎			○	○		■		
方針② 関連歴史文化資源群を活用するための環境整備										
3	関連歴史文化資源群のストーリーを題材とする講座・教室の開催 歴史文化施設で実施する講座や教室などのテーマとして関連歴史文化資源群を取り上げ、情報発信を行う。	◎			○			□	□	
4	見学モデルコースの設定と整備 見学のモデルコースを提案し、必要な整備を推進する。	◎	◎		○			□	□	

2-1 「豊後水道が育む自然と伝統」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 自然林や植物の日常的な取り扱い方法の周知										
1	自然林や植物に関するマニュアルの作成と周知 自然林や植物の適切な管理方法を示す取り扱いマニュアルを作成し、剪定等の管理方針を周知することで、適切な保存管理を行う。	◎		○	○	○		■		
方針② 「蒲江の漁撈用具」の保存活用計画の策定										
2	「蒲江の漁撈用具」の保存活用計画の策定 「蒲江の漁撈用具」の保存活用計画を策定し、効果的な保存・活用を推進する。	◎			○	○	○		■	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針③ 佐伯市蒲江海の資料館の効果的な活用										
3	佐伯市蒲江海の資料館の展示の再構成と情報発信 「蒲江の漁撈用具」を集約した佐伯市蒲江海の資料館の展示を再構築し、必要な整備と情報発信を行う。	◎			○	○		□	□	
方針④ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用										
4	公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用の体制整備 地区公民館やコミュニティセンターと協力し、地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料の公開・活用ができる仕組みを整え、地域の人々が気軽に地元に残る歴史文化資源に触れる機会を創出する。	◎	◎	○	○	○		■		
方針⑤ 郷土食を対象とする把握調査の実施										
5	郷土食を対象とする把握調査の実施 「ごまだし」や「くじゃく」に代表される、海岸部の特徴的な郷土食の把握調査を行い、そのバリエーションや特性を把握する。	◎	○	○	○	○			■	
方針⑥ 「水ノ子島灯台」の国の有形文化財登録の推進										
6	「水ノ子島灯台」の国の有形文化財登録に向けた資料作成 「水ノ子島灯台」を国の登録有形文化財とするための調査の実施し、資料作成を進める。	◎			○	○		□	□	
方針⑦ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施										
7	歴史文化資源を活用したイベントの実施 「豊後二見ヶ浦」や「暁嵐の滝」「シン垣」等を活用したイベントを実施する。	○	◎	○	○	○		□	□	

2-2 「地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 過去の地震・津波・水害に関する記録の整理										
1	地震・津波・水害に関する記録のリスト化 歴史資料や近代以降の文書から大規模な災害の記録と根拠資料をリスト化する。	◎	○	○	○				■	
方針② 龍神池のボーリング調査成果の整理と公開										
2	龍神池に関するパンフレット等の作成 龍神池の調査成果をまとめたパンフレット等を作成し、情報発信を行う。	◎			○	○		■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

2-3 「豊予海峡の要衝・軍都佐伯」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 戦争遺跡の把握調査の実施										
1	佐伯市全域を対象とした戦争遺跡の把握調査の実施 佐伯市全域を対象とした戦争遺跡の把握調査を行い、リストと分布図を作成する。	◎		○	○	○		■	□	
方針①-2 主要な戦争遺跡の詳細調査の実施										
2	指定文化財となっている戦争遺跡の詳細調査の実施 丹賀砲台・仙崎砲台の詳細調査を行い、その成果を公開する。	◎		○	○	○	○		■	
方針② 佐伯市平和祈念館やわらぎの収蔵資料の整理・公開										
3	市民サポーターの充実による佐伯市平和祈念館やわらぎの収蔵資料の整理・公開の推進 市民サポーターと協働で佐伯市平和祈念館やわらぎの収蔵資料の整理を進め、目録を公開する。	◎		○	○			□	□	
方針③-1 市所有施設内の戦争遺跡の適切な維持管理										
4	濃霞山公園・仙崎公園・丹賀砲台園地の戦争遺跡の維持管理 戦争遺跡を含む濃霞山公園・仙崎公園・丹賀砲台園地の適切な維持管理を継続する。		◎		○			□	□	
方針③-2 市内の戦争遺跡の適切な保存・管理										
5	民間所有の戦争遺跡の適切な保存・管理の推進 個人や企業・団体の所有する戦争遺跡の適切な保存・管理を推進する。	○		◎	○	○	○	□	□	
方針④ 豊予海峡周辺の地理的重要性を理解するための企画の実施										
6	他自治体と連携した見学ツアーや展示会等の実施 豊予海峡周辺の戦争遺跡を有する他自治体と連携した見学ツアーや展示会等を実施する。	◎	○		○	○	○	□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

2-4 「祖母・傾山系の織りなす自然と大地の恵み」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 自然林や植物の日常的な取り扱い方法の周知										
1	自然林や植物に関するマニュアルの作成と周知 自然林や植物の適切な管理方法を示す取り扱いマニュアルを作成し、剪定等の管理方針を周知することで、適切な保存管理を行う。	◎		○	○	○		■		
方針② 「小半鍾乳洞」の再公開										
2	「小半鍾乳洞」の再公開にむけた検討の推進 落石のため公開を中止している「小半鍾乳洞」の現状を確認し、再公開に向けた検討を進める。		◎		○	○	○	□	□	
方針③ 「カモシカ」の生息状況の把握と啓発の推進										
3	「カモシカ」の定期的な調査と啓発 「カモシカ」の定期的な生息状況調査を行い、その情報の共有と発信、保護のための啓発を行う。	◎		○	○			□	□	
方針④ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用										
4	公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用の体制整備 地区公民館やコミュニティセンターと協力し、地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料の公開・活用ができる仕組みを整え、地域の人々が気軽に地元に残る歴史文化資源に触れる機会を創出する。	◎		○	○	○		■		
方針⑤ 「木浦鉱山」に関する調査・研究の推進										
5	「木浦鉱山」に関する詳細調査の実施 「木浦鉱山」の詳細調査を行い、その成果を公開する。	◎		○	○	○			■	
方針⑥ 木浦名水館所蔵資料の公開・活用の推進										
6	木浦名水館所蔵資料の公開 木浦名水館が所蔵する資料のリストを作成し、公開する。	○	◎		○	○		■		
方針⑦ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施										
7	歴史文化資源を活用したイベントの実施 「藤河内溪谷」「銚子八景」等を活用したイベント等を実施・推進する。		◎	○	○	○		□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

2-5 「大野郡宇目郷と日向道」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 「日向道」に関する周知と活用の推進										
1	「日向道」に関する情報発信とイベント等の提案 周辺自治体と連携して「日向道」の情報発信とイベント等の提案を行う。	◎	○		○		○			■
方針② 「木浦鉱山」に関する調査・研究の推進										
2	「木浦鉱山」に関する詳細調査の実施 「木浦鉱山」の詳細調査を行い、その成果を公開する。	◎		○	○		○			■
方針③ 木浦名水館所蔵資料の公開・活用の推進										
3	木浦名水館所蔵資料の公開 木浦名水館が所蔵する資料のリストを作成し、公開する。	○	◎		○		○		■	
方針④ キリシタン関連の歴史文化資源の把握調査の実施										
4	キリシタン関連歴史文化資源の把握調査の実施 周辺自治体との連携を視野に、キリシタン関連歴史文化資源の把握調査を行い、リストと分布図を作成する。	◎		○	○					■

2-6 「豊後南部の雄 佐伯氏の栄華」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 「榎牟礼城跡」を中心とした山城に関する情報発信										
1	「榎牟礼城跡」を中心としたパンフレット等の作成と啓発 「榎牟礼城跡」をはじめとする主要な山城のパンフレット等を作成し、観光や学校教育に活用する。	◎	○		○	○		■	□	
方針② 佐伯氏に関わる寺社仏閣の把握調査の実施										
2	佐伯氏に関わる寺社仏閣の把握調査の実施 佐伯氏と関わりのある寺社仏閣の把握調査を行い、リストと分布図を作成する。	◎		○	○	○				■
方針③ 佐伯市歴史資料館の佐伯氏関連の収蔵資料の整理・公開										
3	市民サポーターの充実による佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開の推進 市民サポーターと協働で佐伯市歴史資料館収蔵資料の整理を進め、目録を公開する。	◎		○	○			□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針④ 佐伯氏をテーマとした講座・教室等による情報発信										
4	佐伯氏をテーマとした講座・教室の実施 佐伯市歴史資料館で実施する講座や教室などのテーマとして取り上げ、情報発信を行う。	◎			○			□	□	

2-7 「初代佐伯藩主・毛利高政」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 毛利高政の人物像に関する情報発信										
1	毛利高政を紹介する教材の作成 毛利高政を紹介する子供向けの教材を作成し、学校教育で活用する。	◎	○		○			■		
方針①-2 毛利高政をテーマとした講座・教室等による情報発信										
2	毛利高政をテーマとした講座・教室の実施 佐伯市歴史資料館で実施する講座や教室などのテーマとして取り上げ、情報発信を行う。	◎			○			□	□	
方針② 毛利高政の漁業施策に関する情報発信										
3	毛利高政の漁業施策を紹介するパンフレット等の作成 毛利高政の漁業施策を紹介するパンフレット等を作成し、江戸時代の循環型環境施策の一例を示す教材として活用する。	◎	○		○	○			■	
方針③ 毛利高政に関する資料の整理と調査研究の推進										
4	「佐伯藩政史料」の詳細目録の作成と公開 藩政初期の資料を含む「佐伯藩政史料」の再整理による詳細目録をデータ化して公開する。	◎		○	○			■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など

◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

2-8 「佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 「佐伯城跡」の保存活用計画の策定										
1	「佐伯城跡」の保存活用計画の策定 「佐伯城跡」の保存活用計画を策定し、効果的な保存・活用・整備を推進する。	◎	○		○	○		■		
方針①-2 「佐伯城跡」の適切な維持管理の継続										
2	「佐伯城跡」の適切な維持管理 「佐伯城跡」の遺構と城山の自然環境の保護を両立した維持管理を継続する。	◎	◎		○			□	□	
方針② 佐伯藩に関わる歴史文化資源を活用した地域ブランドの強化										
3	佐伯市歴史資料館のミュージアムグッズの作成 佐伯藩に関わる資料をイメージしたミュージアムグッズを作成し、地域ブランドの強化に活用する。	◎			○			■		
方針③ 歴代藩主や佐伯藩の歴史、領民の暮らし等を伝える佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開										
4	市民サポーターの充実による佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開の推進 市民サポーターと協働で佐伯市歴史資料館収蔵資料の整理を進め、目録を公開する。	◎			○	○	○	□	□	
方針④ 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する調査研究と情報発信の継続										
5	歴代藩主や佐伯藩の特徴を紹介するパンフレット等の作成 歴代藩主や佐伯藩の特徴を紹介するパンフレット等を作成し、観光素材や教材として活用する。	◎	○		○	○			■	
6	『佐伯藩史料 温故知新録』の刊行 佐伯藩が編さんした「温故知新録」を解説・編集し、古文書になじみのない市民でも内容が理解できる書籍『佐伯藩史料 温故知新録』として刊行する。	◎			○				■	
方針⑤ 旧城下町の景観整備の推進										
7	旧城下町の景観維持・改善の支援 城下町の風情を残す山際通り周辺や船頭町の景観維持・改善の支援を行う。		◎	○	○		○	□	□	
方針⑥ 歴史文化資源を活用した観光・イベントの継続的な実施										
8	歴史文化資源を活用したイベントの実施 「佐伯城跡」「佐伯城下町」等を活用したイベント等を実施・推進する。	◎	◎	○	○		○	□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など

◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針⑦ 歴代藩主や佐伯藩の特徴をテーマとした講座・教室等による情報発信										
9	歴代藩主や佐伯藩の特徴をテーマとした講座・教室の実施 佐伯市歴史資料館で実施する講座や教室などのテーマとして取り上げ、情報発信を行う。	◎			○			□	□	

2-9 「文教のまち・佐伯と先哲」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針① 「佐伯文庫」に関する詳細調査の実施										
1	「佐伯文庫」に関する詳細調査の実施 「佐伯文庫」の詳細調査を行い、成果を公開する。	◎		○	○				■	
2	「佐伯文庫」の文化財指定 「佐伯文庫」を指定文化財とし、適切な保護の対象とする。	◎			○				■	
方針② 佐伯の先哲に関する情報発信の推進										
3	佐伯の先哲の人物像や功績を紹介する教材の作成 佐伯の先哲を紹介する教材を作成し、学校教育で活用する。	◎	○		○			■		

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

2-10 「多彩な芸能・行事の多様なルーツ」

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
方針①-1 伝統芸能・行事を継承する機会の創出										
1	伝統芸能を体験・披露する機会の創出 各地域に伝わる伝統芸能を体験・披露する事業を検討・実施し、継承の機会とする。		◎	◎	○		○	□	□	
方針①-2 伝統芸能・行事の保護・継承活動の支援										
2	伝統芸能・行事の保護・継承団体への活動費用補助 伝統芸能・行事の保護・継承活動に取り組む団体や個人に対する費用の補助を行う。		◎	◎	○	○		○	□	□
3	SNS・Webを活用した伝統芸能・行事の担い手の募集 伝統芸能や行事の事前準備や実施日の情報について、地区等の了承のもと事前にSNS・Web上で公開し、担い手の確保につなげる。	○		◎	○		○	□	□	
方針② 緊急性に応じた適切な記録保存の実施										
4	伝統芸能・行事の記録保存の実施 継承が困難で危機的状況にある芸能・行事について、佐伯市文化財保護審議会などの助言をもとに優先順位を判定し、順次記録保存の措置を講じるとともに、公開資料としての活用を図る。		◎	○	○	○	○			■

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

第6章 歴史文化資源の防犯・防災

第1節 歴史文化資源の防犯・防災に関する課題

近年、歴史文化資源の盗難事件や汚損事件、予期せぬ風雨災害等による被災が各地で発生している。そのような中で、地域に伝わる歴史文化資源を守り、未来へ伝えていくためには、防犯・防災の体制を整えることが重要である。しかし、現状では防犯・防災体制が十分に整っているとは言えない。歴史文化資源の防犯・防災については第4章第2節でも述べたところでもあるが、それらも含め、改めて本節で課題を整理する。

1-1 防犯・防災に関するリスクの把握が不十分

自然災害、火災、犯罪等への具体的な対策・対応は、歴史文化資源をおびやかす要因により異なってくる。そのため、まずは防犯・防災設備の設置状況や歴史文化資源及びその周辺環境から、想定されるリスクの洗い出しが必要である。

1-2 防犯・防災対策が不十分

想定されるリスクに応じた適切な防犯・防災対策を講じる必要があるが、現状では検討が不十分な部分がある。優先順位の設定とともに防犯・防災施設及び設備の整備も課題である。

1-3 被災後等のレスキュー体制が未整備（再掲）

予期せぬ風災害等により被災した歴史文化資源の復旧（修理・クリーニング等）は、今後歴史文化資源を守り、未来に伝えていくために必要な作業である。しかし、現在は、報告が上がったものへの個別対応にとどまっており、全体を網羅するようなレスキュー体制が未構築である。万が一被災した場合でも、より多くの歴史文化資源を守るために、レスキュー体制の構築が課題である。

1-4 防犯・防災に関する取組が不十分

防犯・防災体制を整備するためには、関連部局や市民の協力と連携が必要である。しかし、歴史文化資源の防犯・防災に対する関連部局や市民からの理解を十分に得られているとは言えない。そのため、歴史文化資源の防犯・防災に対する意識を醸成するための取組を行い、緊急時に速やかに対応できる体制を整えることが必要である。

第2節 歴史文化資源の防犯・防災に関する方針

前節で述べた課題を基に、歴史文化資源の防犯・防災に関する方針を以下のとおり整理した。

2-1 防犯・防災に関するリスクの把握

- ①防犯・防災設備の設置状況の確認を進める。
- ②歴史文化資源及び周辺環境の自然災害、火災、犯罪等のリスクを洗い出す。

2-2 防犯・防災対策の推進

- ①歴史文化資源の特性や周辺環境の特性に応じた防犯・防災対策を検討する。
- ②防犯・防災施設及び設備の整備を促進する。

2-3 被災後等のレスキュー体制の構築

- ①被災した場合でも、佐伯市にある数多くの歴史文化資源を守るため、全体を網羅したレスキュー体制を構築する。

2-4 防犯・防災に関する取組の推進

- ①歴史文化資源の防犯・防災への意識向上を図るため、関連部局や市民に向けた啓発活動を行う。
- ②緊急時に速やかに対応するための連絡体制を確立する。
- ③平時における維持管理や点検を通じて歴史文化資源を健全な状態に保つ。

第3節 歴史文化資源の防犯・防災に関する措置

前節までの課題と方針に基づき、歴史文化資源の防犯・防災に関する取り組みとして以下の措置を実施する。

No	措置の内容	取組主体			財源			計画期間		備考
		市・文	市・関	民間等	市	国・県	民間等	前半	後半	
1	防犯・防災設備の設置状況の把握 歴史文化資源の現状確認とともに、防犯・防災設備の設置状況の確認を進める。	◎		○	○			■		
2	歴史文化資源周辺の災害リスクの把握 歴史文化資源の周辺環境（地形等）の把握とあわせて災害リスクに関する区域指定状況（土砂災害警戒区域等）及び災害ハザードマップ等をもとに、起こり得る被害について想定・整理する。	◎	○	○	○			■		
3	リスクに応じた対応の検討 想定された防犯・防災に関するリスクをふまえ、個々の状況に応じた平時の対策・災害時の対応について検討する。また、対策を講じる優先順位についてもあわせて設定する。	◎	○	○	○			■		
4	歴史文化資源の防犯・防災設備の充実 歴史文化資源の防犯・防災設備の充実を図り、防犯・防災対策に取り組む。	◎	○	○	○	○	○	■		
5	災害時の歴史文化資源のレスキュー体制の構築 災害からの復旧に関する問い合わせ先の周知や復旧マニュアルの作成を行い、被災後などのレスキュー体制を構築する。	◎	○	○	○	○		■		再掲
6	歴史文化資源に関する緊急連絡体制の構築 歴史文化資源が盗難や災害等に遭った際の緊急連絡先の周知などを行い防犯・防災体制を整える。	◎		○	○			■		再掲
7	地震・津波・水害に関する記録のリスト化 歴史資料や近代以降の文書から大規模な災害の記録と根拠資料をリスト化する。	◎	○	○	○				■	再掲
8	文化財防火デーを契機とした防災訓練・啓発 文化財防火デーに伴う歴史文化資源の火災防御訓練や歴史文化資源の所有者等に対する災害リスクについての周知及び防災知識習得のための指導助言等を継続して行う。	◎	○		○			□	□	
9	緊急時の連携体制の確立 緊急時に速やかに対応できるよう、所有者及び佐伯市関係部局・国・県等との連絡体制を確立し、共有する。	◎	○	◎				■		
10	住民参加の維持管理と定期点検の実施 平時における住民参加の維持管理やパトロール等による定期点検を実施する。	○		◎	○		○	□	□	

※取組主体…市・文＝市の文化財部局、市・関＝文化財以外の市の部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体など
◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市＝市の一般財源、国・県＝国・県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等

※計画期間…■＝実施想定期間、□＝継続的に実施

第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

第1節 佐伯市の体制

佐伯市の歴史文化資源の保存・活用は、以下に示す体制により実施している。引き続き、関係部局との連携の維持・強化を図りながら、文化庁や大分県の指導・助言を仰ぎ、関係機関・佐伯市文化財保護審議会・その他民間の機関や団体が連携して取り組む体制作りを進める。

佐伯市（行政）

【所管課】

佐伯市教育委員会 社会教育課

文化財係【主担当】

職員 15 名《専門職員 4 名（正職員 3 名・会計年度任用職員 1 名）

一般職員 11 名（正職員 2 名・会計年度任用職員 9 名）

- ・文化財の保護、調査、普及啓発に関すること。
- ・歴史文化施設（佐伯市歴史資料館・佐伯市平和祈念館やわらぎ・城下町佐伯国木田独歩館・佐伯市本匠郷土資料館・佐伯市蒲江海の資料館）の設置、管理・運営に関すること。
- ・その他文化財に関すること。

生涯学習推進係

- ・生涯学習の推進に関すること。社会教育の振興に関すること。
- ・公民館、社会教育施設の設置、管理に関すること。

市史編さん係

- ・佐伯市誌の編さんに関すること。

【関係課】

総合政策部 政策企画課

- ・市政の総合企画及び調整に関すること。総合計画に関すること。

地域振興部 地域振興課

- ・地域振興・地域支援、地域公共交通対策に関すること。
- ・市民との協働に関すること。

地域振興部 コミュニティ創生課

- ・住民自治の推進に関すること。地域支援員に関すること。
- ・移住定住対策に関すること。地域おこし協力隊に関すること。

地域振興部 文化芸術交流課

- ・文化・芸術の振興に関すること。
- ・文化・芸術振興計画の策定及びその事業の構築に関すること。

- ・文化・芸術団体の支援及び調整に関すること。

地域振興部 エコパーク推進室

- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの推進に関すること。

観光ブランド推進部 観光課

- ・観光事業の振興、各種観光イベント、観光客誘致、観光ガイドに関すること。
- ・観光協会との連携、観光資源の発掘や調査に関すること。
- ・観光施設の維持管理、指定管理に関すること。
- ・文化・スポーツツーリズムの推進に関すること。

建設部 都市計画課

- ・都市公園・緑地等に関すること。
- ・景観行政に関すること。

防災局 防災危機管理課

- ・地域防災計画、自主防災組織、防災及び災害対策の総合的な企画調整及び推進、危機管理（防犯に関するものを除く）等に関すること。

教育委員会 学校教育課

- ・学校教育、学校経営の指導助言に関すること。
- ・教職員の研究、研修に関すること。

消防本部・消防署

- ・火災予防措置、防火相談に関すること。

※佐伯市が行う各種業務内容のうち、歴史文化資源と関わるものを抜粋

文化財保護審議会等

佐伯市文化財保護審議会

- ・文化財の保存・活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議する。

佐伯市文化財保護推進委員

- ・文化財の巡視及び調査、文化財の保護についての指導・助言、文化財保護思想の普及活動に関することを行う。

佐伯市歴史文化施設運営協議会

- ・佐伯市歴史資料館・佐伯市平和祈念館やわらぎ・城下町佐伯国木田独歩館の運営の基本事項に関すること、その他運営に関し必要な事項を協議する。

民間団体等

歴史文化資源関係研究・活動団体

佐伯史談会・県南歴史資産開発推進市民会議・弥生文化財愛護婦人団
 弥生歴史と文化を語る会・米水津の歴史を知る会・民俗文化財等保存団体 等

佐伯市観光協会

観光ガイドの会

佐伯商工会議所

<p>連携して取り組む大分県や市外の関係機関</p> <p>大分県教育庁 文化課 ・芸術文化や文化財に関する事務、銃砲刀剣類登録事務</p> <p>大分県企画振興部 芸術文化スポーツ振興課 ・県内の芸術文化、スポーツの振興の推進</p> <p>大分県立歴史博物館 ・県内の歴史・文化に関する資料の収集・保管と調査・研究成果の公開</p> <p>大分県立先哲史料館 ・県内の先哲・歴史・文化に関する資料の収集・保管と調査・研究成果の公開</p> <p>大分県立埋蔵文化財センター ・県内の埋蔵文化財の調査・整理・保管・公開</p> <p>佐伯警察署 ・犯罪や事故の防止</p> <p>別府大学 ・県内の文化財の調査・研究 ・包括的な交流協定にもとづく連携による人材育成</p> <p>大分大学 ・相互協力協定にもとづく地域活性化のための調査研究及び事業の実施</p> <p>九州文化財保存推進連絡会議・九州文化財保存学研究会 ・九州各県における文化財の被災状況や、今後被災を受ける可能性のある文化財の保存に関する協議 ・震災被害情報及び研究の共有化</p> <p>大分県博物館協議会 ・県内の博物館等の連携、博物館活動の振興</p> <p>大分県歴史資料保存活用連絡協議会 ・県内の歴史的公文書及び古文書に関する業務の支援</p>

第2節 計画の進捗管理

本計画で示した、佐伯市の歴史文化資源の保存・活用に関する様々な取り組みを効果的に進めるため、関係する行政だけでなく市民や地域、関係機関・団体、民間企業等がそれぞれの役割分担のもとで、自律的に連携・協働して推進することを目指す。

本計画の進捗管理については、社会教育課がその状況を把握し、その結果を文化財保護審議会に報告するとともに、結果はホームページ等で公開し、広く情報共有を図る。

また、佐伯市文化財保存活用地域計画協議会を原則として隔年で開催し、取り組みの成果や社会環境の変化などを踏まえ、内容の見直しや再検討を行う。さらに、計画期間である4年の経過時には、計画全体の総括的な評価を行ったうえで、次期計画を作成する。